

拜の行事を取入れること
皇陵参拜

神社奉仕—青年隊の行事はなるべく
神前又は神社を中心として行ふこと
忠霊奉仕—史蹟巡歴
朝禮式—商店街毎に青年隊が中心と
なり朝禮式を行ふこと。
祝祭日等に際しては奉祝行事を計畫
すること、神社の清掃、戦歿英霊等
に對する奉仕を隊の定例行事となす
こと。

郷土に於ける商業偉人又は先哲の研
究をすること
近郊に於ける聖蹟、史蹟の巡歴をな
すこと

(二) 體育訓練

體操—體育訓練に際しては特に堅忍
持久、眞摯敢闘の精神を陶冶し、團
體的修練に留意し、協同心の涵養に
努めること
登山、相撲、水泳、武道、陸上競技
集合の際、體操遊戯等を採用入れ、
「集會の體育化」に努めること
徒歩旅行—體力檢定—健康診斷
進んで町内ラジオ體操會、早起會等
を計畫し率先公衆體育の改善を計る

和歌、俳句、川柳等に關し同好會を
設け、健全なる餘暇利用を指導する
こと
簡易なる巡回文庫を設けること
方言の矯正に努め標準語の普及を計
ること

(六) 科學訓練

日常生活の計畫化、一人一研究、創
作研究、能率増進、科學施設の研究
日記の付け方、時間の使ひ方、金銭
出納簿の付け方等の日常生活の計畫
的處理を指導すること
集會の記録整理を指導すること
表彰施設を設け研究工夫の風を作興
すること
隊員の研究指導に際しては特に研究
課題の選定、研究の具體的方法を指
示すること
特に戦時下代用品の研究をなすこと
博物館、科學館等を見學すること

(七) 職域訓練

商業技術の體得
イ、商品知識を高めるための研究、
商品市場、生産市場等の實地見學
ロ、商業經理、簿記等の研究修練
ハ、商業算術及珠算の修練

定期に健康診斷を實施し、自己の體
位を認識せしめること(健康カード)
職場衛生を重んじ寄生蟲、結核病等
に關する保健衛生思想の徹底を計る
こと

(三) 國防訓練

軍事豫備訓練—國土防衛訓練—動員
訓練—野外訓練、
國防知識特に諸列強の軍備につき正
しき認識を持たしめること
青年學校振興に協力し青年學校教練
の徹底を期すること
山川跋涉、ハイキング、登山等を奨
勵し行軍能力の増強に努めること
防諜に就ては官廳の指示事項を正し
く隊員に徹底し、機密漏洩防止に協
力すること
郷土防衛については當該地青少年團
と協力して常時訓練を行ふこと
隊員の動員を常に國家喫緊の要務に
關聯して實施し、非常時に處する訓
練を行ふこと
野外生活指導を重んじ、天幕野營、
讀圖、磁石の使用法、方位距離の測
定に付訓練を行ふこと

ニ、配給機構及その他配給問題に關
する座談會、講習會、講演會の開
催

ホ、業種別研究會等を開催し商業技
術の體得の修練
ヘ、企業合同、新商店經營の研究會
の開催

一般經濟知識の涵養
イ、物價問題、一般的配給問題等に
對する基礎知識把握のための講
座、研究會の開催
ロ、平易なる日本經濟史、日本商業
史等の講座、研究會の開催

商業倫理の體得
經濟統制法令の理解
配給能率向上化
配給挺身訓練
職業轉換のための諸訓練
ハ、統後生活訓練
時局認識、軍人後援、増産協力

滿蒙开拓青少年義勇隊

沿革—昭和九年に、關東軍の東宮鐵
夫大尉(故大佐、支那事變に出征中十
二年十一月戦死)と茨城縣友部の國民

(四) 社會生活訓練

商業青年常會—隣組常會の協力—合
宿訓練—交通訓練
月一定日に商業青年常會を開催し、
其の際時局認識の徹底を計ると共に
特に時間勵行、集會作法に關する訓
練を爲し、社會に處する基本的心構
へを涵養すること
區域内の隣組常會等に積極的に参加
すること
神社、寺院、校舎等を活用し隨時合
宿訓練を行ふこと
未成年者の禁酒、禁煙等を徹底し、
遵法精神の涵養を期すること
一列勵行、座席讓與等の交通道徳を
率先躬行すること。

(五) 文化訓練

映畫會、合唱團編成、レコード鑑
賞、音樂會、朗讀會、趣味會、表現
訓練
商業青年常會に輪讀會を採用入れ、
讀書の習慣を養ふこと
レコード鑑賞、映畫鑑賞、合唱、詩
朗讀、脚本朗讀等を計畫すること
定期に隊報を發行し、隊員の詩歌作
文を發長、指導すること

高等學校校長加藤完治氏との間に、青少
年を大陸において訓育して滿洲開發の
理想的先驅者たらしめんと計畫が纏
まり、三江省の東部國境ウスリー江岸
の饒河を選定して、大和村建設に着
手、同年秋、國民高等學校少年部の生
徒五名と大谷光瑞氏經營の關東州所在
周水子少年訓練所生徒八名の計十三名
が、指導者に引率されて初めて現地に
入り、その後數次の増員があつて、大
和村の建設开拓事業は着々と進捗し
た。

昭和十二年の九月には齊々哈爾北方
の伊拉哈に、三百名の青少年移民が入
植した。

右二ヶ所の若き拓士の健闘よりは、
世の識者をして青少年移民の有望性を
認識せしめ、また之より先、日本農家
百萬戸滿洲移植二十ヶ年計畫が閣議で
決定し、之が完遂には、どうしても多
數青少年の挺身渡滿を必要とせられ、
十二年秋、大日本聯合青年團始め民間
關係各團體から、滿蒙开拓青少年義勇
軍の送出に關する建白書が提出されて
政府の容るゝところとなり、昭和十三
年になつて初めて全國的に十三年度義

勇軍第一次募集が行はれ、二月から三月にかけて、約一萬の應募者が茨城縣東茨城郡下中妻村内原の訓練所に入つて訓練を受け、五月以降續々と現地訓練所に向つて渡滿し、爾來この運動が現在に及んでゐる。

使命 滿洲國が民族協和、王道樂土の顯現を理想として建國されて以來我國との關係は愈々密接となり、日滿兩國は一體不可分、共に相携へて東洋平和、人類福祉の爲に邁進しつゝあるが、この盟邦に内地人開拓民が移り住んで沃土を開拓し、産業を増進し、國防を充實し、併せて眞に指導的地位に立つて民族協和の中核として活動することは我が大和民族に課せられた一大使命である。而してこの新しい國には新しい人が率先海を越えて渡り定住し、若々しい意氣と力でのこの大事業に奮闘協力することが最も相應しく何よりも大切な急務である。この新しい人の結集こそが滿蒙開拓青少年義勇隊である。

義勇隊の目的はその綱領によつて瞭然たるものがある。即ち
一、我等は天祖の宏謀を奉じ心を一

にして追進し身を滿洲建國の聖業に捧げ神明に誓つて 天皇陛下の大御心に副ひ奉らんことを期す
一、我等は身を以て一徳一心民族協和の理想を實踐し道義世界建設の礎石たらんことを期す
といふので、これを實踐し躬行する義勇軍こそ實に東洋平和の前衛である。

- 一、募集資格
(一)年齢 數へ年十六歳(早生れは十五歳)から十九歳(但し十二月二日以降生れの者に限り二十歳でも差支なし)迄の者
(二)學歷は國民學校初等科を修了者
(三)健康状態 身體が強壯で現地に於て共同生活並に農耕に従事し得ることが必要である。従つて醫者が診て呼吸器又は心臟が悪いとか、脚氣があるとか、神經系の疾患があるとか、痔瘻、重症トラホームその他悪性の傳染性疾患のある者はいけない。
(四)その他 父兄の承諾あることが絶対必要である。
二、應募手續
募集は一年を通じて行はれてゐる。希望者は居住地の市區町村長、國民學

校長、青年學校長、青年團その他の關係團體長に申出でその推薦を経て左の書類を市區町村を經由して道府縣に提出すればよい。
(イ)願書二通 (ロ)身上書四通
(ハ)戸籍抄本二通
尙右の用紙は市區役所又は町村役場に備付けてある。
三、檢査
道府縣より指示された日時に所定の場所にて人物考査と身體檢査が行はれる。(檢査場所への旅費は道府縣より支給)

内地訓練 前項の檢査に合格した者は道府縣より内地訓練所への入所日時を指示されるが、實際道府縣毎に所定の場所に集合の上、道府縣職員に引率されて入所する。(右の集合場所迄の旅費は道府縣より支給)
さて愈々内地訓練所(茨城縣東茨城郡下中妻村内原 滿蒙開拓青少年義勇隊内地訓練所)に入所すると、其の日から義勇隊は各小隊各中隊に編成され、これを日輪兵舎に收容し簡素を旨とした衣食によつて一切を自分達の手で行ふ自治的な共同生活が始まる。

訓練生は中隊長を中心として一體となり、早朝の起床から禮拜、學科、教練、武道、體操、作業、實習を行つて、就寢するまで毎日規律正しき緊張した生活を二ヶ月以上続け義勇隊たるの資格を錬磨し、渡滿の勢揃へをする。現地訓練 二ヶ月の内地訓練を終了すると、所定の被服、携帶品等が支給され、中隊(凡そ三〇〇名)毎に夫々指導員に引率されて、愈々憧憬の滿洲に向つて出發する。渡滿すると滿洲開拓青年義勇隊と名を改め現地訓練所に入所する。

現地訓練の方針は義勇隊綱領の精神に則り、生活訓練、教學、農事、軍事、武道、特技訓練等を通して身心を鍛錬陶冶し、滿洲建國の聖業を實踐するに足る開拓農民育成を目的として、基本訓練所で一ヶ年、實務訓練所で二ヶ年間の訓練を實施し、訓練所には日本法令により青年學校が設置されてゐる。基本訓練所は渡滿後一箇年間、滿洲の氣候、風土、衣食住等に親しませ、滿洲國の一般事情に通ぜしめるやうに、豫備的訓練を與へると共に教學教練を主として、義勇軍の基本訓練を施す。

現在、鐵嶺、嫩江、勃利、對店の四ヶ所に設置されてゐる。特別訓練所は基本訓練所に代用され又特別な訓練を實施する爲に設けられたもので現在一面坡、哈爾濱、昌圖の三ヶ所にある。實務訓練所に甲乙丙種及び鐵道日營村の四種類がある。
現況 義勇軍創始以來内地訓練所への入所年次調べは昭和十三年度二四、三六五人、昭和十四年度九、五〇八人、昭和十五年度(第三次入所分迄)九、一八二人、合計四三、〇五五人であり、而して創始の昭和十三年に入植した青少年義勇軍は十六年を以て大體三ヶ年の訓練を修了することになるので、十六年十月一日を期して開拓團への移行を實行することとし、二月からその先遣隊の建設工作が着手されてゐる。その豫定数は集團開拓民一六、九〇〇名、集合開拓民三〇〇名である。

本部 義勇隊運動の進展に伴ひその一貫的指導統轄の必要が痛感されるに至り、昭和十四年(康德六年)決定を見た滿洲開拓政策基本要綱に基き、滿洲開拓青

年義勇隊訓練本部が創設されることとなり、翌十五年三月之に關する法令が公布され、同年四月一日に開設された。訓練本部は日滿兩國政府及び協和會、滿拓、滿鐵等關係機關の協力合作になるものであり、從來、滿拓及一部滿鐵に於て行つてゐた青年義勇隊の訓練に就て、その指導並に經營に關する方策と、管理運營の主體を確立し、また一貫的指導を與へるものとしてその設立は劃期的な意義を有するものである。本部は新京特別市に設置され、日滿兩國政府の協議決定せる訓練本部長の下に、一室三部制を執つて義勇隊訓練の一貫的指導統轄と基本特別兩訓練所並に政府の指定する實務訓練所の經營に當つてゐる。訓練本部は本部長の下に督務室、總務部、訓練部、管理部の一室三部制であり、各部は更に(總務)庶務、人事、會計、企畫、弘報、(訓練)教務、教學、教練、農事、保健、(管理)補給、建設の十二科に分れてゐる。

第二期計畫 拓務省に於ては昭和十七年度より滿洲開拓第二期五ヶ年計畫を實施するこ

となつたが、東亞共榮圏内に於ける大和民族の配分配置の基本國策に照應し二十ヶ年百萬戸計畫と開拓政策基本要綱に則り、更に第一期五ヶ年計畫の實踐に鑑み、現下の戰時態勢に即應し日滿兩國一體的の重要國策たる使命を更に昂揚することとなつた。

第二期五ヶ年計畫は二十ヶ年計畫を基準とし第一期計畫を通じ累計三十萬戸に達せしむるを目標とし昭和十七年以降五ヶ年間に一般開拓民、義勇隊開拓民を含め二十二萬戸を計畫目標としてゐる。うち青年義勇隊に就いては十三萬人を計畫目標としてゐる。

開拓民指導の養成確保に就ては速急之が養成機構を整備し、特に青年義勇隊中より之が適格者を簡拔し養成する方途を講じ訓練所を設けることとなつた。尙大陸教育、興亞教育の主體を把握させる爲に昭和十五年度に第一回の教學奉仕隊を派遣したが十七年度に於ても實施の豫定である。

滿洲開拓青年義勇隊の昭和十七年度以降五ヶ年間の渡滿計畫は次の通りである。
昭和十七年度(康德九年) 三、〇〇〇人

同十八年度(康德十年)	三、〇〇〇人
同十九年度(康德十一年)	三、〇〇〇人
同二十年度(康德十二年)	三、〇〇〇人
同二十一年度(康德十三年)	三、〇〇〇人
合計	一三、〇〇〇人

學校報國隊

結成の經過 昭和十五年八月三十日文部省では時局重大の際學生生徒兒童の生活を刷新し質實剛健且つ明朗なる新生活様式を執らしむるの要緊切なるものあるを認め、これら學徒が一律に全國一齊に實行すべき事項を定め、全國に通牒したが、之と前後して八月二十九日の全國高等學校校長會議、十月一日の全國專門學校校長會議に於て「修練組織強化に關する件」の高等學校協議會が開かれ、十月末から十一月初旬にかけては各大學總長又は學長の會議に於て之を協議し、更に本年三月十四日には普通學務局から中等學校の修練組織に關して通牒が發せらるゝ等、本組織運動は急速に展開し、かくして全國の直轄學校、公私立大學高等專門學校および中等學校に學校報國隊の結成が

成ると共に從來の學友會、校友會などは解消され、學校長を首班とする師弟同行、俱學俱進の學徒修練體制強化の下、教學刷新と學校一體の校風は確立し、眞摯なる學徒生活が建設されて來た。昨年八月八日の文部省訓令はこれを更に整備、強化し、指揮系統の確立した全校編隊の組織編成を命じたものであり、學徒に有事即應の敏活果敢さと團體の活動力を百パーセント發揮せしめんとする學校報國隊の筋金を入れらるものである。今や報國の赤誠と義勇奉公の感激に燃ゆる全國學徒部隊の意義はいよゝ／＼軒昂、學校教練に、食糧増産作業に、各種の國防的事業に著大な團體訓練の成果を收めつゝあるのである。

文部省訓令

今次事變の勃發以來學徒の修練を重視して或は集團勤務の訓練に服し或は國家奉仕の勞務に赴く等只管實踐鍛錬に力めしめ特に客秋學校報國隊の組織に關する要綱を示して學徒修練の強化を圖るところありこれ固より皇國民練成の本旨に基くものにして克く規律を重んじ團結を尊び困苦缺乏に堪ふるの

志と盡忠報國の精神とを振起し以て挺身奉公の誠を效さしめんとするに在り。

いまや内外の情勢益々緊迫して寸時の餘安を容さず愈々學國一致曠古の難局打開に邁往すべき秋なり。學徒の修練亦これに即應する積極果敢の態勢無かるべからずなほここに學校報國隊の内に指揮系統の確立せる全校編隊の組織を樹て、隊の總力を結集して適時出動要務に服しての實效を收むるの體制を完からしむるとともに學校教練、食糧増産作業その他各種團體訓練等の實施を效果あらしむるは、方に非常時下教育の要請にして實に刻下の急務なり。

局に當る者級上の趣旨に鑑み其の體制の確立に力めて學生生徒の訓練を徹底し事有るに處しては、和衷協同沈着敏捷克く團結の威力を發揮して其の責務を果すに遺憾なからしむることを期すべし。(昭和十六年八月八日)

學校報國隊の編成 學校報國隊は、校長を中心とし、教職員と學生生徒全員が一體となり、指揮系統の確立した隊を編成すると共に、隊本部は教職員

の一部と配屬將校(配屬將校なき學校は教練教師又は指導員)を以て組織する。學校報國隊は本隊、特技隊、特別警備隊の三つから編成されるが、本隊は當該學校の實情に應じ學部、學科、學年學級又は組を基礎とし大體五十名を以つて一ヶ小隊を編成する。特技隊は時局に必要な特技をもつ教職員と學生生徒を以て編成され、例へば乘馬隊、自轉車隊、醫療隊、防毒隊、消防隊が組織される。特別警備隊は體力、學力共に旺盛で挺身難に赴く鐵志ある者を以て組織し、非常變災時における特別警備等の重要任務に就くのである。

次に學校報國隊組織強化のためこれが統轄連絡機關として文部省に學校報國隊本部を設置、更に東京はじめ各地方に地方部が設けられるが中央本部の組織は組織、實踐の兩部からなり本部長は菊池次官、副本部長は藤野教學局長、組織部長は永井專門學務局長、實踐部長は小笠原體育局長と決定、また各地方部長は當該地方部所在の大學の總長又は學長の中から文部大臣が任命し、又實踐部には總務、地方、情報、文書、防備、救護、交通、移動、

整備の九班を設置し、八月九日これに關する規程が發表された。かくして學校報國隊は高度國防國家體制整備の要請より生れた學校修練の新たな形式であり、文部省では必要な隊の業務と訓練との實踐に關しては一ヶ月以内學業を廢してもこれを正課と認めることに決定する等、我が國教育史上劃期的なことである。

學校報國隊本部及地方部規程

- 第一條 時局に鑑み學校報國隊の組織を強化し之が統轄連絡を圖るため文部省に學校報國隊本部(以下本部と稱す)を置く
- 第二條 本部に左の部を置く
 - 組織部
 - 實踐部
- 第三條 本部に本部長、副本部長一人、部長二人、本部委員若干および地方部指導員若干人を置く
- 各部に部附および部員各若干人、各班に班長を置く
- 第四條 本部長は文部次官を以て之に充つ、本部の事務を總理す
- 副本部長は教學局長官を以てこれに

充つ、本部長を補け本部長事故あるときはその職務を代理す
 部長中組織部長は専門學務局長を以て實踐部長は體育局長を以てこれに充つ、部の事務を統轄す
 本部委員は文部省局長および教學局長の中より文部大臣これを命ず、本部の事務に參與す
 地方部指導員は文部省及び教學局高等官の中より文部大臣之を命ず、上司の命を受け地方部との連絡及びその指導の事務を掌る
 部附は文部省及教學局高等官の他の者の中より文部大臣之を命ず、上司の命を受け部の事務を掌る
 部長は部附の中より文部大臣之を命ず、上司の命を受け部の事務を掌る
 部長は文部省および教學局判任官その他の者の中より文部大臣之を命ず、上司の指揮を受け事務に従事す
 第五條 本部に本部の事業の連絡調整を圖る爲協議會を置く
 協議會に關し必要ある事項は文部大臣別に之を定む
 第六條 本部の事務を分掌せしめたる地方部を置く

第七條 各地方部に部長、部附若干人を置く但し東京地方部は本部委員の兼務とす
 部長は當該地方部所在の大學總長又は學長の中より文部大臣之を命ず、本部の指揮を受け當該地方部の事務を統轄す
 部附は當該地方部所在の大學、高等專門學校の教授、助教授、學生生徒主事、又は事務官の中より文部大臣之を命ず、上司の命を受け當該地方部の事務を掌る
 部員は當該地方部所在の大學、高等專門學校の書記その他の者の中より文部大臣これを命ず、上司の指揮を受け事務に従事す
 第八條 各地方部に主事一人および連絡員若干人を置く地方部々附の中より部長これを命ず
 主事は部長を輔け部の事務を掌理す連絡員は關係各處との連絡に當る
 第九條 本部各部及地方部事務の分掌に關しては別に之を定む

大東亞青少年運動

我が國の青少年運動は今や國內に於ける運動としてのみ考へることは出来ない。内地青少年團の大きな影響の下に實質的に殆んど内地青少年團に準じて運動が展開されつつあつた朝鮮、臺灣、及樺太の青少年團は今般の内外地行政の一元化に伴ひ名實共に内地青少年團と統合一元化するの氣運は熟しつつあり、朝鮮、臺灣に於ては、それぞれ滿洲、北支及南方に對する兵站基地の青少年團としての使命を果しつつある。
 大東亞共榮圈諸國に於ける青少年運動も亦當然指導的地位にある我が國の協力と指導なくしては健全なる發育は望まれない。それが爲には、それ等諸國の歴史と傳統、青少年運動の沿革と現状について正しい認識を持ち各國家、民族の特殊性を理解し大東亞共榮圈建設の爲に具體的な方策を進めなければならぬ。
 それと同時にかかる共榮圈内諸國の青少年運動を率ゐてゆく爲には我が國

少年團自體如何あらねばならぬかをも眞剣に考慮せねばならぬであらう。

滿洲國

滿洲國の青少年運動は建國と同時に誕生し既に十年の歳月を経てゐるのでその歴史的經過よりして當然東亞共榮圈内諸國の中では發達を遂げてゐると見られよう。

建國前の滿洲は張學良政權が國民黨に分流してから急速に排日抗日毎日になり、大中學の學生々徒は學業を抛擲して専ら國民黨のお先棒となつて政治運動に没頭してゐた。斯くの如き教育を受けた青少年に建國の精神を理解させ日滿合作に挺身せしめる事は困難であつた。茲に青少年運動の必然的要求が起つた。

而してこれ等の青少年に對する新しき理念の扶植が青少年運動の第一の着眼であつた。建國當初政府は青少年訓練の重要性に着眼したが治安及學校の開設に忙殺され練成にまで手が及ばない状態にあつたがこの方面の先覺者が必要に應じ自然發生的に青少年の訓練を始めた。治安の爲に生れた保安青少年訓練、愛路少年隊、農業青年訓練等がそれである。

少年團の運動は建國前より日本側小學校を中心として行はれてゐたが、大同元年（昭和七年）九月十五日日本より獨立國として承認された記念日を期して日滿少年の大同團結たる滿洲國童子團聯盟の結成式が舉行せられ初めて滿洲國の少年團が誕生した。康德三年（昭和十一年）末に於ては全國童子團數は二一六團、團員數二四、〇〇〇名を算するに至つた。

治安第一時代も過ぎ國內整備も一應完了し國內外の情勢に即應し國民總動員體制確立の要望が昂まるに及び自然發生的な青少年訓練を國家的規模に於て一元的に強力に展開すべしとの聲が起つた。政府はこれを採り上げ康德四年（昭和十二年）一月二十八日青年訓練規程を制定公布した。この規程により協和會は青年訓練實施の責任を荷ふこととなり、協和會令によつて青年訓練所規則が定められ、新構想の下に建國精神練成の爲の訓練が開始されるに至つた。

時局の要請は更に全面的な青少年の

組織訓練を必要とし、翌五年（昭和十三年）青少年組織大綱が決定發表されるに至つた。

この組織大綱によつて滿洲國の青少年は民族の如何を問はず、男女學校、各職場にあるものもすべて協和青年團、協和少年團に統合一元化されるに至つた。

康德八年（昭和十六年）には協和會の外局として青少年團の中央統監部が設置され、時勢の要請と滿洲國の特殊性に應じて飛躍的發展を遂げるに至つてゐる。

中華民國

民國三十一年（昭和十七年）一月新國民運動の大綱を公布した國民政府は本運動の積極的展開を圖る爲、新國民運動促進委員會を組織し、特にその實施事項の中核として「物心兩面に互る國民の全面的啓蒙訓練」と並んで「中國青年團の全面的組織訓練」および「中國童子軍の全面的編成訓練」なる項目を掲げ、先づ青少年の訓練を實質的に採り上げたのであつた。これは日本の青少年訓練の實踐、ドイツ及びソ

聯の青少年訓練の例に深く鑑みるところあり、また本年五月親しく滿洲國青少年團の状況を觀て更に具體的にその重大性に着目せる汪首席の意圖であつた。

而して組織編成に當つてはその範を日本に仰ぐこととなり本年七月二十六日大日本青少年團副團長朝比奈策太郎は國府の招請を受け、汪主席はじめ、國府要人と意見を交換、その立案に參畫するところがあつた。

新國民運動促進委員は國民政府自體が新國民運動を實施するものであり、汪主席自ら委員長となり各行政部の部長(大臣)が常務委員、宣傳部長の林柏生が秘書長兼任となつてゐる。國民政府が青少年運動に對する熱意は更に本年十月二日右林柏生秘書長を非公式に我が國に派遣し我が國青少年運動の實際を詳細に視察せしめ今後の運動の範とするに及んだのである。童子軍の組織は事變前よりあつたのであるが事變後殆んど消滅してしまひ、その上小學校及び初級中學(三年制)のみに限られ高級中學(三年制)及び大學(四年制)には學生組織を缺いてゐた。今

同はこの學生組織を強化し、高級小學(三年制)と初級中學に中國童子軍を、高級中學と大學に中國青年團を組織し、嚴格なる訓練を實施せんとするものである。

この學生組織と相俟つて中國青年團範圍が組織せられ兩者が有機的に結合され同志的熱意が發揮されるやう構成されてゐる。即ち中國青年團範圍は精銳主義による同志的統一の親衛隊組織であり、之に屬する團員は同時に學生組織である青年團および童子軍の幹部となり推進的役割を演ずるといふ組織になつてゐる。新國民運動の成否如何は日支關係の將來延いては大東亞建設の成否にも絶大なる關係を有するとは省察すべきであり、新國民運動の中核をなす中國青少年團の歸趨は我が國の運命にも重大なる關係を有するものである。

北支

支那事變勃發後北支に新政府が樹立されると共に、新政府と表裏一體の民衆運動を展開すべく中華民國二十六年十二月(昭和十二年)新民會が創設さ

れた。同二十九年三月(昭和十五年)に至つて華北政務委員會の設立を見るに及んで本會は北支四省(河北、山東、山西、河南)の宣撫工作を一手に引受けることとなり、會の組織機構も飛躍的發展を遂げ、唯一の強力な民衆團體となつて日滿華三國を根幹とする大東亞共榮圈の一環をなす道義中國の建設に邁進しつつあるが、青少年團はその下部組織の中核をなし實踐活動に挺身してゐる。また思想工作の核心は青少年層を對象として行はれ、中央訓練處、省、道、縣訓練所、青少年團、少女團、婦女會等が健全なる思想の養成と訓練とを目的として設けられてゐる。

新民青少年團の團員數は昭和十六年三現月未在に於て青年團員二〇〇、二八二、少年團員一三六、八五〇、少女團員三〇、六三五である。

タイ國

タイ國は英國と古くから交易があつた關係上、青少年團も英國皇が深かつたが、革命後(昭和七年)は少壯氣銳の士が政府の要路に立つて青少年團に

力を入れて來た。指導者を我が國に派遣して我が青少年團の進展振りを視、かつ研究したのもその現はれである。現在のビブン首相は一層青少年團による發展を期して、ボーイ・スカウトを解散して、ユワチヨン(男子)ユワナリ(女子)を組織した。現在の團長はブラユレといふ人であるが、獨のヒットラー・ユージェント、伊のジルを研究してゐるが、彼には大いに日本青少年團を學ばせなければならぬ時が來た。ユワチヨン十五萬、ユワナリ七八萬の團員を擁して幼年隊、少年隊、青年隊に分れて夫々異つた訓練をしてゐる。男子は軍事訓練ともいふべきもので八年の訓練の後は豫備の少尉、四年すると豫備の伍長となる。全て通信術、傳書鳩訓練、携帶用電信機等を習熟させ、軍隊の補助機關である。女子は救急法、ガス訓練、溺死救護法等、特志看護婦的訓練をしてゐる。

蒙古及び印度

蒙古及び印度の青少年運動は、この兩國の歴史及び地政治的特殊性により聊か他の共榮國諸國と趣を異にしてゐる。

即ち蒙古は支那事變勃發に伴ふ皇軍の蒙疆進擊、新政權の成立以前は、なほソ聯の赤化勢力圈内にあり、中國に對する赤化ルートとしてその侵略に委せてゐたのであり、蒙古の獨立に關しても、蒙古民族消滅論さへも出てゐたのである。今や外蒙、内蒙を赤化より救ひ、これを指導し啓發して復興への道につかせその所を得しめるといふことは我が帝國の方針である。大東亞共榮圈の建設にもこの蒙古の復興は重大なる關聯をもつてゐる。

この意味に於て蒙古に於ける青少年運動に期待するところ正に大なるものあるを思ふのである。しかし學校教育は聯合自治政府の手によつて着々と進められてゐるが、青少年運動は未だ現はれてゐない。日本の青少年團はこの方面に於てもつと働きかけねばならぬ。

印度はまた復興途上にあり、青少年達は教育的に惡條件の下に置かれ、未だ全く未組織の状態にある。しかし全くの未組織大衆ではなく、英國の支配を排除せんとする國民意識から彼等を

も對英抗戰陣營に引き入れんとしてをり、アリヤ・サマジなる宗教團體は目下印度の青少年を糾合して印度精神の鼓吹をなす一方、彼等を一堂に寢食せしめ軍隊的教練を施し印度に覆ひ被る不當をば武力を以て排撃せんとしてゐる。

國民會議派なる政黨も亦印度の青少年に期待し、十六歳以上の青年に對し黨員たるの資格を與へてゐる。かく印度の青年達は國民意識に燃えてゐる大人に交つて祖國の爲に果敢に闘つてをり、教育を受けた青年達は先づ政治運動に參加するの實情にあり、我が國の青少年團の如き組織は印度獨立の實現後に見られるであらう。

道場・會館・塾

阿幸太 本斗郡本斗町阿幸村阿幸
 北海道水産會漁村青年修練場 上磯郡上磯町
 財團法人八紘學院 宗谷郡稚内町
 北海道拓殖實習場十勝實習場 札幌市外月寒
 北海道拓殖實習場北見實習場 廣尾郡大樹村
 北海道拓殖實習場釧路實習場 常呂郡置戸村
 北海道拓殖實習場天鹽實習場 川上郡弟子屈村
 東網走青年會館 天鹽郡幌延村
 網走郡網走町東網走五三六
 紋別郡遠輕町網走
 久遠郡具取洞村小川
 沙流郡門別村字厚賀町
 紋別郡遠輕町上支湧別九
 北部分團第二支部俱樂部
 空知郡山部村山部西一六
 線二番地
 空知郡上富良野村東八線
 北一八號
 青森縣 青森縣漁民修練道場寶陽塾
 青森縣 修練農場 八戸市小中野町
 岩手縣 北津輕郡金木町

六原青年道場 膽澤郡相去村
 米内青年俱樂部 盛岡市上米内
 東前青年俱樂部 釜石市釜石
 宮城縣 宮城縣立農事講習所 桃生郡鹿又村
 宮城縣 農學寮 宮城郡廣瀬村落合
 小島青年優長會館 登米郡淺水村小島
 中區青年會館 伊具郡筆南村大字平館
 秋田縣 秋田縣三輪農士學園 雄勝郡三輪村
 秋田縣立青年修練農場 南秋田郡天王村
 秋田縣 瑞穂行學舎 北秋田郡米内澤町
 山形縣 最上郡稻舟村鳥越
 山形縣 青年修養道場 北村山郡大高根村
 山形縣 立國民高等學校 北村山郡大高根村
 福島縣 南會津郡荒海村
 青島縣 立修練農場 河沼郡廣瀬村
 青島縣 立修練農場 西白河郡中畑村
 津島縣 立修練農場 耶麻郡熱鹽村
 庄野青年會館 信夫郡水保村大字庄野字堂田下

茨城縣立西山修養道場 久慈郡太田町郊外
 水戸市機械工訓育所 水戸市北三ノ丸一
 元 武學舎 眞壁郡下妻町
 網 涯學舎 結城郡山川村
 成 蹊學舎 猿島郡幸島村
 潮來町青年會館 行方郡潮來町
 栃木縣 立清原農學寮 芳賀郡清原村
 唐澤山青年道場 安蘇郡田沼町
 雲巖寺共成會館 那須郡須賀川村雲巖寺
 群馬縣 敬神道場 北甘樂郡一ノ宮町
 東國 敬神道場 群馬郡長野村南新波
 國 民學堂 前橋市北曲輪町四〇
 埼玉縣 賢學堂 前橋市北曲輪町四〇
 日本農士學校 比企郡菅谷村
 時 習館 北埼玉郡鴻巣村大字鴻巣
 千葉縣 三里塚農場 印旛郡遠山村
 大日本青少年團修練農場 香取郡本大須賀村
 漁村 道場 夷隅郡勝浦町
 役馬利道場 船橋市法典
 日本青年協會勝壯鹿道場 船橋市藤原
 丸村青年會館 安房郡丸村石堂
 東京府 和 龜町區永田町一丁目

日本青年館分館浴恩館 四谷區明治神宮外苑
 日本青年館分館 北多摩郡小金井町
 大 乘學寮 豐島區長崎六ノ二四
 東京市瀧ノ川修練道場 瀧野川區西ヶ原五四
 日本青年協會 麻布區新龍土町八
 芝區青年會館 芝區芝公園第一一號地九番
 神奈川縣 橫濱市中區橫濱公園内
 修 養道場 同保土ヶ谷區兒童遊園地内
 青 年 道 家 同神奈川區新子安町八六
 日產自動車從業員養成所 同中郡東秦野村
 丹 澤報國寮 足柄下郡湯本町
 箱 根報國寮 足柄下郡湯本町
 昭 和報國寮 橫濱市磯子區金澤寺前町五九二
 岩 村青年會館 足柄下郡岩村
 福 浦青年會館 足柄下郡福浦村
 新 潟縣 北魚沼郡湯ノ谷村
 新 潟縣 青年講習所 古志郡栖吉村字栖吉
 新 潟縣 立農民道場 南浦原郡加茂町
 加 茂朝學校 上野川郡堀川町
 富 山縣 產業講習所 中新川郡濱川町高月
 富 山縣 水産講習所 中新川郡濱川町高月
 富 山縣 農民道場 上新川郡福澤村東福澤

農村公民義塾 氷見郡加納村加納浦
 入善町青年會館 下新川郡入善町大字入善
 五二二八
 石川縣 鳳至郡黑島村口ノ一二三
 山梨縣 二 南都留郡明見村
 山梨縣立農道場機山寮 北巨摩郡清里村
 山梨縣青年修養道場 甲府市岩窪町
 忍草支部會館 南都留郡忍野村
 日本青年館分館清溪寮 南都留郡中野村
 長野縣 北佐久郡川邊村
 長野縣立御牧ヶ原修練農場 小縣郡長村菅平
 八ヶ嶽修練農場 諏訪郡原村
 長野縣立爲古村塾 諏訪郡永明村
 岐阜縣 大垣市桐ヶ崎町
 大垣市青年會館 可兒郡春里村
 岐阜縣修練農場 郡上郡八幡町
 岐阜縣 稻葉郡芥見村大字下芥見
 地頭方區青年會館 稻葉郡芥見村大字野村
 芥見村青年會館 不破郡宮代村
 宮代村青年會館 武儀郡關町大字東門前町
 關町青年會館 武儀郡富野村大字神野區
 本郷青年會館 武儀郡富野村大字神野區

川合青年俱樂部 本郷日立
 比久見青年俱樂部 武儀郡上之保村大字川合
 和知村青年會館 和知村大字和知
 市之倉青年會館 土岐郡市之倉村大字中前
 日吉村青年會館 土岐郡日吉村大字白倉
 坂下青年俱樂部 惠那郡坂下町
 中央俱樂部 惠那郡加子母村大字中切
 第三分團俱樂部 惠那郡加子母村大字萬賀
 福岡村青年俱樂部 惠那郡福岡村大字下野
 毛呂窪青年會館 惠那郡笠置村大字毛呂窪
 河合青年會館 惠那郡笠置村河合
 三郷村青年會館 惠那郡三郷村大字野井
 竹原西青年俱樂部 益田郡竹原村大字乘政己
 宮地青年俱樂部 同竹原村大字宮地
 下原村青年會館 同下原村大字町區
 川邊青年會館 加茂郡川邊町
 靜岡縣 田方郡西浦村
 久連國民高等學校 榛原郡川崎町
 財團法人培本塾
 愛知縣 岡崎市美合町字並松
 愛知縣立追進農場 名古屋市東區田代町
 愛知縣昭和塾堂
 三重縣 飯南郡粥見町
 三重縣立農林勸修場

神風義塾 鈴鹿市藥師
 農會技術員養成所 河藝郡白河町三重縣農事
 試驗所內
 稻木青年俱樂部 飯南郡漕代村大字稻木
 滋賀縣 神崎郡南五個莊村
 日本青年協會關西道場
 京都府 天田郡中六人部村大内
 大阪府 三島郡三島村
 大阪府立農道講習藍野塾 南河內郡千早村千早
 大阪府立存道館 北河內郡交野村
 修養團關西道場 天王寺區夕陽丘町
 大阪青年道場 東淀川區濱町一
 大阪青年道場 南河內郡高鷲村
 義農塾 泉大津市宇多一六五ノ一
 大津青年館
 兵庫縣 加西郡北條町
 兵庫縣青年講習所 加西郡北條町
 兵庫縣立國民高等學校 加西郡北條町
 蒼松 神戸市門口町
 奈良縣 山邊郡都介野村
 奈良縣立農道場豐農塾
 鳥取縣 東伯郡南谷村
 鳥取縣立修練農場 鳥取市西品治町
 西品治會館
 鳥根縣

島根縣立三瓶農道場 安濃郡佐比賣村
 島根縣青年團航空部 島根縣廳教育課內
 島根縣森林道場 飯石郡吉田村
 島根縣立農林道場 松江市外乃木村
 造士寮 美濃郡吉田町
 廣島縣 廣島市楠木町
 廣島縣自動車學校 廣島市楠木町
 廣島縣且ヶ原修練農場 賀茂郡川上村
 廣島縣修練農場 比婆郡山内東村
 大和自動車學校 廣島市大芝町
 有福青年會館 甲奴郡吉野村
 山口縣 防府市大字牟禮
 山口縣立牟禮農道場 防府市大字牟禮
 山口縣長青青年會館 山口市春日山
 山口縣立鹿野林業修練道場 都濃郡鹿野村
 山口縣立華山林業修練道場 豐浦郡豐田下村
 山口縣立華山林業修練道場 豐浦郡豐田下村
 玉江浦青年會館 萩市序玉江浦
 居能青年會館 宇部市藤田
 中河內青年會館 豐浦郡田耕村中河內
 香川縣 仲多度郡榎井村
 香川縣立農事講習所 香川郡上笠居村鬼無
 香華勤勞農園 綾歌郡坂本村
 皇國 綾歌郡坂本村
 愛媛縣 周桑郡庄内村
 愛媛縣立農事修練場
 高知縣

高知縣立全農場 長岡郡本山町大石
 高知縣山村指導所 幡多郡富山村
 高知縣漁村修練場 高岡郡須崎町
 赤岡北町青年會館 香美郡赤岡町
 三和青年會館 長岡郡三和村
 上倉村青年公會堂 同上倉村大字白木谷役場
 永野支部青年會館 高岡郡斗賀野村大字永野
 福岡縣 農士學校 早良郡脇山村愛日郷
 福岡縣立農士道場宗像塾 宗像郡赤間町
 友枝村青年會館 築上郡友枝村
 佐賀縣 佐賀縣立春日山道場 佐賀市外春日村
 彌榮義塾皇學館 杵島郡白石町
 高岡青年俱樂部 東松浦郡湊村湊
 佐志青年俱樂部 同入野村高串
 唐房青年俱樂部 同佐志町佐志
 江見支部會場 同佐志町唐房
 長崎縣 三養基郡三川村
 長崎縣立對馬農民道場 下縣郡鷓知村
 長崎縣立五島農民道場 南松浦郡岐宿村
 長崎縣立雲仙農民道場 南高來郡湯江村
 長崎縣聯合青年團修練場 東彼杵郡上波佐見村
 上戸石支部青年俱樂部 北高來郡上戸石村上戸石字

小川原浦青年俱樂部 郷敷 北高來郡小長井村大字小川原浦
 熊本縣 熊本縣立農民道場 球磨郡木上村
 昭和田區青年俱樂部 上益城郡豐秋村
 田川東部青年俱樂部 阿蘇郡泉村大字田川
 白川東部青年俱樂部 阿蘇郡泉村大字白川
 弓削公會堂 飽託郡供合村
 大分縣 有善農事修練所 宇佐郡安心院町
 新川青年會館 大分市大字勢家
 雄氣青年會館 玖珠郡玖珠町
 和氣青年會館 宇佐郡北馬城村
 宮崎縣 宮崎縣茶臼原農民道場 兒湯郡茶臼原
 祖國青年修養道場 宮崎市天満町
 鹿兒島縣 石垣青年會館 揖宿郡額娃村大字別府石垣
 大崎報公義會青年會館 川邊郡萬世町大字唐仁原
 菊永青年會館 川邊郡知覽町大字鹽屋
 境青年會館 肝屬郡牛根村大字境

教育

教育改革の諸問題

學術振興につき御下問

長くも 天皇陛下には一月十九日橋田文相をお召しになり學術振興につき優渥なる御下問を賜つた。同日文相には師範學校の改善その他文部省所管事項につき奏上、陛下には國民教育ならびに學術振興につき御下問を賜ひし由にて、文相は陛下の深き思召しに只管恐懼して退下した由である。

議會と教育刷新問題

東條首相は第七十九回議會の施政方針演說中に「開戦以來わが國民の活動の範圍は著しく擴大せられ、その責任もいよいよ重くなつたのであつて、今や國民の素質の向上と人口の増加とは戰爭遂行のためにも將又建設完遂のためにも

めにも絶対に必要となつたのである。これがため教育全般の刷新強化に大に力を致すとともに、國民保健施設および醫療制度の根本的整備を行ひたいと存する次第である」と言明された。教育制度の根本的改革の内容につき橋田文相は改革の方針として次の如く言明した。

- 一、教育の重點は國民學校教育におくべきものと考へてをり、次に教育の中心として考ふべきは、青年教育にあつて、その上に最高學府をたてることを構想としてゐる。
- 二、教育に直接携はる者の養成といふことには最も力を致したく、場合によつては教員の養成施設といふものは、一般學校といふものとは別個な系統に盛上げなければならぬといふやうな構想をもつてゐる。
- 三、訓練體制と教練を強化して出来るだけ短い年限をもつて、速かに國家の必要とする要員の補給を圓るやうに致

科學振興と技術者養成の企畫化

文部省は昭和十七年度において科學振興に三百二十萬圓、生産力擴充に關する經費五百七十六萬圓を支出するに決定。科學計測研究所(東北帝大)彈性工學研究所(九州帝大)超短波研究所(北海道帝大)航空醫學研究所(名古屋帝大)藥業研究所(東京工大)をはじめ電氣通信工學(東北帝大)理學部數學科(九州帝大)地質學科(東京文理大)等の學科を設置することになつた。

從來官公立の學校では理科方面と文科方面の學生生徒の數は概ね五對五で

あつたが、私立に於ては二對八で官公立を平均するも四對六で、到底生産力擴充のみならず更に大東亞共榮圏の指導開發を双肩に荷ひ、莫大な技術者の需要を豫想せられる今日現在の理科文科の比率では到底時局に即應出来ない事は明かであるので企畫を樹て技術者養成の大擴充を行ふべきであるが、本年度は東京帝大工学部四百名、高校理科千六百名、實業専門學校千四百名の學生増募を行ふことになつた。特に官立高等學校六校に四年制の高工夜間部の創設せらるに至つた事は意義が深い

學區制綜合考査制の實施

中等學校入學者選抜に就ては中等學校の人物考査、身體檢査と國民學校長の報告の三者を綜合判定して決するの十點法を廢し、優良可の評語により記入、席次の記入を廢した。學區制を決めたことで、一、生徒通學の利便を圖り、併せて交通機關の雜沓緩和を計る。二、校外指導その他學校修練の強化を容易ならしめること。三、優秀兒童の特定學校への集中を防ぎ、學校差

を少くすること。四、國民學校と中等學校との連繫を密にし、兒童の教育につき一貫性を期待し得ること。等を主眼とした。綜合考査制とは入學考査を各中等學校で行はず、考査委員會が志願者を綜合考査し、入學者を決定し、これを各學校に配分する方法で、一、優秀兒童の落伍を防ぎ、二、考査と入學決定に關する信頼の念を高める等の良い點がある。

學區制、綜合考査制を實施するか否かは府縣の實情に應じ行ふこととなつた。東京、大阪その他大都市は學區制を實施し殊に京都は兩制を併用、中等學校、高等女學校、商業學校にまで及ぼし好結果を收めた。

大東亞教育體制確立の建議案

國民教育振興議員聯盟の提出せる建議案は二月十二日衆議院本會議に上程可決された。大東亞教育體制確立に關する建議案政府は左の要項に基く内外教育機構の刷新及び教育方針の確立を圖り速に之が實現を期せられむことを望む

- 一、内外地教育行政機構の一元化
- 一、國民教育普通化に對する方策の樹立(興亞育英金庫制度創設)
- 一、在外邦人子弟教育制度計畫の樹立
- 一、共榮圈住民教育計畫の樹立
- 一、共榮圈留學生指導計畫の樹立
- 一、内地學生興亞教育計畫の樹立
- 一、共榮圈進出者鍊成計畫の樹立
- 一、内外地教育者及び研究員交流計畫の樹立
- 一、内外地邦人學生交流
- 一、興亞大學の設立
- 一、共榮圈學術研究所の設立
- 一、民族研究所の擴大強化
- 一、共榮圈宗教政策の樹立

大東亞建設審議會の文教政策

大東亞建設に關する根本方策を調査審議するため、政府は大東亞建設審議會を設け二月二十七日の第一回總會に於て東條總理大臣より、大東亞建設に關する基礎要件に關する第一諮問につき、大東亞建設に處する文教政策に關し第二の諮問がなされた。大東亞戰爭を戦ひ抜き、消滅にもと

づく大東亞を建設する歴史的偉業を實現する道は、これが中核をなす皇國民がその眞姿を顯現すること即ち皇國民の教育鍊成方策を確立することこそ、まことに大東亞建設の根本要件であり大東亞を指導するわが國現下最大の緊急事である。

文教政策に關する第二部會は諮問の重要性にかんがみ六回にわたり慎重審議の結果答申案を決定、五月二十一日第三回總會に附議決定したのである。この文教政策は近衛内閣以來未だ確定をみなかつた文教體制確立要綱の基礎的條件を具備したものとみるべく劃期的な審議會の成果である。文教政策の骨子としては、

國體の本義に則り教育勅語の大精神を奉戴し、大東亞建設の道義的使命を體得せしめ、大東亞における指導的國民たるの資質を鍊成するをもつて根本義とし、これが基本方針として

一、文武一如の精神にもとづき剛健なる心身の鍊成と、高邁なる識見の長養に努め、知行合一雄渾なる氣宇と強固なる實踐力とを養ひ、悠久なる民族發展をはかる。

二、教育は原則として國家みづから運營する體制を整備し、もつて大東亞建設の經綸を具現すべき人材の育成に努む。

三、國防、産業、人口政策等各般の國策綜合的の要請にもとづき一貫せる教育の國家計畫を樹立し、學校、家庭、社會を一體とする皇國民の鍊成を行ふ教育國家體制を確立す。

四、學術を振興し、創造的智能の啓培に努め、科學、技術はもとより、廣く政治、經濟、文化の全般にわたり不斷の創造進展を圖る。

五、師道の昂揚をはかり物心兩面よりする教育者尊重の方途を講ずる。

右の基本方針を具體化するに當つて國內に於ける教育の方策としては、歴史教育の刷新、敬神崇祖の實踐、眞の諸學に基づく大學の改革、勤勞青年教育の充實並に母性教育の徹底に重點をおく教育内容の刷新をはかり、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計畫の見地よりする學校の地方分散、修業年限の短縮、大學院の整備擴充、私立學校教育の改善等教育制度の刷新、軍教の一致の徹底、教育者の養

成、再教育及び優遇、國家的育英制度、家庭教育及び社會教育の振興、大東亞各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亞研究調査機關の整備並に思想、學術、藝術、宗教等に關する方策を決定した。

さらに南方占領地の諸民族に對する文教政策については、八紘爲宇の大義に則り諸民族をして各々その分に應じ、その所得しむるを以つて本旨とし、それぞれ教育、言語、宗教、文化及び留日學生に關する方策を確立した。

行政簡素化と文部省の機構改革

政府は戰時行政の敏速處理と南方要員充足のため、行政簡素強力實施要領を六月十九日の閣議にて決定して以來勅任官三割減員を始め奏任官、判任官、囑託、雇傭員十二萬五千人の大量減員、各廳部局の廢合を行ふ。文部省は

一、文教に關する重要政策の綜合調整を圖り時務の處理を大局的に適正ならしむるため總務局を設置す

二、専門學務局、普通學務局を廢止し、新に専門教育局及國民教育局を

設置す

- 三、社會教育局及宗教局を廢止し新に教化局を設置す
- 四、新に内局として科學局を設置す
- 五、外局たる教學局を内局とし勅任部長二人を減じ部制を廢止す
- 六、教育調査部を廢止す

尙行政の簡素化に併行し官廳職員の特選改善案では戰時勤勉手當として本給の一割支給、家族手当三圓を五圓に引上ぐることに、官吏の服務時間を一時間延長、戰時行政の敏捷な處理を企圖した。かくて行政簡素強力化は人事、機構、給與の三面に一應形を整へ官界新體制へと遅しく踏み出した。

中等數學理科教育の改革

三月五日付文部省訓令を以て中學校及び高等女學校の數學及理科教授要目の根本的改正を發表、從來のものは中學校は昭和六年の改正、高等女學校は明治四十四年改正以來のものであつた。今回の發表は來るべき中等教育の全面的改正の先驅をなすものとして注目すべきである。改正の要旨は、國民學校教育の上に立ち、中學校、高等女

學校に於ては皇國の道を養成せしめて

中堅有爲の國民を養成せんとするのであり、數學理科はその目的達成の一面を擔ふもので、今までの科學としての數學及理科の體系にとらはれることなく國民學校理科教育の基礎の上に立つて、その擴充發展を圖り活用創造の力を啓培せんとするのである。即ち、事物現象に對する精緻な觀察、正確な思考、的確な處理をなす能力を練磨し、更にそれが應用を會得し、進んで國民生活に活用の修練をなさしめ、以て合理創造の精神を長養し、國運發展の實を擧ぐる資質を啓培し、我國國民本來の能力を伸長し、科學の振興の根本に培はんとするものである。

尙改正の重點として、一、既成の學術的體系に拘泥することなく生徒の理智的能力を伸長するに適切なる體系をとりたること、二、全般に互り教材を精選し特に國民の日常生活に有効適切な事項、産業及び國防上重要な事項、識見の長養に資すべき事項に重點を置いたこと、三、觀察、實測、作圖等の具體的操作を學習の基礎として知行一如の修練をなさしめると共に發見創

造の力を養ふに努めたること、四、直

關を重視すると共に抽象して分析、綜合する動きを練磨するに力めたこと、五、教授要項はなるべく細密ならしめ而も教授方針を加へて教授の目標を明かならしむる形式をとりたることなどとされてゐる。

新舊教授要目を比較して見ると、數學では算術、代數、幾何の名が消えて、これらの外に三角法、解析幾何、微分積分、靈法幾何、統計法等に屬する教材をも綜合し、中學校では數學第一類(數量的系統)と第二類(空間系統)に分ち二系統に按配された數學の理念と實際が或時は算術の形となり、或時は立體幾何の形式をとつて鍛へ上げられて行くが、高等女學校では第一類第二類の區別すら取除かれて數量をも空間をも一體化した數學特に實際的數學が課せられる。理科では從來の植物、動物、生理衛生、礦物、物理、化學といふ學問的體系による枠が解消して、生命現象を主として扱ふ生物と、生命なき現象を扱ふ物象に分たれ、第三學年以上の物象は第一類(物理系統)第二類(化學系統)に分化し、生物では植物

(第一學年)と動物(第二學年)とに分れ、物象の一二年では基礎的操作の修練、物の變化の考察に全力を注ぎ、第三學年以上は人、動物、植物を含めて生理、繁殖、遺傳、進化等の問題を綜合して取扱つてゐる。

臨時教員養成所の増設

最近、中等學校理科關係教員の不足する状態に對して、文部省では昭和十五年全國六ヶ所に臨時教員養成所を開き中等教員の増加を計つてゐたが、昭和十七年度から、更に新たに北海道、東北、大阪、九州の各帝國大學及び奈良女子高等師範學校に五教員養成所を増設することになった。

官立師範專門學校の誕生

師範學校教育制度の刷新も明春四月よりの專門學校昇格實施に備へ昭和十七年度を準備期間にあて教授要目の決定、教科書の編纂、師範學校教諭の再教育等各般の準備を進めてゐたが、八月十四日閣議決定を経て師範教育制度の刷新に關する要綱を發表した。即ち年來の懸案とされた師範學校の專門學

校昇格と官立移管は十八年三月から實施され、大學への連絡がつくと共に十六年度より實施された國民學校制度による國民普通教育の刷新擴充はこの師範學校制度の刷新と相伴つて完備となり、我が國教育史上に一新紀元を劃するものである。

新しき師範學校は各道府縣一校を原則とするが、現在校は大體存續される豫定であり、現在の師範學校教諭は教授又は助教若しくは豫科の教諭になり引續ぎ採用の方針であるが、尙國民學校に奉職中の教員のみならず新制度による卒業生の再教育のため各校に研究科を設置し在學生五萬人は新制度の學校の相當學年に編入する。なほ制度改善に並行して待遇改善の方策が考慮されてゐる。要綱は

一、師範學校の教育方針

皇國の道の修練を旨とし、我が國教學の本義の徹底を期し皇國の使命を證得して克く皇國民養成の重責に任ずべき人物を養成するを以て主眼とする

二、設置および構成
師範學校は概ね各道府縣一校とし、

男子および女子部を置き各部に本科および豫科を置くを以て原則とする

三、修業年限および入學資格

修業年限は本科豫科とも各三年とし、本科は中學校または修業年限四年以上の高等女學校卒業程度、豫科は國民學校高等科修了程度を以て入學資格とすること

四、教科書

師範學校の教科書は原則として文部省において編纂すること

五、學費その他

公費養成の建前を以て本科および豫科の生徒には學費を支給するとともに授業料はこれを徴收せざること

六、國民學校教育および地方教育との關係

師範學校をして地方教育と緊密なる關係を保持せしめ、且つ國民學校教育の指導および研究機關としての機能を發揮せしむる如く措置すること

七、國民學校教員の特遇

本制度實施に關聯し國民學校教員の特遇につき必要なる改善を行ふこと

イ、女子部本科の修業年限は當分のうち二年とすることなほこの場合は女子部に修業年限一年の専攻科を置くこと

ロ、男子部の修業年限は昭和十八年度および昭和十九年度において六月これを短縮すること
ハ、昭和十八年三月師範學校に在學する生徒は新制度による師範學校の相當學年に編入せしむること

劃期的學制改革

政府は大東亞戰爭完遂のため文教刷新を喫緊の要務として採り上げ、初等國民教育に重大なる關聯を有する師範教育の改革、國語の南方進出方策等について中等學校、高等學校、大學豫科等の修業年限短縮を中心に學制の全般に亘る一大改革を斷行、明年度より實施することとなり八月二十一日閣議決定を経て要綱を發表した。今回の學制改革は清新潑刺たる人材を一日も早く學窓より實社會（戦線と銃後）に送り出し、一日も忽にすべからざる大東亞建設に挺身せしめんと國家的要請に基き斷行されたもので、教育内容の根本

的刷新強化と大學院の擴充とにより我が國の學術文化の水準を高度に進展せしめんとする重大意義を有するものである。情報局の發表は、

方針 學校教育を簡素にしてその充實を圖り訓育を完からしめもつて學徒の實務に従事するの期を早からしむると共に、學術文化の進展を圖るは國家不斷の要請にして、大東亞戰爭の完遂、大東亞建設の實行に伴ひ應切實なるものあり、よつて教育の劃期的刷新充實を圖り、これと不離一聯の關係において中等學校および高等學校の修業年限短縮を實行せんとす。

要領 (一)教育の根本的刷新充實を圖り中等學校の修業年限は四年とし高等學校高等科(大學豫科を含む)の修業年限は二年とす。
(二)右年限短縮は昭和十八年度入學者よりこれを適用す。

(三)教育の根本的刷新充實を圖るため必要なる措置を講ずることとし教科の刷新、教授力の充實、訓育を徹底すべき施設の充實、教育諸施設の整備擴充、教育者の確保等に關する具體的方策については別途これを決定す、外地

は右に準じて修業年限の短縮を行ふ。

國民教育

興亞教育研究會で東條首相挨拶

東條首相は六月廿七日神田一ツ橋教育會館で開かれた興亞教育研究會に特別出席一場の挨拶を行ひ多大の感銘を與へた。

今や帝國は國家の總力を擧げて大東亞戰爭を戦つてゐる。我が戰果の由つて來る所以のものは、實に國民學校教育の成果によること大なるものがある。戦力の發揮のためには優秀なる兵器器材を多量に使用するの有利なることは勿論であるが、それよりもつと根本的な要件は、これを使用する人間しかもその魂に在ること建國三千年來日本精神に代つて育まれてきた日本人の偉大な力が在るので、この事たるや直接戦力發揮の點においてのみならず、あらゆる部門においても然りであり、大東亞戰爭の目的を達成し肇國の大理想を實現するためには、今後愈々この人の力が如何に重大なるかを痛感する次第である。諸君におかれられては政府の意のある所を體し時局の要求につき認識を新にせられ身を以て少國民の教育に畢生の努力を傾倒せられんことを祈つて已まない。大東亞の指導的國民を鍊成する根本義として強靱なる實踐力の涵養につき強調、首相自ら政府の一度決定致した事は必ず實行する積りである。少國民の教育に當り自ら實行の範を垂れ實行力を涵養せしむることとに一段の努力を切望已まない次第である。

海員教育の擴充

大東亞戰爭の進展に伴ひ、帝國不敗の體制を整へ、大東亞共榮圈を確立するため、政府は産業設備營團を主體に戰時標準型船舶を急速に建造させ、その損失補償は政府において引受けることになつた。戰時海運政策として右の計畫造船、船舶運營會による計畫的運航と共に船員に就ては五月十五日閣議に於て戰時船員需給對策を決定した。實施事項は次の如くである。

一、高級船員については、現在の東京神戸の兩高等商船學校及び七つの中等商船學校を擴充するほか、新たに高等商船學校を増設する。なほ現在二つの短期高等海員養成所も更に二箇所増設する。

二、普通船員については、現在の官立養成所を擴充すると共に、更に同様の施設を二箇所増設するほか、修業期間三箇月の海員學校を政府において直營し、民間の類似施設は漸次整理統合する。

三、船員の最低年限を引下げ國民學校

模型航空機教育課程案發表

文部省で過去三ヶ年協議會を設置、練りに練つた模型航空機教育課程案が發表された。

初等科一年は初めは折紙で作る。後には中厚紙でグライダーを作る。二年は委がらの胴體で中厚紙で翼を付ける。胴體の先の方に釘をさし紙を巻き重心の位置を加減する。三年では胴は割箸のやうな細木を用ひ翼の骨格には竹ひごを使い、薄紙を貼り普通の飛行機を作るやうにする。四年は主翼も尾翼も竹ひごで胴體は細木でグライダーを作り、四年の後期では飛行機を作る。グライダーと殆ど同じで、たゞ翼だけ短いプロペラとゴムを付けたライト、ブレインの初歩を作る。五年では大體の基準を與へて自分で設計して作らせる。六年では成行によつて高く揚げて飛ばせるグライダーを作る。翼は厚みのある両面翼、高等科は分業して共同作業で作る。一年は胴體が四角で両面張翼の飛行機。二年は厚翼の大型グライダー。八ヶ年を通じて作つたり、飛ばせたり、修理したり調整しながら飛行の理論を實際的に諒解させる。

教職員の議員兼任問題

教育の政治性が問題となり、政治教育振興の叫ばれてゐる今日、文部省當局が國民學校長、青年學校長、中等學校長の市町村會議議員兼務を認め、教職員の翼賛壯年團顧問たること差支へなしと、六月二日付文部次官通牒を發した。従來は國民學校教職員が市町村會議員に當選した場合は、在職の儘就任

を許さぬ方針であつた。

修了者を直ちに船員として乗組まし
むるやう船員法令の改正を行ふ。
四、大東亞共榮圏における支障なき限
り外國人をも普通船員として採用
し、占領地その他の地方的水域にお
いて使用する。

從來船員養成施設は文部省の手にあつ
たのが海務院に移されて半年、國家の
至上命令たる計畫造船に呼應して海員
養成施設の空前な擴充計畫が行はれた
のである。

標準漢字表の制定

漢字の無制限使用を整理統一するた
め、文部省では國語審議會を設け、昭
和十二年二月以來七十數回に亘つて審
議を行ひ、去る三月常用漢字千四百二
十字、準常用漢字千三百四十六字、特別
漢字七十一字の標準漢字表を作成、中
間發表を行ひ各方面の意見を求めると
同時に研究を重ね、昭和十七年六月十
七日第百十回の審議會で修正を加へ發
表した。常用漢字千三百三十四字、準常
用漢字千三百二十字、特別漢字七十四
字合計二千五百二十八字で、また一般
に使用する簡易字體(略字)および使用

して差支へない略字も同時に發表され
た。

新字音假名遣の發表

昭和十六年三月、陸軍省は率先し
て、兵器名稱及び用語の簡易化に關す
る規定を定め、兵器に關する假名遣要
領を制定し、字音、國語音ともに表音
式に改めた。

國語審議會は去る六月十七日の第六
回總會において「字音假名遣整理案」
の中間報告を行ひ、原案を關係各方面
に送附して意見を徴し、昭和十七年七
月十七日の第七回總會において、新字
音假名遣表」および國語の左横書きを
可決し、文部大臣に答申した。關議決
定の上は各官廳、全國學校及び社會一
般に使用されるであらう。

南方諸地域の日本語

教育方針

大東亞戰爭の進展につれ、南方占領
地域に日本語の語られる情勢が急速に
展開されつゝある。現地の情勢に即應
して、國內でも南方に對する日本語普
及の問題が盛に論議され、應急の具體

的方針もたてられはじめた。情報局選
定の共榮圏簡用語約三百語が發表され
た。これは身邊の難用を足す程度のも
ので、公用語約二千語を選び住民への
告示や法規に用ひる。これも應急の對
策の一つである。

政府は八月十八日の閣議で南方諸地
域日本語教育ならびに普及に關する件
を決定し、南方に於ける日本語進出の
具體的政策を今後一切文部省において
一元的に企畫立案することになった。
文部省では日本語普及協議會を設置、
陸海軍企業院各關係官廳と緊密なる連
絡のもとに具體的事項を審議する。差
當り南方諸地域における諸學校の日本
語教育の教科書を文部省で編纂發行す
る。また軍部の要請にもとづく日本語
要員(日本語教師)養成のため文部省は
養成機關を設置し本年度約五百名の教
員を約三ヶ月の豫定で養成し、それぞ
れ各地域に計畫的に送り出す筈で、こ
の養成機關は恒久的のものとして南方
向け日本語教員は一切この機關を通じ
て行ふ。

東亞民族研究所

文部省直轄の民族研究所が經費三十
六萬圓をもつて設置され七月より開所
されることになった。東亞共榮圏内に
百八の民族を擁し、それら民族を率ゐ
て不動の共存生活を發展せしむるため
に、彼等のあらゆる部面に於ける特性
即ち風習、言語、文化、思想その他生
活百般を科學的に綜合的に調査研究
し、東亞諸民族を指導してゆく基準と
なすものである。

大東亞博物館の計畫

大東亞共榮圏内の各地の事情が一目
に判るといふ「大東亞博物館」が新設
されることになった。日本博物館協會
で計畫し文部省でこれを受けて計畫實
施ともすることになった。協會の案に
は本館を東京に、分館を大阪、昭南港、
ジャカルタ等の代表都市に設け天産、
人文、政治、經濟等一切に關する資料
を陳列し、南方への理解、各地の住民
の日本の眞の姿を知るに資す等共榮圏
相互の理解と文化交流に役立つものと
して大いに期待されてゐる。

興南鍊成院

南方諸地域の占領に伴ひこれが統治
に必要な人員を今後多數現地に派遣
する要あり。從來派遣員に對しては過
渡的に官民各方面にて各種の施設をし
たが、國家使命を達成するに必要な人
格鍊成ならびに南方の特殊環境に適應
すべき豫備的修練を加へ計畫的に配置
する必要を認め六月二十九日閣議に於
て興南鍊成院なる内閣直屬の鍊成機關
を創設、豫算四十萬圓を支出し十月一
日の開院を期し準備を進めてゐる。構
成は三部に分ちそれぞれ官吏ならびに
民間會社關係者、大學專門學校新規卒
業者および中等學校新規卒業者を收容
する。

南方進出農民鍊成所

南方に派遣される日本農民は現地農
民を指導すべく、そのため特別な鍊成
を必要とするが長期(期間一ヶ年)短期
(期間二三ヶ月)の兩鍊成所を設置する
ことに六月三十日閣議にて決定、八月
より開所の豫定。

家庭教育指導要項

文部省社會教育局では三月十四日開
かれた家庭教育振興協議會に於て家庭

教育指導要項を發表、戦時下に於ける
家庭教育の重要性を強調した。

戦時家庭教育指導に關する件

未曾有の重大時局に際し肇國の大
精神に則り國家總力の總動員を以て聖
業翼賛に邁進すべき時國運進展の根基
に培ふべき「家」の使命感を重きを加
ふるに至れり

仍て此の際家族生活を刷新充實し家
族制度の美風を振起し皇國の重責を負
荷するに足る健全有爲なる子女を育成
黨陶すべき家庭教育の振興を圖るは正
に刻下の急務たり、茲に左記要項に依
り之が徹底を期せんとす

記

- 一、我が國に於ける家の特質の闡明並
に其の使命の自覺
我が國に於ける家の特質は
イ、祖孫一體の連繫と家長中心の結合
とより成り、人間存在の最も自然的
なる親子の關係を根本とする情愛敬
慕の生活の間に人倫本然の徳性秩序
を長養しつゝ永遠の生命を具現し行
くものなること
ロ、畏くも 皇室を宗家と迎奉り恒
に國との繋がりにて生成發展しゆ

く歴史的具體的なる存在にして、忠孝一本の大道に基づく子女錬成の道場なること

ハ、親子、夫婦、兄弟、姉妹和合圖樂し各自の分を盡し老を扶け幼を養ふ互助共同の生活の裡に自他一如の修練を積み進んで世界新秩序の建設に邁往するの素地に培ふものなること等の諸點にあることを闡明し、我が國に於ける家の國家的並に世界的意義に徹せしめこれが使命の完遂に遺憾なからしめんことを要す

二、健全なる家風の樹立

家風は家々の傳統の表現なると共に不斷に生成發展すべきものなり、人々の性格は家風によりて規定せられること大にして従つて家風の健全は又國民の健全に關する、家風の内容は多々ありと雖も我が國に於ける家の特質に鑑み健全なる家風の樹立の爲に特に左記諸項の徹底につき留意するを要す

イ、敬神崇祖

敬神崇祖は祖孫一體の家生活の中樞たるべきものなり、敬神は實に天皇に歸一し奉る精神にして祖先崇拜は天皇に仕へまつれる祖先を祀る所以

のもの乃ち敬神と相合致し忠孝一本の原理も亦此處に存す家々に於ける祭祀行事は敬神崇祖の顯現にして従つて各戸必ず神棚を設けて日常禮拜を怠らず祭祀を嚴肅に執行せしむるを要す

ロ、家族道義の實踐

家長を中心として親子、夫婦、兄弟の序を正しくすることは家生活の根本なり、家人相互に敬愛の情を以てし、親和の間に禮節を忘れず、相互の理解を深めて協力奉仕の實踐に力め、家族道義の徹底を圖るは健全なる家生活を維持する所以にして、健全なる國民の基礎も亦自ら此の間に養はる

ハ、一家和樂

一家和樂の生活は社會的活動力の源泉なり、此のことは家族道義の實踐により自ら招來されるところとは言へ、勤勞と規律との間に寛ぎを加へ、一家團樂の樂しみを與ふることは更に豊かなる生活力を培ふ所以なり

ニ、隣保協和

血縁と地縁とは我が國古來の基本的

社會的結合にして、兩者は矛盾背馳せざるのみならず血縁による家生活に於ける共存共榮の觀念を移して地縁による隣保に及ぼし、延いては國家社會の結合の基本精神とするところにより日本の性格の存する所以を認識せしめ隣保協和の實を擧げしむ

三、母性の教養訓練

家庭教育は固より父母共にその責に任ずべきものなりと雖も子女の熏陶養護に關しては特に母の責務の重大なるに鑑み、先づ母性の教養訓練に力を致し健全なる母性の感化を子に及ぼし次代の皇國民の育成に遺憾なからしむると共に、健康にして明朗なる實質家庭を建設せしめんが爲に特に左記諸項の徹底につき留意するを要す

イ、國家觀念、社會觀念の涵養

母性の活動を中心とする家庭生活は單なる家庭内部に留らず常に國家生活、社會生活の一環なることを理解せしめ一家の子女の育成も亦皇國の子女の育成なることの自覺に導く

ロ、日本婦道の修練

個人主義的外來思想の浸潤を排し、日本婦人本來の柔順、溫和、貞淑、

忍耐、犧牲、奉公等の美德を守り、之が涵養錬磨に努めしむ

ハ、母性の自覺

子女は母性の反映にして更に將來世界を動かす者は今日搖籃を動かす母性の手にあることを思ひ、子女の熏陶養護に對する母性の責任と使命を自覺せしむ

ニ、時局認識

家齊ひて國治まる、國家活動の基礎は家庭の整備にあることは古今の通則なりと雖も特に大東亞建設途上に於いて家庭生活が如何に目的完遂に大なる關聯を有するかを自覺せしめ、更に子女をして次代の大東亞指導者として教育する爲に斷えず時局に關する綜合的認識を母性に與へ、時局と母性の責務に關して常に正確なる識見を養成せしむ

ホ、科學的教養の向上

國民の科學的興味は幼少の間に養はる、幼少者の科學的興味は母性の科學的教養に負ふところ極めて大なり、然るに従來我が國女性の科學的教養に關しては低調の憾ありとせず、茲に於て特に母性の科學的教養

の向上を圖り直接的には家庭各般の問題を科學的に處理し、國策への協力を徹底せしむると共に延いては次代の科學的向上に寄與せしむ

ハ、健全なる趣味の向上

母性の趣味の向上が家庭生活を豊かにしこれを明朗ならしむると共に子女の品性陶冶の上に影響するところ至大なる所以を認識せしめ、日常生活の間、健全優美なる趣味の向上に至らしむ

ト、強健なる母體の錬成

強健なる子女は強健なる母體より生ず、母たる者に保健衛生の思想を涵養し常に榮養と活動と休息に關する正しき考慮を拂はしむると共に積極的に心身鍛錬の方途を講じ以て健全なる母體を保持せしむるは極めて肝要なり、特に産前産後の保健衛生には萬善の處置を講ぜしむる要あり

四、子女の熏陶養護

子女の熏陶養護は家庭教育の中核なり、斯教育はこゝに重點を置き父母慈愛の下、健全なる家風の中に有爲なる次代皇國民の錬成をなすべく、特に左記諸項に留意するを要す

イ、皇國民たる信念の啓蒙

我が國體の萬邦無比なる所以を知らしむ、皇恩の感謝と共に日本人として生を享けたることの喜びを體得せしめ以て幼少の間に自から奉公の信念を固からしむ

ロ、剛健なる精神の鍛錬

盡忠報國、質實剛健、堅忍持久、勇往邁進の精神を養ひ、強固なる意志を鍛錬し、其の實踐力を培養せしむ

ハ、醇乎たる情操の涵養

健全なる兒童文化の活用により醇乎たる情操を涵養し明朗潤達なる性格を養ひ豊かなる生命力を培養せしむ

ニ、良き娘

子女の自發的活動性を活かしつゝ、自律自制的訓練を加へ、日常生活の間から良習慣を修得せしむ、就中勤勞の精神を尊重しこれが習慣を養ふことは剛健なる國民の基礎を培ふ意味に於て特に意を用ふる要あり

ホ、身體の養護鍛錬

子女の身體の發育情況、健康状態に留意すると共に積極的なる鍛錬を重んじ、強健なる肉體の中に雄渾なる氣魄を培養せしむ

五、家庭生活の刷新充實

大東亞戰爭完遂のため、皇國永遠の發展のため、家庭生活の刷新充實を圖ることは正に今日の急務と云ふべく、特に左記各項に留意するを要す

イ、家庭經濟の國策への協力
國策を理解せしむると共に家庭經濟の國家的意義を十分自覺せしめ、これが國策への積極的協力をなさしむ

ロ、家庭生活の科學化
家庭科學の知識を與へ、時局の進展に應ずる家庭生活の調整並に合理化を圖らしむ

ハ、家族皆勞
勤勞の精神が家に漲り家族の全員が夫々分に應じて進んで勤勞に従ふことは健全なる家庭を維持し延いては健全なる國家の發達を圖る上に於て最も肝要なり、戦時下勞力不足の今日にあつては特に家族全員の協力による勞力の補填並に増強の國家的重要性を強く自覺せしめこれが實行に力めしむ

ニ、隣保相扶
家庭生活の刷新充實を圖るためにも各家互に孤立しては到底その實現を期

すべからず、茲に於て隣保相扶け有無相通じ協力一致以て家の内外を通じて生活の刷新充實の實を擧ぐるに力めしむ

ホ、國防訓練
防空、防火、防謀の重要なる所以を自覺せしめ、必要に應じその訓練を實施して國防の完備を期せしむ

ヘ、家庭娛樂の振興
健全なる家庭娛樂は明朗にして豊かなる家庭を維持し更に子女の性格陶冶の上に影響するところ甚大なるに鑑み、健全なる家庭娛樂の指導に意を用ひ、地方の實情に應じ個々の家庭に適合する娛樂を生活の間に加へ以て健康なる生活の維持増進に寄與せしむ

軍人援護教育研究指定校
軍人援護教育とは軍人援護に關する皇室の御仁慈を徹底せると共に、前線の將兵に後顧の憂ひなく戰つて貰ふためには、私達銃後の國民はどうすべきかを教へる教育である。兒童は純真で、極めて感受性に富んでゐるが故に、この時代に軍人援護の精神を徹底

青年教育

青年學校生徒の制服統制

文部省では大日本青少年團と共に青年學校青年團同一の制服を制定する方針で昭和十六年十一月、關係各方面と共に「青年學校生徒及青年團員制服統制に關する協議會」を開催、教育訓練と物資節約に便するため制服を統一し昭和十七年四月以後新調の場合より適

青年學校強化同盟の結成

大東亞戰爭の目的完遂のため青年學校及びその他の勤勞青年教育を一層強化する必要を痛感した同志より計畫された青年學校強化同盟は、結成準備工作として規約並青年學校強化目標を作成し、五月九日發起人田代勝之助、小澤徳一、吉田彌三の三氏は陸軍文部兩省の青年學校關係當局を歴訪して懇談した。

- 一、制度に關すること
(イ)男子義務制の徹底
(ロ)市町村當局の就學規定勵行
(ハ)父兄並雇傭主の就學義務遂行
(ニ)女子義務制の即行
(ホ)卒業生の待遇
(ヘ)陸海軍幹部候補生志願資格の附與

- 二、設備に關すること
(イ)上級學校入學受驗資格の附與
(ロ)普通文官任用資格の附與

御親閱一周年記念日

五月廿二日は全國青年學校職員生徒が宮城外苑で御親閱を拜受した光榮の日なので、大東亞戰勃發に伴ひ青年教育の重大性の彌が上増す時御親閱拜受一周年を迎へて、全國各地で記念大會が盛大に行はれた。東京市ではこの日第一回大會を代々木練兵場で舉行、市内二百五十七校、十三萬人の職員生徒の中から選ばれた約五千三百名が參加、閱兵、分列式を行ひ後宮城と靖國神社に向つて二班に分れて武裝行進を行つた。

教授訓練の晝間實施

時局の推移に従ひ青年學校の教練科の使命は愈々重大となり、特別の訓練を除く外薄暗い電燈で夜間實施することは困難にもなり青年體位の増強の爲にも授業の晝間實施は軍部から強い要

青年學校初めての國定教科書

青年學校の義務制に伴ひ、修身及び公民科の教科書が國定化され、文部省では昭和十四年より編纂に着手してゐたが、この度青年修身及公民科教科書五年制男子用巻一、巻二の原案決定、十八年四月より使用されることとなつた。その内容の特質は勤勞青年の魂を涵養するに重點を置いたもので勤勞青年訓とも稱へらるべきものである。

用する。男子は中等學校生徒と同一にし、帽子及帶を異にしてゐる。女子には三種の標準服を指定し、制服又は標準服制定の場合の據り所としたので強制的ではない。一、和服向の甲號型二、高等女學校生徒と同一の乙號型三、活動衣の丙號型である。

から「青少年學徒に告ぐ」と題し御親
閱拜受記念の感激と共に諄々と學徒の
奮起を促された。

青年學校の振興に關する

通牒

御親閱一周年に際し劃期的に青年學
校教育の振興を圖り次官通牒が發せら
れた。青年學校教育は義務制が實施せ
られ日尙淺く之が振興の爲努力すべき
事は限りなく、解決すべき問題は山積
してゐる状態である。本通牒は前年の
文部省訓令第二十六號と共に青年教育
振興上極めて重要な役割を爲すもので
あり、殊に青年學校の教授及訓練内容
の刷新振興に主眼が置かれてゐる。

青年學校の振興に關する件
昨年五月二十二日長くも全國男女青
年學校生徒に對し御親閱を賜ふ
聖慮深遠遂に恐懼感激に堪へざる所
なり青年教育關係者は、聖慮を奉體し
て日夜斯教育の振興に努力しつつある
ことと存するも這般米英兩國に對する
宣戰の大詔を拜し愈々青年教育の重要
性を加ふるに至れるを以て茲に御親閱
一周年を迎ふるに方り青年教育關係者

をして其の感激を新たならしむると共
に左記事項と共に別紙青年學校教授及
訓練視閲標準事項参照の上教授及訓練
徹底の方途を講ずること

- 一、教練科の振興を圖るは最も重要な
るを以て之が振作向上を期するため
青年學校に教練實施に適合する組織
を編成せしめ學校長を中心として全
職員協力一致命令系統を確立して脈
絡一貫指導するの實を擧ぐるに力む
るを要す之がため青少年團の組織及
訓練と照合し別紙青年學校に於ける
教練振興隊編成標準事項参照の上青
年學校に教練振興隊を編成し教練科
の實施並に演習行軍等の際は此の編
成を活用し運用宜しきを以て教練
科の充實徹底を圖ること
- 二、青年學校教授及訓練視閲標準事項
一、青年學校教授及訓練視閲は青年學
校に於ける教育を視察指導すると共
に其の實績を査察して之が充實振興
を圖るを以て目的とする
- 二、青年學校教授及訓練視閲は之を綜
合視閲御参照の上時局に即應して一
層青年教育の振興を企圖し之が徹底
に關し萬遺憾なきを期せられ度此段

依命通牒す

- 一、青年學校の教育は特に教授及訓練
の實際化、生活化に依り教育の充實
徹底を期することを得べし從て青年
の日常生活を自發的に共勵切磋すべ
き青少年團の教養訓練と相俟て之が
實現に努むること緊要なり大日本青
少年團は昨年一月新に結成せられ今
や其の旺盛なる活動を所期すべきに
際し青年學校は青少年團と不離一體
の關係の下に愈々其の充實進展を期
すること、尙大日本青少年團通牒職
時實踐指針に就ては時局下其の本旨
に鑑み之が趣旨の徹底を圖ること
- 二、修身及公民科、普通學科、職業
科、家庭科等の教授及訓練は大東亞
共榮圈の指導者たるべき皇國青年育
成のため益々其の充實徹底を圖るの
要あり特に教授及訓練要目は時局下
國家の要請に鑑み其の運用宜しきを
得ると共に別紙青年學校教授及訓練
視閲標準事項参照の上教授及訓練徹
底の方途を講ずること
- 三、綜合視閲は施設經營、教授及訓
練、設備等を視閲して青年學校教育

の健全なる發達を期すること
特別視閲は一定の計畫方針に基き重
點主義に依りて其の主眼とする所に
從ひ視閲すること

- 四、綜合視閲は學務部長を主任、青年
教育主管課長を副主任とし青年教育
官、文部省青年學校視學委員、社會
教育主事等協同して之を行ふこと
- 五、特別視閲は適當の人选に依る視閲
者を以て視閲すること
- 六、視閲に當りては適宜指示、注意を
なし指導方針の徹底を圖ること又學
校管理者、設立者、學務委員、當該
市町村内の有力者（私立青年學校に
在りては當該會社工場等に於ける幹
部）其の他の青年教育關係者と共に
斯教育の刷新振興に關し協議を遂ぐ
ること
- 七、視閲に關する細目は地方の實情に
應じ地方長官に於て適宜之を定むる
こと

青年學校に於ける教練振興隊
編成標準事項

- 一、青年學校の教練振興隊は何青年學
校教練振興隊と呼稱すること
- 二、教練振興隊は全校一致協力して教

練科の振興に當り其の教授及訓練の
充實徹底を期するを以て目的とする
こと

- 三、教練振興隊は學校長を中心とし教
職員及生徒全員を以て編成すること
- 四、教練振興隊は左の標準に據ること
1 本隊は學年又は學級を基礎とし學
校の情況により適宜大隊、中隊、
小隊、分隊等に分ちて編成をなす
こと
- 2 隊長は學校長として以下の長は任
務に應じ職員中適當なる者又は
指揮能力の秀でたる生徒を以て之
に充つること
- 五、教練振興隊は各學校單一の編成を
原則とすること但し二校以上聯合し
て演習をなす等の場合は参加校の聯
合編成をなすを得ること

青年特別訓練の實施

大東亞戰爭下青年教育の重要性を痛
感せざるを得ないのであるが、青年學
校の義務制は昭和十四年度から實施せ
られて現在本科二年に及び、本科三年
以上は法令上の義務制が實施されず、
就學年齡該當者中相當多數の未就學者

が全國にあるのである。之等青年に對
し一人残らず少くとも軍事的基礎訓練
を施し國防能力を増進すると共に、國
體の本義に徹せる皇國民の鍊成を施し
思想國防に備へることが不可缺の國家
的要請となり未就學該當者に特別訓練
を實施することになつたのである。こ
れが爲文部省は經費補助として國庫よ
り五十萬圓を支出し、六月三十日附を
以て夫々各地方長官に指令が發せられ
たのである。尙この訓練は本年度より
實施し青年學校義務制完了まで繼續實
施の豫定であり要は徵兵検査までの青
年をして大東亞共榮圈の指導者たるの
素地を培はんとするものである。
この特別訓練に於ては修身及公民科
と教練科を課し大體左記標準に依り地
方の實情を考慮して適宜實施すること
になつてゐる。

本科三年該當者	七〇時間
修身及公民科	一〇時間
教練科	六〇時間
本科四年該當者	一〇五時間
修身及公民科	二〇時間
教練科	八五時間
本科五年該當者	一五〇時間

修身及公民科 三〇時間
教 練 科 一〇時間
尙教練科に於ては青年特別訓練講習教練科指導要項が指示された。

東京大阪青教文壇大會

七月三十一日東京府下調布町の東京府立青年學校教員養成所に於て、我國東西の二大代表たる東京、大阪府立青年學校教員養成所共同主催にかゝる東京大阪青教文壇大會が橋田文部大臣をはじめ生悦住社會教育局長其他多數來賓臨場の下に盛大に舉行された。

朝鮮青年特別鍊成令

昭和十九年度より朝鮮に於て實施される徵兵制に備へるため朝鮮青年特別鍊成令が昭和十七年十月公布された。朝鮮に居住する年齢十七歳以上二十一歳未満の朝鮮人男子に對し、皇國要員たるに必要な資質の鍊成をなし、かねて勤務に適應する素質を鍊成するもので、鍊成期間は一ヶ年であるが戦時は六ヶ月に短縮することが出来る。尙國民學校初等科を修了して國語を解するものは特別の必要なき限り鍊成を受

けなくともよく、朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒および同訓練所を修了したものの、陸海軍軍屬は除外される。

全國諸學校總覽 (昭和十三年三月一日現在)

Table with columns for school types (幼稚園, 小學校, 高等師範學校, etc.), counts of students, teachers, and graduates. Includes a detailed legend for school types and enrollment figures.

本邦教育費

(昭和十一年四月—同年三月末)(單位百圓)

Table showing education expenses for various school levels: 小學, 中學校, 高等女學校, 高等學校, 專門學校, 實業專門學校, 實業學校, 青年學校. Columns include 國費, 府縣費, 市費, 町村費, 其他, and 總額.

學齡兒童就學歩合累年比較

Table comparing enrollment rates for school-age children from 1927 to 1929. Columns: 年度別, 男子就學者, 女子就學者, 男女合計, 男子歩合, 女子歩合, 計歩合.

教育

青年學校現況一覽(昭和十六年六月一日現在)

學校總數	道府縣立		市立		町村立	
	立	數	立	數	立	數
道府縣立	19	1,500	1	100	1	100
市立	16	1,450	2	200	14	1,250
町村立	1	100	1	100	0	0
私立	33	3,490	1	100	32	3,390
總數	69	6,440	5	500	44	4,640

專任教員	道府縣立		市立		町村立	
	立	數	立	數	立	數
道府縣立	37	3,920	1	100	36	3,820
市立	30	3,570	2	200	28	3,370
町村立	6	700	1	100	5	600
私立	37	3,920	1	100	36	3,820
總數	110	11,110	5	500	105	10,610

生徒總數	道府縣立		市立		町村立	
	立	數	立	數	立	數
道府縣立	31	3,160	1	100	30	3,060
市立	23	2,840	2	200	21	2,640
町村立	1	100	1	100	0	0
私立	37	3,920	1	100	36	3,820
總數	92	10,020	5	500	87	9,520

經費總額	道府縣立		市立		町村立	
	立	數	立	數	立	數
道府縣立	16	1,600	1	100	15	1,500
市立	16	1,600	2	200	14	1,400
町村立	1	100	1	100	0	0
私立	37	3,920	1	100	36	3,820
總數	70	7,220	5	500	65	6,720

經常部豫算內課	臨時費		經常費	
	立	數	立	數
臨時費	3	300	3	300
經常費	16	1,600	16	1,600
總計	19	1,900	19	1,900

十六年四月卒業者	臨時費		經常費	
	立	數	立	數
臨時費	3	300	3	300
經常費	16	1,600	16	1,600
總計	19	1,900	19	1,900

青年學校教員數年比較(昭和十六年六月一日現在)

立	公		私		總計	
	立	數	立	數		
二年	7	700	1	100	8	800
三年	7	700	1	100	8	800
四年	7	700	1	100	8	800
五年	7	700	1	100	8	800
六年	7	700	1	100	8	800

全國青年學校總覽(昭和十六年六月一日現在)

道府縣別	學校數	專任教員	生徒數	昭和十六年經費總額	
				立	數
北海道	1	100	100	100	100
青森縣	1	100	100	100	100
岩手縣	1	100	100	100	100
宮城縣	1	100	100	100	100
秋田縣	1	100	100	100	100
山形縣	1	100	100	100	100
福島縣	1	100	100	100	100
茨城縣	1	100	100	100	100
栃木縣	1	100	100	100	100
群馬縣	1	100	100	100	100
埼玉縣	1	100	100	100	100
千葉縣	1	100	100	100	100

道府縣別	學校數	專任教員	生徒數	昭和十六年經費總額	
				立	數
東京府	1	100	100	100	100
神奈川縣	1	100	100	100	100
新潟縣	1	100	100	100	100
富山縣	1	100	100	100	100
石川縣	1	100	100	100	100
福井縣	1	100	100	100	100
山梨縣	1	100	100	100	100
長野縣	1	100	100	100	100
岐阜縣	1	100	100	100	100
靜岡縣	1	100	100	100	100
愛知縣	1	100	100	100	100
三重縣	1	100	100	100	100
滋賀縣	1	100	100	100	100
京都府	1	100	100	100	100
大阪府	1	100	100	100	100
兵庫縣	1	100	100	100	100
奈良縣	1	100	100	100	100
和歌山縣	1	100	100	100	100
鳥取縣	1	100	100	100	100
島根縣	1	100	100	100	100
岡山縣	1	100	100	100	100
廣島縣	1	100	100	100	100
山口縣	1	100	100	100	100
德島縣	1	100	100	100	100
香川縣	1	100	100	100	100
愛媛縣	1	100	100	100	100

教育

Table of educational statistics for various prefectures including 北海道, 青森縣, 岩手縣, 宮城縣, 秋田縣, 山形縣, 福島縣, 茨城縣, 栃木縣, 群馬縣, 千葉縣, 東京府. Columns include 學校數, 學校及教員數, 專任教員數, 生徒數, and 昭和十六年度經費.

Table of educational statistics for various prefectures including 神奈川縣, 新潟縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣, 山梨縣, 長野縣, 岐阜縣, 靜岡縣, 愛知縣, 三重縣, 滋賀縣, 京都府, 大阪府, 兵庫縣, 奈良縣, 和歌山縣, 鳥取縣, 島根縣, 岡山縣, 廣島縣, 山口縣, 德島縣, 香川縣, 愛媛縣, 高知縣.

教育

Table of educational statistics for various prefectures including 北海道, 青森縣, 岩手縣, 宮城縣, 秋田縣, 山形縣, 福島縣, 茨城縣, 栃木縣, 群馬縣, 千葉縣, 東京府. Columns include 學校數, 學校及教員數, 專任教員數, 生徒數, and 昭和十六年度經費.

Table of educational statistics for various prefectures including 神奈川縣, 新潟縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣, 山梨縣, 長野縣, 岐阜縣, 靜岡縣, 愛知縣, 三重縣, 滋賀縣, 京都府, 大阪府, 兵庫縣, 奈良縣, 和歌山縣, 鳥取縣, 島根縣, 岡山縣, 廣島縣, 山口縣, 德島縣, 香川縣, 愛媛縣, 高知縣.

職業科別青年學校生徒數目(昭和十六年六月一日現在)

農	一、二六、九三七
工	一、一三、九四〇
商	一、二三、六二一
水	一、一三、六二一
其	一、一三、六二一
他	一、一三、六二一
計	一、八五、八六八

職業科別青年學校生徒數目(昭和十六年六月一日現在)

農	六、九、九九〇
工	一、九、五五九
商	一、七、三九四
水	一、七、三九四
其	一、七、三九四
他	一、七、三九四
計	一、七、三九四

男子

職業科別青年學校生徒數目(昭和十六年六月一日現在)

科通普		公立	私立
二年	一八六、五五四	一、五七、七九三	六三、四九四
三年	一七〇、一七五	一、五、二一〇	一一、六六八
四年	一七三、一三一	一、六五、〇〇九	一一、六六八
五年	一九八、八五五	一、八八、九三三	二七、三、七一九
六年	一七六、九三四	一、八九、三三二	二七、三、七一九
計	一、二、一、八八一	一、二、〇、二、九九七	一、〇、二、七、一七〇

科通普		公立	私立
二年	二〇七、四九七	一、六、〇一〇	一、六、〇一〇
三年	二〇九、五三四	一、六、〇一〇	一、六、〇一〇
四年	二二六、一三二	一、八、四、四七四	一、八、四、四七四
五年	二二八、六六六	二、六、三、〇四一	二、六、三、〇四一
六年	二二七、五九九	二、三、六、九三三	二、三、六、九三三
計	一、二、七、五九九	一、二、五、三、七四〇	一、〇、二、二、〇五〇

青年學校生徒數目比較(昭和十六年六月一日現在)

一	一	一	一	一	一	一
六	五	四	三	二	一	一
年	年	年	年	年	年	年

青年學校教員養成所員數目比較(昭和十六年六月一日現在)

關西	二、二、二、二
佐賀	一、一、一、一
長崎	一、一、一、一
熊本	一、一、一、一
大分	一、一、一、一
計	一、一、一、一

青年學校教員養成所員數目比較(昭和十六年六月一日現在)

宮崎	一、一、一、一
鹿兒島	一、一、一、一
沖繩	一、一、一、一
計	一、一、一、一

職業科別青年學校数(昭和十六年六月一日現在)

男子生徒ノ學校		總計	公立	私立
農業ヲ課スルモノ	二、七九七	二、七九七	一、七三〇	一、〇六七
工業	一、八五五	一、八五五	一、四一四	四四一
商業	一、〇七七	一、〇七七	九六六	一一一
水産	三、七	三、七	三、七	〇
農業・工業	三、七	三、七	三、七	〇
農業・商業	二、〇〇	二、〇〇	一、七三	二六七
農業・水産	五、八	五、八	五、八	〇
農業・商業・工業	三、二	三、二	三、二	〇
農業・商業・水産	六、六	六、六	六、六	〇
農業・商業・工業・水産	三、二	三、二	三、二	〇
農業・商業・工業・水産	六、六	六、六	六、六	〇
商業・工業	三、三	三、三	三、三	〇
商業・工業・水産	六、六	六、六	六、六	〇
商業・工業・水産	三、三	三、三	三、三	〇
工業・水産	九	九	九	〇
其ノ他	一、四六	一、四六	一、四六	〇
計	一七、八〇	一七、八〇	一五、六五	二、一五

備考 男子生徒ノミノ學校ト男子及女生徒ノ學校ノ男子
ニ付計上ス

女子生徒ノ學校		總計	公立	私立
農業ヲ課スルモノ	二、三三	二、三三	一、九三	四〇
工業	六三	六三	六三	〇
商業	四八〇	四八〇	四三三	四七
水産	一、九七	一、九七	一、九七	〇
農業・工業	一、七〇	一、七〇	一、七〇	〇
農業・商業	四、九	四、九	四、九	〇
農業・水産	三、八	三、八	三、八	〇
農業・商業・工業	三、八	三、八	三、八	〇
農業・商業・水産	三、八	三、八	三、八	〇
農業・商業・工業・水産	三、八	三、八	三、八	〇
商業・工業	三、三	三、三	三、三	〇
商業・工業・水産	六、六	六、六	六、六	〇
商業・工業・水産	三、三	三、三	三、三	〇
工業・水産	九	九	九	〇
其ノ他	一、四三	一、四三	一、四三	〇
計	一四、〇九	一四、〇九	一三、二七	八二

備考 女子生徒ノミノ學校ト男子及女子生徒ノ學校ノ女子
ニ付計上ス

教養

青少年と文化

日本文化の確立

今や大東亞戦争はいよいよ長期戦の段階に突入した。これを光榮ある勝利の彼岸に戦ひぬく爲には、日本の文化もまた總力をあげて戦争目的の爲に動員されなければならない。即ち酔乎たる日本文化の確立、宣揚こそ、大東亞戦争の興廢を決する鍵の一つである。その日本文化の確立とは、すべて皇國の道に則り、國體を明徹にすることから發するのであつて、深く日本世界觀に徹することであり、これこそ、あらゆる文化活動の根本でなければならぬ。

從來の文化觀なるものは、ヨーロッパ文化を絶對至上とするものであつた。それは、知性を尊重し、その基礎の上に成立した主知主義、合理主義的

な文化形態であつた。そこには、何の潤ひもない極めて素戔たる生活形態があるばかりで、眞に人間生活の向上の支柱となるべき倫理性といふものが稀薄となり、一切の行動規範が合理主義の下に機械化され、直感とか、全人格的判断とか、神性とかいふ第一義的のものゝ悉く失つてしまつてゐるのである。この合理主義が、例へば生産力の大規模な發展、軍事的施設の飛躍的な進歩等に貢献したことは疑ひのない事實であるが、一面そのために精神生活の平衡化、低俗化をもたらし、生活形態のみ徒らに絢爛たらしめて、内容の貧困を持ち來すやうになつた。

かつて文明開化の合言葉は、日本の發展性を豫約し象徴するものとして上下に受容された。一時は政治、經濟、學問、藝術、教育の諸般の文化領域において攝取模倣いたらざるなしといふ有様であつた。かりして、一旦、堤を決して氾濫を逞しうしたヨーロッパ文化

化は、何等の修正も顧慮もなく、支那事變の發生前までは、濁流滔天の勢であつたのである。滿洲事變に次ぐ支那事變の發生から大東亞戦争の勃發となつて、日本及び日本人はその本來の面目に還ることを教へられ、同時に國民的な自覺も起つてきた。緒戦以來の皇軍の輝ける戦果は、ヨーロッパ文化の最後の支持者がいかに頽廢期に瀕してゐるかを、まざまざと日本國民の目のまへに見せつけた。彼等の歴史的な悪業、その悪業達成の爲にいかにか陋劣な手段と陰謀を用ひたかも、今日においては疑ふ餘地なきまでに暴露された。

だが、過去半世紀にわたつて彼等の植ゑつけた文化の根といふものは容易に抜けるものではない。政治、經濟、學問、教育、文藝等に喰ひこんだ力は、それが組織的なものであるだけに、一舉にこれを追放することは非常に困難なものとなつてゐる。

思想戦を戦ひぬく爲には、どうしてこの國內に残存する文化面における米英的なものを根絶しなければならぬ。文化に對する觀念をこの際全面的に改めねばならぬ理由はこゝにある。

米英のアジア侵略は、政治的經濟的にアジアの主權を奪ひ去つたのみでなく、文化的にもアジアの固有のものを破壊して、これを西歐化せんとしたものであつた。フィリッピンのはきは、その典型的なものであつて、スペインの侵略によつて固有の文化を失つた後、さらにアメリカの領有以後徹底的にアメリカナイズされてしまつた。いまやフィリッピンはアジアの周邊に位置しつゝ、性格的にはアメリカそのものに化してゐたのである。大東亞戦争はこの米英化的傾向に對する斷乎たる警告を意味するものであつた。

このやうな米英化的傾向はもとよりフィリッピンに限られたものではない。教會と學校を先頭に侵入してきた米英の文化攻勢下、支那知識階級は酒肉として米英化の一途を辿つたのであつた。マライ、東印度、佛印等にいたつては、アジア的なるものは、むしろ一個の遺跡と化してゐた。米英に對するアジアの屈服は、政治的經濟的屈服であるよりは文化的敗北であつたといふことができよう。

毀されたアジア的なる意志が、強靱な反響を米英に向つて加へようとしてゐる。全アジアはその日本の意志を知らねばならぬ。彼らは日本を知ることによつてのみ、アジア的なるものに還ることが出来る。またアジア的なるものに還らずしては、對米英戦争の眞義を把握することはできず、したがつてまた戦ひに徹することはできないのである。

日本文化の確立は、同時に大東亞文化の確立である。われわれは、こゝに思ひを致し、清新醇乎たる日本文化の確立に挺身すべきことを誓ひたい。

青少年文化

民族の生命の根源力をなすものは青少年層である。民族不滅の力は、この潑刺新鮮にして激情的衝動的な年齢層に宿り、民族の永遠の生命はこの若き世代の永遠への憧憬と夢と理想とにたがらるのである。

君のため何か惜しまん若櫻散つて甲斐ある命なりせば
特別攻撃隊古野繁實少佐の辭世である。この軍神達の史上空前の壯舉に對して、

山本聯合艦隊司令長官は、「今後今の若い者は、などと申すまじ」と讀嘆されてゐる。この香くはしい、清々しい若櫻、若き勇士達の事蹟に接して、この榮ある時代を擔ふ立派な青年たちのあることに無限の頼もしさを感じずにはゐられない。

大いなる歴史の擔ひ手によつて組織された青少年團は、眞に正しき分化と綜合を遂げたる翼餐體制へと進化してゆく爲の唯一の源泉、原動力とも稱すべき基盤である。青少年團こそ、國內の政治、經濟、文化諸領域を一貫する系統的翼餐體制化の、整備強化の基盤たらしめなければならぬ。この基盤たる青少年團の培養と育成を忘れて、國民翼餐體制の確立は望まれない。

かゝる重要な位置にある青少年のための文化は、必ずしも満足すべき状態にあるとはいへない。特に國運の將來を決すべき勤勞青少年の文化が貧困であることは、甚だ遺憾である。

今日に於て、我々の考へる最重要な問題の一つは、職場にある青少年の生活をいかに指導していくかといふ點にある。彼等の生活をいかに豊かにし、

いかに強靱なものとし、高い能力あるものとし、しかも雄大な國家目的に、整然と歩調を合はしてゆかしめるかといふ點にある。青少年の大部分の者が職場に動員され、従つて新しき國民資質を形成してゆく大動脈が職場にあるといふ事實は、これを凝視し、これを思考すればするほど重大な時代的課題である。

今日の勤勞青少年は、その凡てが個人的家庭的事情の必要から就勞してゐるものではない。生産力の擴充は、戰爭目的完遂の不可缺の要件であり、その意味で、國家が青少年に就勞することを要請してゐるのである。勤勞青少年は、國家の重要な建設事業に従事してゐる産業上の現役兵といへよう。

最近勤勞青少年特に少年工の不良化の事例が増加しつゝある。しかも、不良化の原因が家庭ではなくて職場に温床を見出してゐるといふことは、今日の工場經營では、青少年工の輔導訓育にいかにか無力量であるかといふことを示してゐる。常に向上を望んで已まざる青少年を、かへつて墮落の淵にのぞましめるに至つては、國運の將來に影響

するとところ多大であり、憂慮に堪へない。

- 重要事業場勞務管理令によると、次の五つの事項に關しては事業主は十一月末日迄に翌年度の教育計畫を樹立して厚生大臣の認可を受けるやうに規定づけられてゐる。その事項は、
- 一、職員ノ教養及訓練ニ關スル事項
 - 一、幹部勞務者ノ精神訓練及技能教育ニ關スル事項
 - 一、青少年勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項
 - 一、一般勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項

一、從業者ノ體育ニ關スル事項

かゝる國の方策の精神を堅持して、勤勞者の生活指導に、眞剣な努力が拂はれなければならない。休養も、榮養も、住宅も、娛樂も、文化一般に關し、さまざまの努力が拂はれ、高度の生産性を有する勤勞を生み出させなければならぬ。一國の生産部門の第一線に立つて働く人々の文化水準が高ければ高いほど、その生産性も亦高度のものを期待できることは、言をまたない。

少國民文化

勤勞青少年の文化指導に當つて、最も核心的な課題は、國家の要請に即應する新しい職能觀を植ゑつけることである。働くことは、勞働力の單なる供出ではない。民族の道義であり、徳である。今や皇國未曾有の時局に際會し一億皆勞の秋である。最低の生活に於て最高の名譽を得るのである。勤勞生活は國民の倫理である。戰時體制下の國家は國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきを要請する。一億國民はよろしく勤勞の國家的重要性を認識し、勤勞報國の誠を致されんことを望む」と政府は國民に要請してゐる。

自己の立身榮達を望まず、職場の生活をわが生活の全部として、大君のために、ひたむきに生産職を闘ひぬかり、かうした決意の下に既に青少年は一齣々々身をもつて勝利の歴史を書きつゝある。國民のすべての責務の下に、これら青少年にすぐれた文化を與へる努力を進めなければならぬ。

少國民文化は、その基本的性格に於て國民文化の一翼をなすものである。

眞に國民文化の根柢に培ひ、その本質的展開に取つて最も強力な支柱となるものは、少國民文化であり、その意味で少國民文化に對する國の施策には、非常な重點が置かれねばならない。幼年期に於ける黨化育成こそ、人の一生の性格をつくるもので、實に「鐵は赤きに打て」といふ言葉の如く、國民を鍊成するには、その幼年期に力を集中することが必要である。修正された成人文化の力弱きを思ふ時、火に依つても焼かれず、水に依つても破れざる純眞無垢なる幼少年の魂を培ふ勤勞少國民文化の重要性を思ふこと切である。

この意味に於て、少國民文化の育成こそ、皇國の將來の隆替に係るのであり、従つて大東亞建設の基礎であると共に、少國民文化に對する政策こそ、われらの次代にわたる大東亞戰爭を貫く最も重要な作戰の一つといはなければならぬ。少國民文化は、量的にみて決して貧困ではない。おびたしい少國民文化論の出現、數多いそして多種類にわたる兒童の讀物の輩出をみてわかる。

青少年は國家の土臺であつて、その絶えざる自己の充實は直ちに國家の充實である。大東亞戰爭下、正に千載一遇の躍進期にあつて、全國青少年は、國家の要請に即應して、確固不拔旺盛な氣魄と興國青少年たるの教養をたかめる爲の鍊成琢磨につとめなければならぬ。それには讀書が第一である。文書教育は、青少年國諸事業中で最も普遍的な地位を占め、その使命も重要視されてゐる。

青少年向圖書の現状

青少年向圖書の現下の出版状況は、量、質兩面に於て貧弱といはざるを得ない。在來商業主義的經營は、この方面の出版を有利と認めなかつた。青少年の爲に率先企畫を敢行する出版者も、適格有能の執筆者もわづかであり、全國數百萬に上る青少年は、自らに宛てがはれた乏しい圖書によつて渴を醫す以外は成人や兒童むきものの中から恣意に選んで讀むにすぎなかつた。

昨今急速に青少年圖書が世人の注目をひいてきたことは、國家が青少年に

しかし、少國民文化といふ呼稱が、兒童文化といふかなり耳に熟したいひ方に替へられようとしてゐることで明かなやうに、子供の文化に對する指導理念の轉換がはつきりと要請されてゐるのである。少國民文化に關係する人々が、國家的現實をしつかりふまへた純粹な體あつたりの仕事をするのでなければならぬ。

今日、少國民文化運動に熱意を持つ識者の間では、文化至上主義乃至は童心禮讚主義からの脱却が強く唱へられてゐる。子供の存在を規定してゐる根本條件は、大人の場合とひとしく、皇國民、日本國民としての生活である。日本の子供は、日本の子供である外何でもない。從來、この自明な事實が文化至上主義的な抽象的思考に禍せられて、ともすれば忘れられやすかつたことを、反省すべきである。

少國民文化運動に於て、所謂文化至上主義的意識が排棄せられて、皇國民としての鍊成が第一義的に求められることは當然である。昭和十七年二月十一日、情報局、文部省の共管として、日本少國民文化協

期待するところが益々増大し、青少年の占める地位が非常に重要視されてきたからである。勞務動員による勤勞青少年の激増は色々な新しい問題を提供してゐる。青年學校教育の振興が叫ばれ、産業報國會の活動となり、勞務管理の上から青少年の生活指導の重要性が自覺されてくると共に、青少年に何を讀ませるかといふことが教育的見地から考へられてくる。青少年は知識慾が旺盛であり、逞しい向上慾を持つてゐる。しかも彼等の心に訴へる書物がないといふ現状に當面したのである。

この聲に應じて、最近青少年向圖書の出版が増加してきたことは事實である。但しその出版の企畫は安易について、眞に青少年の血となり肉となるものは甚だ少い、それは出版企畫にあつた出版業者も執筆者も青少年を尊敬し熱愛してゐる度合並に實態把握の程度が浅いからだと思ふ。青少年向圖書は圖書それ自體として優れてゐるだけでは足りない、それを讀む青少年の反應如何が中心にならねばならぬ。これを讀んで青少年は何を感得するか、また感得したものからいかに活用發展さ

會が誕生した。この協會は、少國民文化の領域に於ける民間の諸力の結集であり、皇國民育成のために少國民文化に關する研究を行ひ、各部門の連絡統一並に改善向上に努め、純正なる日本少國民文化を確立し、國民文化の進展に資することを目的としてゐる。各部門とは、讀物、繪畫、口演童話、映畫、演劇、紙芝居、音楽、舞踊、玩具、出版、著音機レコードの十一に亙るものであり、少國民文化の殆んど全領域を包括して、研究、文化財の生産配給、指導連絡に當るものである。

日本少國民文化協會は、未だ整備の段階を脱し得ない爲、その重要な任務の遂行は、今後の發展にまつべきであるが、主なる實施すみの事項は次の通りである。

- 少國民向きよい本の選び方展覽會
- 全國主要都市少國民文化宣揚講演會
- 大東亞戰爭と少國民展覽會
- 少年保護記念展
- 幻燈作品鑑賞懇談會
- 軍人授護精神昂揚の繰り方募集

讀

書

せるかの配慮が必要である。

最も多いのは、修養に關したものであるが、その大部分は低調で、徒らに教訓的なものを集録羅列したにすぎない。次には時局、軍事に關したものであるが、これがまた徒らに時流を追ふものが多く腰が落ちついてゐない。傳記類にしても、英傑のものばかりでなく、地道な人生行路を眞剣に歩んできた凡人の傳記を、特に勤勞青年向のものとしてはその職場に關係のあるものより見出してもらひたいと思ふ。工場青年對象のものは、現在は技術工作に限られてゐる感があるが、もつと人間として各部面から豊富な題材がほしい。女子の青少年對象のものは皆無に近い。

少國民向圖書の現状

支那事變を境とする圖書出版の飛躍的増大の波に乗つて、少國民向圖書も加速度的に増大してゐる。しかしこの數的増大は少國民文化の質的向上と並行してゐるとは必ずしもいへない。

最近の少國民圖書は、駄菓子子のやうな粗悪極まる代物が影をひそめた代りに、水準をとびぬけた傑出した良書も

現れない。數年前の内務省の兒童讀物淨化運動、文部省の圖書推薦、兒童文化運動の隆盛等によつて、少國民圖書は他の部門より早く自覺状態に入り、同時に迎合主義の傾向を生んだ。日本出版文化協會の活動開始以來は、一種の御都合主義にまで移つた傾向が見える。無難なものをとつけた無氣力な態度は、「ヨイコッヨイコ」的な、或は乗物、昔噺等の同傾向の繪本を氾濫させた。また年代記的な歴史傳記書や、教科書的な又は専門的な用語を兒童むきにしたといふだけの科學書、安っぽい標語のやうな時局便乗的な題目を冠した童話書等を輩出させた。

一面少國民圖書の出版には、さうした安易性もあつたが、一般の作家や畫家が進んでかくやうな傾向が生じ、清新な新人の登場と共に質的な向上を見せてゐる。科學及び傳記ものの優秀な企畫の漸増しつゝある傾向も、戦時下の要望に應へたものといふことができ、また農山漁村への繪本の普及と購買力に鑑み、四錢、十錢、二十錢のよい繪本が企畫され出版されてゐるものも注目に値する。

青少年團の出版活動

一、定期刊行物

機關誌「青年」(毎月一回一日發行) 皇國青年たるの自覺、青少年團精神の昂揚、世界情勢の把握と時局の認識を高めると共に、實際の生活にも重きを置き、戦争、南方、國內時事の解説、讀物、青年學校課外教室、小説など、平易にして健全な慰樂の資たらしむると同時に、國民的教養の向上に資するやう編輯されてゐる。以て青年活動展開の規範たらしむべく、この普及の爲に全國の青少年團に文書普及委員を設置し、本團よりは各地に職員を派遣して文書教育講習會、常會、輪讀會等の指導に努めてゐる。

なほ、本誌は、一般青年の爲の「本版」と、女子青年の爲の「女子版」と二本立の編輯で發行してゐる。(二十錢)

機關紙「日本青少年新聞」(毎月一日、十五日發行)

本團の方針及び事業を傳達すると共に、地方團の活動状況を全國へ周知させる爲の指導統制聯絡報道機關である。

る。各地青少年團、指導者、中堅層の必讀紙たるを目標とし、全國町村單位團までには無料配布をなしてゐる。

雜誌「青少年指導」(毎月一日發行) 青少年指導者を對象として、青少年指導、青少年團經營等に關する知識並に資料を種々なる觀點からあます所なく採りあげた青少年指導教育の唯一の研究綜合雜誌である。(三十錢)

二、不定期刊行物

青少年並に青少年指導の爲に必須な圖書を随時編纂刊行し、優良なものを廉價で普及せしめてゐる。主なるものを挙げれば、次の通りである。

書名	著編者	定價
新しい商店道	喜多村實紀	三
興亞青年道	栗原美能留	八
後送日記	渡邊 正	一〇〇
戯曲集一握の種子	本團編	八
戦時食の作り方	佐藤天流子	三
新生青少年團問答	松永 健哉	六
面白い室内娛樂	本團編	七
炎の醫學的效果	田中 恭平	二〇〇
母となる日の爲に	宇田川與三郎	三
瀨木三郎	瀨木三郎	三
輪讀室本青年俱樂部	伊藤松雄	一〇〇

少國民文化の諸問題 松永健哉 一〇〇

土に染く(尊徳翁傳)	佐藤 江東	一〇〇
山岡鐵舟傳	牛山 榮治	一〇〇
南洋物語	柴田 賢一	一〇〇
新しい經濟の話	細野 孝一	三
農民と共に	宮澤 賢治	三
新獨逸の三傑	鹿島守之助	三
玉碎精神	小島 健三	三
良將言行錄	大木 陽堂	三
ををしく立て	綿貫 哲雄	三
土と人と言葉	吉田絃二郎	三
鶏の飼ひ方	鶴田 祥平	三
兎の飼ひ方	橋爪敬三郎	三
自給飼料の作り方	五十崎喬	三
害蟲の防除法	大石 俊雄	三
日記	本團編	三
青少年團年鑑	同	三

これらの單行本は、單行本に關する委員會を設け、時勢に順應して特に青少年に必讀の要ある圖書出版計畫を樹立し、教養部編輯係で編輯し、需品部に於て出版し、日本青年館より發賣普及につとめてゐる。なほ、委員會で企畫中のものは、次のやうである。

教育研究所「研究資料・訓練資料」科學讀物叢書

「青年と科學」「青年と榮養」「機械と工學」その他
 青少年科學知識叢書(輕便な文庫本)
 「飛行機の話」「滑空機の話」「軍艦の話」「氣象の話」「自動車の話」「地震の話」「戦車の話」「鐵の話」「火砲の話」「石油の話」その他

青少年向圖書群運動

讀書とは、文字の羅列を漫然と眺めることでもなく、束の間の愉悅を貪ることでもない。その中から眞に血となり肉となるものを吸収しなければならぬ。現在單に賣らんが爲の愚書、不要書がいかに市場に氾濫してゐることか。あまりにも散漫な讀書は、結局その場しのぎの心の消耗であり、國民教養のための良き糧となり得ない。讀書はやはり合目的に設計された基本方針を以て選擇賦與することが必要である。

この方針の下に設計された圖書群を、集團讀書の方法によつて指導して

青少年向圖書推薦

青少年向圖書群運動の展開と呼應して、讀書指導に大きな効果をあげてゐるのは、青少年向圖書推薦である。

青少年向圖書の推薦は、大日本青少年團本部に於ても既に十五ヶ年の歴史を持ち、毎回非常な好反響を以て迎へられてきた。その方法は、本團に於て推薦委員を委嘱し、毎年二回委員会を開催して、新刊圖書を審査し、青少年及び青少年指導者の讀物として、適當

なものを選び、決定の都度日本青少年新聞及び「推薦圖書目録」を通じて發表するのである。他の方々で行はれてゐる圖書推薦事業では、一般或は兒童なる讀者層の指定はあるが、青少年に推奨せるものは殆んどなかつた。日本出版文化協會

は、その圖書推薦を開始するや、青少年を讀者層として明確に認め、第四部（主として勤勞青少年の資質強化に資するもの）を設け、ついで文部省も圖書推薦に青年向を明記したことは、注目し値する。

大日本青少年團推薦圖書

Table with columns for book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '道 河野省三', '父母恩重經講話 高神覺昇', '勝利への道 宮本守雄'.

Table with columns for book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '道元禪師と行 秋山範二', '若き皇國民の書 田口章太', '祖國の爲に戦ふ 小塚新一郎'.

Table with columns for book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '禪に生きる道 加藤咄堂', '興亞青年道 栗原美能留', '勞働と青年 桐原葆見'.

Table with columns for book titles, authors, publishers, and prices. Includes titles like '愛馬讀本 小洋茂郎', '物の經濟はどうなるか 岡崎文勳', '近代海軍と海戦 柴田賢一'.

乃	木	ウオツシユパン	創元社	一・二〇			
滿洲移東	宮	鐵男	實助	時代社	一・六〇		
民の父	松	陰の	母	吉川	綾子	泰山房	一・三〇
蓮	月	尼	近江	滿子	大東出版	一・五〇	
正傳	奧村	五百子	小笠原	長生	南方出版	二・〇〇	
エ	チ	ソ	深澤	正策	新潮社	二・六〇	
日本の風土・支那の風土	脇水	鐵五郎	出版協會	出版協會	五〇		
太平洋(島の解剖)	佐藤	定勝	大同印書館	三省堂	一・八〇		
南方	共	榮	園	大谷	敏治	三省堂	二・八〇
大南洋	園	講座	協會	日本放送	出版協會	二・〇〇	
コンタイ・ムアンタイ	澤田	謙	愛國新聞	出版部	二・二〇		
(泰國の人と土)	伊與田	圓止	大日本法令	出版株式會社	二・一〇		
近世	篤	農	傳	伊與田	圓止	出版株式會社	二・一〇
日本	農	民	史	柳田	國男	刀江書院	一・二〇
乃	木	將	軍	宿利	重一	三教書院	一・六〇
横	井	小	楠	赤尾	藤市	三教書院	一・六〇
藤	田	東	湖	藤山	秋穂	三教書院	一・六〇
水戸	義公	と烈公	高島	忠雄	三教書院	一・六〇	
頼	山	陽	石村	貞吉	直	婦女界社	二・〇〇
本	居	宣	長	河村	直	婦女界社	二・〇〇
大發明家	の	一	生	河村	直	婦女界社	二・〇〇

トネル	を	掘	る	話	有馬	宏	岩波書店	一・二〇
飛行機	の	話	山崎	好雄	誠文堂新光社	二・〇〇		
模型飛行機	の	理論と實際	山崎	好雄	平凡社	三・五〇		
最新の産業	科学	原田	三夫	モンド社	二・〇〇			
大自然	科学	史	安田	徳太郎・加藤	正	三省堂	二・〇〇	
少年	数学	の	歴史	藤原	安治郎	研究社	二・〇〇	
模型船舶	の	作り方	田中	正太郎	誠文堂新光社	一・五〇		
海洋	學	讀本	東京	日日新聞社	大阪	日日新聞社	二・〇〇	
細菌	物	語	永野	爲武	青木書店	一・四〇		
最新の	自然	科学	原田	三夫	モンド社	二・〇〇		
機械	化	兵器	讀本	吉田	豊彦	東京	日日新聞社	一・三〇
技術	家	評	傳	三枝	博音	科学主義工業社	一・五〇	
杉田	玄白	と蘭	學	事始	板澤	武雄	日本放送	一・五〇
科学	日本	の	建設	富塚	清	文藝春秋社	二・〇〇	
暴	風	雨	大谷	東平	岩波書店	二・〇〇		
自然	科学	發	達	史	頼田	晉	啓文社	二・〇〇
發明	・	發	見	物語	竹内	時男	大日本雄辯	一・五〇
天文	學	概	観	荒本	俊馬	恒	星社	三・五〇
正	常	體	質	大谷	武一	目黒書店	一・六〇	
日本	人	の	體	質	大谷	武一	文藝春秋社	一・八〇

病	氣	の	正	體	精	方	富雄	日本放送	五〇		
愛	國	百	人	一	首	川田	順	大日本雄辯	一・〇〇		
赤	十	字	歌	集	奥川	夢郎	女子文苑社	一・五〇			
第二	聖	戰	歌	集	讀賣新聞社	岡倉書房	一・五〇				
船	津	傳	次	平	和田	傳	新潮社	一・一〇			
南	海	封	鎖	鎮	津村	敏行	海洋文化社	一・三〇			
隻	手	に	生	きる	小川	眞吉	六興商會	一・八〇			
石	川	理	紀	之	助	伊藤	永之介	新潮社	一・一〇		
菅	沼	貞	風	助	赤沼	三郎	博文館	二・〇〇			
燈	臺	の	四	季	横澤	千秋	佃書房	一・三〇			
こ	ふ	に	泉	湧	和	田	傳	海南書房	二・〇〇		
日	本	名	義	手	河原	魁一郎	有光社	一・五〇			
明	治	名	將	傳	吉川	英治	全國書房	一・八〇			
赤	十	字	旗	傳	木村	毅	博文館	二・三〇			
北	支	那	海	洋	佐藤	英二	興風館	一・四〇			
支	那	海	洋	花	鈴木	英二	女子文苑社	一・五〇			
善	人	那	村	海	佐藤	光貞	六藝社	一・〇〇			
建	設	戰	記	村	吉田	紘二郎	英語通信社	一・二〇			
百	姓	戰	記	村	吉田	紘二郎	日本青年館	一・七〇			
海	軍	爆	撃	隊	北村	小松	牧野書店	一・五〇			
お	く	の	ほ	そ	道	の	記	吉田	紘二郎	實業之日本社	一・八〇

Table of book titles and authors, including '大地と共に生きん', '火の赤十字', '武蔵野の言葉', etc.

文部省推薦圖書(昭和十六年十月以降)

Table of recommended books by the Ministry of Education, including '新商業道徳', '稲作改良精説', '害蟲益蟲', etc.

Table of book titles and authors, including '山征かば', '現時局下の防空', '結核の入門', etc.

Table of book titles and authors, including '實踐季節保育所', '續文樂の研究', '音の世界', etc.

美 教

Table of book titles and prices on page 245. Includes titles like 'オトモダチ', 'ボクノミタ', '戦場の月', and '支那の墨'.

Table of book titles and prices on page 245. Includes titles like '日本のお話', '雷と魚', '海ノエホン', and 'ヤギトヒツジ'.

美 教

Table of book titles and prices on page 246. Includes titles like 'ボクノヒヨコ', 'おもちの理科研究', 'セシチノオウマ', and 'ヘイタイゴツコ'.

日本出版文化協会推薦圖書 (第一回より第十一回まで)
オモチヤノクニ 奥田 準一 帝國教育會 出版部 七五

Table of book titles and prices on page 246. Includes titles like '黒久間象山の生涯', '飛行機', '世界の探検物語', and 'コガモノノタビ'.

山は どうして出来たか	大塚彌之助	岩波書店	一・二〇〇
結核の 山	徳積 重遠	中央公論社	一・五〇
日本 昆虫記	大町 文衛	朝日新聞社	一・八〇
野中 象山	松澤 貞郎	朝日新聞社	一・五〇
勝利への道	宮本 守雄	朝日新聞社	一・五〇
乃木 義徳	ウオニヤン	朝日新聞社	一・二〇
新商人	安積 得也	朝日新聞社	一・四〇
菅沼 貞	赤沼 三郎	朝日新聞社	一・三〇
萬葉集	澤瀉 久孝	朝日新聞社	一・三〇
國土を培ふもの	小野田龍彦	朝日新聞社	一・三〇
東宮 大佐	梁瀬 春雄	朝日新聞社	一・三〇
大山 元帥	木村 毅	朝日新聞社	一・三〇
大 道	木村 毅	朝日新聞社	一・三〇
彫刻の 美	本郷 新一	朝日新聞社	一・三〇
南方文化史講話	板澤 武雄	朝日新聞社	一・八〇
蒙古高原横断記	東亞考古學會	朝日新聞社	一・四〇
南海 封鎖	津村 敏行	朝日新聞社	一・三〇
海軍 始末記	平尾 道雄	朝日新聞社	一・三〇
日本 生花	西川源太郎	朝日新聞社	一・三〇
海峡の 風雲	木村 毅	朝日新聞社	一・五〇

動物の 進化	石田 周三	羽田書店	一・四〇
國語の 變遷	金田 一京助	日本放送出版協會	一・五〇
こども 風土記	柳田 國男	朝日新聞社	一・六〇
蘭印に正義を叫ぶ	朝倉 純孝	朝日新聞社	一・八〇
ア ニ リ	藤田 五郎	朝日新聞社	一・三〇
醫師 オギン	石川 健次	朝日新聞社	一・八〇
北風ぞ 吹かん	寒川 光太郎	朝日新聞社	一・二〇〇
虎彦 龍彦	坪田 譲治	朝日新聞社	一・二〇〇
被服の 知識	小川 安朗	朝日新聞社	一・四〇
山 秘 峽	三田尾松太郎	朝日新聞社	一・四〇

映 畫

戦時下の映畫

戦時下すべてのものは國家目的にむかつて動員されねばならぬ。映畫もまた政治と不可分のものであり、國策の宣傳啓發に、國民の健全娛樂にその使命を全うしなければならぬ。従來單なる營利主義にまかせられてゐた映畫界は、この大きな時代改造のけしき

力に鞭打たれて、この一年間嘗つてなき革新の一路を辿つた。十六年七月末突如行はれた對日、對米資産凍結は、映畫の重要資材たる生フィルムの原料配給にも、重大な支障を來すに至つた。戦時下にあつて、映畫もまた弾丸であらねばならぬ、これからつくりださねばならぬ、これ弾も許されぬ。かうした弾丸にもたへられる映畫を作るには、映畫企業の多年にわたる積弊に革新のメスを振はなければならぬ。

同年八月情報局は、業界に映畫界の新體制を要望し、製作機構の整備、配給一元化機構の確立等に對し至急對策案をつくつて提出を求めた。しかし、業者間の内紛、不統一等の爲、年内には到底まとまるべくもない状態にあつた。十二月八日の大東亞戦争の勃發に、映畫界の状況は急轉し、いままですべての進行をやるともすれば阻むかに見えた暗雲は一掃され、諸懸案はすべて實行に移されることになつた。

大東亞戰史	堀田吉明 長谷川了共編	廣文堂	二・九〇
銃 劍	富永謙吾	廣文堂	一・二〇
微生物を追ふ人々	秋元壽恵夫	第一書房	二・五〇
學童と 結核	原島 進	目黒書店	三・二〇
水泳其の本質と方法	齋藤 義洋	旺文社	一・〇〇
詩集 精神軍	田中 克巳	天理時報社	一・五〇
古典の 精神	武田 祐吉	創元社	二・〇〇
戦ふ國の 生活	石井 良一	六盟館	二・〇〇
伊 藤 博文	中村 吉藏	大日本雄辯會講談社	二・〇〇
國の子の 家庭教育	飛田多喜雄	新潮社	二・二〇

劇映畫の製作會社は、第一會社の松竹(興亞を吸収)、第二會社の東寶(南旺、東發、大寶等を吸収)、第三會社として大日本映畫製作株式會社(日活、新興、大都)の三社が成立した。

配給一元化機構は、十七年二月映畫配給社が成立し、四月一日より映畫の配給は映畫配給社によつて一元されるに至つた。

文化映畫の統合は、未だ暗礁にのりあけてはゐるものの、映畫新體制は、四月一日を以て事實上發足を遂げ、建設の第一歩をふみ出したといへる。

しかしながら、映畫界革新の最大動機は、彈丸にも等しい映畫をつくることにあつたし、またこれをおいて、戦時下の映畫の使命は考へられない。それにも拘らず、日本映畫の質的貧困さは依然として克服されてゐない状態にある。この當然の使命を果さない限り、眞の映畫新體制の成立は望まれないであらう。

なほ、昭和十五年度に於ける全國映畫觀覽者数は、大人三七七、六八二、〇八二、小人六二、五九二、五八九、總計四四〇、二七四、六七一で、概數

四億五千萬と考へられよう。しかし、これは有料興行の場合で、その外に約五萬回の無料興行が行はれてゐる。

少國民映畫

少國民映畫とは、少國民文化の昂揚に寄與する映畫であつて、兒童の心性に十分な考慮をはらひつゝ、兒童を正しく豊かに育成していかうとする映畫でなければならぬ。従つて、それは劇的、實寫的、漫畫的存在のいづれをも含むばかりでなく、兒童の生活が直接そこに扱はれるかどうかは必ずしも問題にならない。

少國民映畫は、國民學校令の施行に伴ひ、映畫教育の重要性があらためて認められ、教科用映畫、課外用映畫の檢定、選定が行はれ、最近形の土では非常にはつきりしてきた。それにもかかはらず、子供に與へる映畫の質と量と方途は驚くべき貧困であり、その製作、配給、上映、いづれの部門においても、今尙未開の状態にあるといつてもよい。

少國民映畫の製作が、量質ともに振はれない最大の原因は、これを上映する

施設が殆んどないからである。興行映畫の場合は、成人がその觀客の八割以上を占めてゐる關係上、兒童に集中した作品を多量に期待することは、まづ不可能に近いといへる。營利的に成立たないものを、營利的な映畫興行に求めようとするところに、根本的な無理がある。古くから、しばしば兒童映畫館の建設や、兒童映畫週間の設定が提唱されながら、これが實現しないゆゑもこゝにあつた。

それでは、少國民映畫は一體どこに求めたらよいであらうか。それは興行からはなれた、従つて成人への顧慮を必要としない領域、即ち學校(講堂)映畫會に先づ見出されるべきであらう。

現在既に全國にわたつて五千餘の國民學校が組織的にこの映畫會を實施してをり、その校數も回數も次第に増加しつつある。しかし、國民學校の映畫設備は、主として十六ミリ、サイレントであり、しかも六千幕あまりが偏在してある状態にあり、また映畫の配給も不十分な爲、少國民映畫の發達を促すには力不足である。

最近、映畫館を中心とした少國民映

映畫法

第十條 主務大臣ハ特ニ國民文化ノ向上ニ資スルモノアリト認ムル映畫ニ付推薦ヲ爲スコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ命令ヲ以テ映畫興行者ニ對シ國民教育上有益ナル特定種類ノ映畫ノ上映ヲ爲サシムルコトヲ得

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ映畫興行者ニ對シ啓發宣傳上必要ナル映畫ヲ交付シ期間ヲ指定シテ其ノ上映ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ危害豫防、衛生、教育ソノ他公益保護上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ニ對シ興行時間、映寫方法、入場者ノ範圍其ノ他映畫ノ上映ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

映畫法施行規則

第十六條 映畫法第十條ノ規定ニ依ル映畫ノ選獎ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フ

一 推薦

二 賞金ノ交付

前項第二號ノ賞金ノ交付ハ同項第一

號ニ依リ文部大臣ノ推薦シタル映畫ノ中ヨリ特ニ優良ナリト認ムルモノニ付其ノ製作者ニ對シ之ヲ行フ

第三十五條 映畫法第十五條第一項ノ規定ニ依リ上映ヲ爲サシムベキ映畫ハ文部大臣ノ認定シタル文化映畫及時事映畫トス

前項ノ文化映畫トハ國民精神ノ涵養又ハ國民智能ノ啓培ニ資スル映畫ニシテ劇映畫ニ非ザルモノヲ謂ヒ、時事映畫トハ時事ヲ撮影シタル映畫ニシテ國民ヲシテ内外ノ情勢ニ須要ナル智識ヲ得シムベキモノヲ謂フ

映畫興行者ハ一回ノ興行ニ付第一項ノ映畫各一本以上ヲ上映スベシ但シ映畫興行者映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ映畫ヲ上映スル場合及第十六條ノ推薦ヲ受ケタル映畫ヲ上映スル場合ハ文化映畫ノ上映ヲ爲サザルコトヲ得

第四十六條 映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ映畫法第十四條第一項ノ規定ニ依ル檢閲ニ合格シタル映畫ニシテ文部大臣(地方長官ノ行フ檢閲ニ合格シタル映畫ニ付テハ當該地方長官)ニ於テ年少者ノ教育上支

畫施設の普及が要望されてゐる。即ち、普通の興行時間外(主として午前中)を利用して、教師が兒童を映畫館に引率し、特定のプログラムによつて映畫を鑑賞せしめる方法である。それが、學校映畫會と並行的に進められていく所に、教科學習への直接的利用以外に於ける、意義深い映畫教育の境地がはじめて全的に展開してくるのである。しかし、これにしても映畫配給機構から難點が多い。現在の國産フィルムでは、大體二十五六週間ぐらゐの耐久力しかなく、各映畫館では以前三回興行してゐたものは、二回乃至一回といふ風に大事に使はなければもたなくなつた爲、午前中特殊な上映のためになどは使へないといふ状態になつたのである。

かうして考へてくると、少國民映畫は、あらゆる點に特殊な用意が必要な關係からも、どうしてもすべての點で整備された獨立の製作機構をもつた、一つの中央團體に歸一するべきであらう。

なほ、「映畫法」中より關係ある事項をあげると、次の通りである。

障ナシト認定シタルモノノミヲ上映スル場合ノ外十四歳未満ノ者ヲ映畫ヲ上映スル場所ニ入場セシムルコトヲ得ズ但シ保護者ノ同伴アル六歳未満ノ者ハ此ノ限ニ非ズ

文部省選定兒童生徒向映畫

(△印は中等學校生徒むき)

文化映畫 「僕達の覺悟」一卷(同盟)「戦ふ郵便船」一卷(同)△「新大陸建設の記録」八卷(同)「炭焼く人々」二卷(東日大毎)「廣東進軍抄」五卷(大日本文化映畫)「馬の習性」一卷(同)「病院船」五卷(新興)「或日の干潟」一卷(理研)「民族の祭典」十二卷(東和商事)「僕等の圖書館」一卷(横濱シネマ)「僕等の鐵道」一卷(極東)「落下傘」一卷(松竹)「落下傘部隊」二卷(大毎東日)「百鍊日本刀」一卷(東寶)「飛行機は何故飛ぶか」一卷

(同)「天氣叢報」二卷(同)「郵便從業員」一卷(同)「少年飛行兵」二卷(同)「視力を護れ」二卷(横濱シネマ)「戦ふ女性」一卷(朝日映畫)△「陽炎」一卷(理研)△「貝塚」一卷(東寶)△「漁の科學」一卷(理研)「ボクダチの入管」一卷(新世紀映畫)「富士山麓の小鳥」二卷(理研)「鶴匠」三卷(松竹)「機關車」57號「四卷(藝術映畫)「美の祭典」十卷(東和商事)「秋吉臺」二卷(十字屋)「寄生蜂」一卷(同)「和具の海女」三卷(横濱シネマ)「村の學校圖書館」二卷(東寶)△「船の科學」一卷(朝日映畫)「山國村」二卷(東寶)「空の少年兵」四卷(藝術映畫)「望遠鏡」一卷(横濱シネマ)「牧場」二卷(松竹)△「蘭印探訪記」八卷(大毎東日)△「ムツソリニヤ」六卷(伊ルーチエ)「鹽をつくる人々」三卷(大日本天然色)「鐵道保線區」二卷(十字屋)△「富士の地質」二卷(東寶)線畫「ジャックと豆の木」二卷(朝日映畫)「フロリアンガイエルの小隊」三卷(日映) 劇映畫 「海軍爆撃隊」九卷(東寶)「ともだち」二卷(大日本文化映畫)「最後の兵ま

で」八卷(東和商事)「燃ゆる大空」十六卷(東寶)△「浪花女」十五卷(松竹)「白蠟」三卷(大毎東日)「風の又三郎」十卷(日活)「西住戰車長傳」十五卷(松竹)「若い科學者」九卷(メトロ)「曉の進發」七卷(東寶)「馬」十四卷(同)△「皇國の橋」五卷(春秋映畫)「くろがねの妻」八卷(新興)「子供ごころ」三卷(皇國映畫)「少年野口英世」七卷(大都) ○國民學校課外用映畫(文部省選定) 捕鯨船(小西六)「日本ニユース第十七輯」主食の改善(十字屋)「落下傘部隊(東日大毎)」「セルロイドの話(東日大毎)」「海洋少年團(東日大毎)」「視力を守れ(小西六)」「なかよし(吉川商會)」「海底を探る(土田商會)」「エカキの小父さん(旭日映畫)」「猿正宗(小西六)」「海の桃太郎(小西六)」「文福茶釜(小西六)」「お日様と蛙(小西六)」「ひばりの宿替(小西六)」「マ一坊と狼(小西六)」「黄金の釣(東日大毎)」「仔猫のいたづら(同)」「森の狼(同)」「兎と龜(土田商會)」「新狼蟹合戦(奥商會)」「雀のお宿(同)」「カンガルーの誕生日(深田商會)」「東郷元帥と日本海軍(光香文化)」「五作ぢいさん(真

商會)「たのしきカンペイ君(東日大毎)」「白蠟(同)」「製鐵(東寶)」「馬部隊(大日本寫眞)」「我等の兵器・火藥(理研)」「明治神宮(東洋映畫社)」「我等の兵器・高射砲(理研)」「同・光學兵器(同)」「聖鐵部隊(滿映・日映)」「一億防空軍(日映)」「母子草(松竹)」「子供と兵隊(奥商會)」「陸軍落下傘部隊壯途篇(日映)」「電氣兵器(理研)」「世界の隣組長(朝日映畫)」「五人の斥候兵(日活)」「軍用兎(十字屋)」「海軍空襲部隊(日映)」「子供陣組日記(大毎)」「日本ニユース第十七輯第七號」十二號(小西六)「起ち上る泰(大毎)」「大東亞戰爭は斯くして起つた(日映)」「大東亞戰爭帝國海軍勝利の記録(日映)」「空の神兵(日映)」「海の白衣(電通)」「造船所(東寶)」「すゝめとう(朝日映畫)」「マレー戰記・進撃の記録(日映)」「マレー戰記・昭南島誕生(日映)」「てんぐさ(十字屋)」「僕達の鐵道(横濱東洋)」「ピルマ戰記(日映)」「養魚田(日本映畫科學)」「空の教室(朝日映畫)」「鳥居強右衛門(松竹)

青年向映畫

映畫普及の過渡期にあつては、映畫

そのものを以て青少年に悪影響を及ぼすものの對象としてゐた。甚だしきは映畫館に出入する青少年に對しては、その保護者も世間も之を不良扱ひにしてゐた時代もあつたのであるが、時代の進歩は、正に之等の謬られた思想に覺醒を與へ積極的に映畫を利用する傾向に入つた。特に最近は映畫が青少年の教育上愈々重要性を加へ來つた實情に鑑み、文部省は新たに青年向映畫を選定することになつた。その要綱は、

一、總旨

青少年ニ對シ優秀ナル映畫ヲ觀覽セシメ、國民精神ノ昂揚、時局認識ノ徹底、科學知識ノ啓培、國防思想ノ普及並ニ情操ノ陶冶ヲ計ルハ教育上極メテ有效且ツ緊要ナルモノアリ仍テ青少年ノ觀覽ヲ徳源スベキ映畫ノ選定ヲ行ヒ廣ク映畫ノ教育的利用ニ資セントス

二、選定映畫ノ種類

イ、國民學校課外用映畫
(1)主トシテ學校内ニ於テ映寫スル映畫
(2)學校外ニ於ケル映畫上映場ニ於テ映寫スル映畫

ロ、青年向映畫

(1)主トシテ中等學校・青年學校並ニ青年團ニ於テ映寫スル映畫

(2)一般ノ映畫上映場ニ於テ映寫スル映畫

三、選定方法

文化映畫並ニ一般用映畫ノ認定係ニ於テ豫メ選擇シタルモノ、選定ヲ申出デアリタルモノ、又ハ委員ノ提示ニナルモノニツキ委員會ニ於テ審査決定ス

四、周知方法

文部時報、映畫教育研究、映畫教育ソノ他教育關係、青少年團關係、映畫關係ノ雜誌並ニ放送、新聞等ニヨリ周知セシム

從來映畫によると、非一般用映畫でも、滿十四歳以上の者は觀覽自由といふことになつてゐるため、これが實際については往々不便を感じられてゐた。殊に、中等學校或は青少年團向の映畫はその數が稀であつて、國民精神の昂揚とか、時局認識の徹底、科學知識の啓培、或は情操の陶冶をはかる上から、非常に不便を感じてゐたが、この青年向の映畫の選定により、青少年の映畫教育に資し、これが普及によつ

てこれらの映畫の製作を促すこともでき... 定には、大日本青少年團も關係してゐる。

- 青年向映畫
「日本ニュース十七輯第一號—第六號」(小西六)、「主食の改善」(十字屋)、「落下傘部隊」(東日)、「東郷元帥と日本海軍」(光音文化)、「皇國の橋」(奥商會)、「製鐵」(東寶)、「馬部隊」(大日本寫眞)、「我等の兵器・火藥」(理研)、「明治神宮」(東洋映畫社)、「特別攻撃隊」(日映)、「我等の兵器・高射砲」(理研)、「同・光學兵器」(同)、「聖劍部隊」(滿映)、「日映」(一徳防空軍)、「日映」(岡ふ農村)、「都映畫社」(母子草)、「松竹」(南海の花束)、「東寶」(造船艇身隊)、「藝術映畫社」(陸軍落下傘部隊壯途篇)、「日映」(今日の戦ひ)、「藝術映畫社」(電氣兵器)、「理研」(父ありき)、「松竹」(五人の斥候兵)、「日活」(日本ニュース第十七輯第七號—第十二號)、「小西六」(起ち上る泰)、「大毎東日」(大東亞戦争は斯くして起つた)、「日映」(讀書村)、「旭日」(大東亞戦争帝國海軍勝利の記録)、「日映」(空の神兵)、「日

Table with columns for genre (e.g., 文化, 劇), title, volume, and publisher. Includes titles like '海の白衣', 'マレー戦記', '空の教室'.

Table with columns for genre (e.g., 文化, 劇), title, volume, and publisher. Includes titles like '(改訂)暖流', '阿波の木偶', '砂丘'.

同 ビルマ戦記 九巻 日映

移動映畫班

現在映畫興行場のない町村数は一〇九〇九であつて、わが國全體の町村数の九四・五%に當つてゐる。これを人口からみると、わが國人口の五八・一%を占めてゐる状態である。大體わが國民の半數以上は、映畫も容易に見られない状況下におかれてゐるとみて差支ない。映畫は全く都會人の占有物のやうなものであつて、最近映畫配給網が整備されたとはいへ、農山漁村では、年に何回か巡回されてくる警察署か縣の衛生課などの特別配慮の映畫に、わづかに渴を醫してゐるにすぎない。今や大東亞戦下、食糧増産の重責を負はされ、米穀の供出に、人的資源の提供に、懸命の努力を注いでゐる農山漁村を慰める爲に、映畫を提供することは絶對に必要である。勿論他にも多くの慰安施設は考へられるが、映畫は他の演劇や、音楽などよりも、比較的簡便に、然も僅かの費用で實施できるばかりでなく、現代人には老若男女を問はず、最も親しみやすく、最も最

も愛好されてゐるもの一つである。その上、映畫は慰安娛樂もかねて、文化的向上と啓蒙の手段として役立つことができる。

映畫館を持たない農山漁村にあつては、移動映畫班が持つてくる映畫が唯一のたのしみである。しかも、かうした顧客の素直な氣持の中に、映畫は強

Table with columns for '種類', '出張映畫班名', '映寫機種類及人員數', '要時間', '料', '金'. Lists various mobile film classes and their details.

い明瞭な痕跡をとめてゆく。移動映畫班のもつ使命は大きい。本部では、次の規定に従つて斡旋を實施してゐる。

大日本青少年團移動映畫班出張斡旋規定 第一條 移動映畫班斡旋ノ種類左ノ如シ。

Table with columns for '種類', '出張映畫班名', '映寫機種類及人員數', '要時間', '料', '金'. Lists specific types of mobile film classes and their details.

第二條 移動映畫班ノ派遣ハ左記要目ニ從ヒ郡市青少年團ニ於テ計畫シ地方團(府縣團)ヲ經テ本部ニ申請スルモノトス。

- 一、原則トシテ一郡市ニテ十會場以上連續開催スル如ク計畫スルコト
二、一郡市ニテ連續十會場以上ノ開催不能ナルトキハ數郡市協同シテ十會場以上ノ開催ヲ計畫スルコト
三、派遣申請ハ實施希望期日ヨリ三十日以前ニ本部ニ到着スル如ク手配スルコト
四、派遣申請ヲウケタルトキハ本部ハ派遣ノ能、否ヲ調査ノ上同報ス
五、主催郡市團ガ派遣可能ノ通知ヲウケタルトキハ全料金ノ半額(第一種移動映畫班ニテ十會場ヲ開催スル場合)一會場ニテ一回ハ一回金參拾圓也ノ十回分ノ半額金百五十圓也)ヲ實施期日ノ十日以前ニ、本部ヨリ別ニ通知スル宛

先ニ到着スル如ク送金スルコト。
第三條 移動映畫會開催ニアタリテハ左ノ諸點ニ注意スルコト。

- 一、移動ニ際シナルベク交通上ノ順路ニ從ツテ會場ヲ定ムルコト
二、移動中ニ日程ノ變更ヲナス時ハ全面的ニ支障ヲ生ズベキニ計畫ノ當初ニ確定ナル日程ヲ作成スベキコト
三、十五日間以上連續開催スル場合ハ、移動ノ中間ニ映畫班員ノ休養日ヲ考慮スルコト
四、當局ヘノ映畫會開催届ハ開催地ノ青少年團ニ於テナスベキコト
届出ニ要スル番組、技師名等ノ書類ハ本部ヨリ主催郡市團宛一括送付ス
五、映畫會開催ノ趣ヲ豫メ電燈會社ヘ通達シ、ヒューズノ破損等ニヨル事故ヲ生ゼザル様特ニ注意スルコト
六、會場費、下足料ノタメ止ムヲ得ズ會費(入場料)ヲ徴收スル場合ハ、子供五錢、大人十錢以上ニナラザル様注意スルコト
第四條 派遣ノ申請ハ次ノ書狀ニ據ルモノトス。

- なほ、昭和十六年八月以降、十七年十月まで、本團輪流になる移動映畫は、次の通りである。
八月十八日—九月五日 秋田縣下一九ヶ所
十六日—九月三日 京都府下一九ヶ所
十月二十三日—十一月二日 秋田縣下一一ヶ所
二十五日—十一月三日 群馬縣下一〇ヶ所
十一月三日—十二日 秋田縣下一〇ヶ所
三十日—十二月五日 千葉縣下六ヶ所
二十七日—十二月二十五日 愛媛縣下二九ヶ所
十二月五日—二〇日 秋田縣下一六ヶ所
二月十七日—三月七日 青森縣下二〇ヶ所
二月一日—二八日 群馬縣下二八ヶ所
七月一日—一七日 東京府下一七ヶ所
七月二十七日—三〇日

移動映畫班派遣申請書 派遣希望種類 第一希望第二希望 種

Table with columns: 開催日時, 開催場所, 映畫館ノ有無, 開催地青少年團名, 青少年團代表者名, 前日開催地ヨリノ距離及交通機關, 料金徴集ノ有無及金額

(以下同様ニ會場ダケ欄ヲ設ケテ記入スルニト)
(最初ノ到着譯名 線 驛)
右之通映寫會開催致候間移動映畫班御派遣相成度申請候也

昭和 年 月 日 住所 縣 郡青少年團長 氏 名

大日本青少年團本部教養部 御中

◎記入上ノ注意

- 一、派遣希望ノ種類ハ必ず第一希望、第二希望ヲ記入スルコト、第一希望第二希望共ニ都合願シキ場合、本部ニ於テ其ノ他ノ種類ヲ適宜派遣スル様希望スルトキハ其ノ旨記入スルコト
二、第三種、第四種ハ共ニ小型映寫機ナルモ設置ノ状況及映寫面ノ大キサ共ニ標準型映寫機ト殆ンド差異ナシ
三、「映寫館ノ有無」ノ欄ヘハ映寫常設館ノ有無ヲ記入スルコト

- 兵庫縣下三ヶ所 二十二日—八月二日 北海道一〇ヶ所
八月一日—一〇日 石川縣下一〇ヶ所
九月一日—一五日 北海道一〇ヶ所
二十一日—十月十日 埼玉縣下二〇ヶ所

ラジオ

青少年とラジオ

大東亞戦争の戦域擴大により、將來の日本國民の指導分野が全世界の大半を占めんとする今日、建設戰の重大責務を負ふ青少年が、新時代の文化指導の武器であり、國民團結の紐帯ともいふべきラジオを、青少年の教養と訓練の向上の爲に、最大限度に活用することは喫緊の要務である。

ラジオは、當初娛樂の一形態として誕生し、ラジオ聴取は警澤品の如く考へられてゐたが、今日では報道、教養、慰樂等の文化的使命から、更に進んで、國家が國民に對してその志を傳

へて國論を統一指導する機關として重大な任務を帯び、ラジオは國家の意志を運び、ラジオの聴取は國民的行動である」と稱せらるゝまでに至つた。
 全國千五百萬の青少年團員を一九として指導する大日本青少年團は、この精神的交通機關たるラジオを取上げ、活字、映畫、音聲等の企及し得ざる獨自の特性——直接性、迅速性、廣播性を活用して、教育的に、組織的に、計畫的にその普及徹底運動を展開してゐる。

- 指導目標
- 一、ラジオによる國策の確認並國民的性格の錬成
 - 二、ラジオによる文化訓練
 - 三、ラジオの團體聴取の普及徹底
 - 四、ラジオの團體聴取網の整備
 - 五、ラジオ教育の指導者養成
 - 六、ラジオ文化普及に對する協力

大日本青少年團と日本放送協會は協同の下に、戦時下ラジオの持つ國家的使命に鑑みて、ラジオ教育の普及徹底を圖つて弘く新日本青少年文化の向上

ラジオ團體聴取

ラジオには大東亞戦争目的の爲に國民の戦時生活を指導する國家の意志が盛られてゐる。ラジオを聴取することは、國家の國民指導の意志をきくことである。ラジオはいはゞ國民の總力を結集する強力な文化の武器である。その意味においてラジオの聴取は、國民の責務といへるであらう。
 だがラジオの聴取を個人的なものとして終らしめては、その効果は分散的となり、使命を充分に發揮することはできない。ラジオが團體的に聴取され、その内容によつて國民が團體的に啓發され、士氣を振起さるゝに至つて、ラジオは、眞に國民の團結的活動力となり、國力を強化するものとなるのである。
 殊に今日のラジオは青少年の聴取者に期待するところが極めて多く、青少年たちの團體聴取は、國家のこの要請に應へるものである。一定の指導に従つて展開される團體聴取は、共勵切磋「ともみがき」の精神に立つものであり、かくすることによつて個々の青少年

に資する目的で、各町村単位青少年團にラジオ連絡班を設置し、班員の推進的活動に依つて、その發展を期してゐる。

ラジオ連絡班設置要項

- 町村青少年團はラジオ教育の普及徹底を圖る爲左記要項によりラジオ連絡班を設置することを得
- 一、ラジオ連絡班員は概ね左の任務に従ふものとす。
 - 1、区域内に於けるラジオ教育の指導並普及督勵
 - 2、ラジオ教育に必要な資料の

様式

ラジオ連絡班員名簿

報告者	縣 府 市 郡		町 村 青少年團長	
	單位團名	單位團トノ關係	氏 名	區域内ノ世帯數
青少年團				
女子青年團				
少年團				

- 二、ラジオ連絡班員は各單位團より一名宛を當該町村青少年團之を任命す。
- 三、ラジオ連絡班員に任命すべきものは當該單位團に於ける指導者たることを要す。
- 四、ラジオ連絡班員の任期は二ヶ年とす但し再任を妨げず。
- 五、ラジオ連絡班員を任命したる町村青少年團長は左記様式の名簿四通を作成して郡市青少年團、道府縣青少年團、大日本青少年團本部並當該地中央放送局宛別に報告するものとす。

年の教養を高めると共に、團體そのものの組織力を強化することができる。團體聴取をするには、放送前に、受

信機を準備調節し、聴取すべき番組を選択する。國民必聴の番組としては、次のやうなものがある。
 (季節等に依り多少變更することあり)

國民必聴放送番組一覽表

時間	曜日	放送時間	放送内容
前六時後六時	月	六時	國民の誓農家の政府當局の發表
前六時後六時	火	六時	軍事發表
前六時後六時	水	六時	軍事發表
前六時後六時	木	六時	軍事發表
前六時後六時	金	六時	軍事發表
前六時後六時	土	六時	軍事發表
前六時後六時	日	六時	軍事發表

右表以外に日々の放送番組に注意して重要放送の場合は必聴して下さい。
 放送題目に従つて豫め各種標本、圖表、地圖、辭書等を用意したり、放送者の人物を調べておいて紹介したりす

に注視したり、要點を筆記させたりする。終れば、質問應答、感想發表をし、實踐すべき事項を内省決意する。かうして、團の俱樂部や青年學校の受信機を圍んでなす團體聴取を實踐するところ、そこに戦時下日本青年の決意が自ら生まれ、確固不拔の國民的性格が鍊成されるであらう。

ラジオ文化普及に對する協力

大日本青少年團本部の教養部では、日本放送協會と緊密な連絡の下に、毎月青年記念日たる二十二日には、戦時青年常會(昭和十六年七月より)、戦時女子青年常會(昭和十七年五月より)、少年團(昭和十七年二月より)を、次の諸氏に放送を依頼した。

- 昭和十六年
 - 十月 大政翼賛會文化部長 岸田 國士
 - 十一月 大日本青少年團顧問 後藤 文夫
- 常會實況放送 茨城縣那珂郡瓜連町青年團

「我等の實養體制」七局座談會

- 司會 大日本青少年團 熊谷辰治郎
- 青少年教育研究所副所長 林 實
- 札幌 北海道當別村太美青年團 淺沼 良吉
- 盛岡 盛岡市本宮青年團員 村井幸次郎
- 金澤 石川縣富奥村青年團員 村田 秀雄
- 京都 京都府園部町青年團分團長 上領 半助
- 防府 山口縣玉井浦青年團員 河崎 逸男
- 熊本 熊本縣砥用町青年團員 石黒 達也
- 青年劇「麥まき」
- 十二月 國民精神文化研究所員 大串兎代夫
- 大日本青少年團專門委員 「我等の決意」發表
- 東京市豊島區時習少年團員 三瓶 賢二
- 神奈川縣平塚第四女子青年團員 原田 玉子
- 埼玉縣大宮青年團員 一萬田正太郎

昭和十七年

- 一月 滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所長 加藤 完治
- 「戦時下我が團の活動」發表 小島 澄男
- 群馬縣新高尾女子青年團員 阿部 タケ
- 二月 大日本青少年團副團長 朝比奈策太郎
- 「戦時下青少年團の活動報告」 放送員
- 三月 海軍大將 高橋 三吉
- 「戦時下青少年團の活動報告」 放送員
- 四月 住友鑛業株式會社社長 三村 起一
- 五月 大日本青少年團長文部大臣 橋田 邦彦
- 「戦時下青少年學徒の活躍」錄音 大藏次官 谷口 恒二
- 「或る青年團員の手記」 放送員 遞信次官 手島 榮
- 七月
- 八月

- 大日本青少年團長 鈴木 孝雄
- 九月 航空局長官 山田 良秀
- 戦時女子青年常會放送
- 五月 大日本青少年團副團長 井上 秀
- 六月 川崎 なつ
- 七月 大阪府立女子專門學校長 平林治徳
- 「詩歌朗誦」 毛利 菊枝
- 「獨唱と齊唱」 高津 トシ
- 八月 京大名譽教授 吉澤 義則
- 九月 「農繁期勤勞奉仕を語る」 暉峻 義等
- 武藤 嘉代
- 石井 みつ
- 二月 少年團だより
- 三月 我等は大君のもの 日本少年國民劇場
- 四月 御朱印船 徳山 雅男
- 五月 小馬の巻 龍岡 晋
- 六月 四つの手紙 富田 公也
- 七月 海の子 小林 誠
- 八月 營火を圍んで 北村壽夫作

九月 僕等の訓練 同

- 一方地方團に對して、ラジオ教育の普及徹底をはかる爲に、昭和十六年十月以降、各縣下に、郡市單位、縣單位等で「ラジオ教育促進協議會」を開催してゐる。
- 昭和十六年
 - 十月 埼玉縣、茨城縣
 - 十一月 埼玉縣、茨城縣
 - 昭和十七年
 - 四月 長崎縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣
 - 五月 新潟縣、群馬縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、岩手縣、青森縣、山形縣、石川縣、高知縣
 - 六月 山梨縣、静岡縣、福島縣、秋田縣
 - 八月 栃木縣
 - 九月(郡市區別) 東京府、神奈川縣、山梨縣、千葉縣、群馬縣、静岡縣、新潟縣

音楽

青少年と音楽

すべての文化は、戦争目的の完遂の

ために動員される、音楽もまたしかりである。音楽を通じて、青少年の心はゆたかに大らかに育ち、日々に新たな力と意氣を興へられ、今日の疲勞を癒し明日の勤勞への糧となる。

音楽は、まづ健全な娛樂として提供される。劇や映畫や舞踊等を見ると同じやうに、音楽を聴いて楽しむことによつて、明日への勤勞となる。また單に聴いて楽しむだけでなく、吹奏樂團、鼓笛隊、ハーモニカバンド、合唱團等で自らが音楽することによつて慰樂を見出し、餘暇善用をはかることができる。

音楽はまた協同生活に規範を興へ、集團的行動に統一を興へる。朝の行事にしても、先づ明朗な音楽によつて欣然と所定の場所へ集る。國旗掲揚には喇叭鼓隊の吹奏、默禱には低く「海ゆかば」のレコードがあれば、嚴肅さも一層深まる。朝の行事を終つて、職場や教室へ入る際にも、雜然と各自向ふのと、秩序整然と入るのでは、各自の仕事に對する心構へに非常な相違の出來ることはいふまでもない。朝の行事の嚴肅な、眞摯な、そして健康な氣分

をそのまま持込むには、音楽の伴奏によつて秩序整然たる行進によつて入ることが必要である。

また音楽は、労働に律動を與へる。勤勞青少年は、常に身體の一部分のみを作業の爲に働かせてをり、疲勞も局部的となり、單調な爲倦怠、苦痛を感じさせやすい。しかし、作業そのものに變化を與へてその單調を救ふことは不可能である。その對策として休憩時を利用して、レコード音楽を演奏することによつて、勤勞生活に變化を與へることが企てられてゐる。かくすることによつて、職場の作業はリズム化され、活氣を生み、潤ひを持ち、歡びが湧き上つてくる。

音楽は、戦時下將に重要視されてゐる體育と結びついて、それに律動を與へ、興味を増してゐるなくてはならぬ要素である。

また音感教育は、國防上國民の基礎教養として必須なものとして、國民學校の教材中に取入れられたことは衆知の通りである。更に、音楽は、言語や地域に捉はれない。廣く普及性をもつた藝術である

から、今後大東亞共榮圈内の文化工作として、映畫と共に第一線に立つて活躍すべきであらう。

しかし、音楽は、以上述べたやうな效用を持つことにのみ利用されるべきではない。音楽は最高の藝術として國民のゆたかなすぐれた生活感情の育成に培ふものである。だからといつて、日常の愉悅と無縁であるわけではない。従来の音楽は、劇場や音楽會や客向に限られ、家庭、職場や町内・部落等は文化圏内の無音楽地帯として荒涼の中に残されたのである。音楽を國民の日常生活へ取戻すことにまづ努力されなければならぬ。

國民の日常生活に位置づけられ、殊に勤勞者の爲の音楽としてすゝめられるものは、今迄の本格的音楽に比べて低次の層の音楽と解されることは正しくない。在來商業的企業家によつて、娛樂音楽は不健全なものとなり、氣儘な、卑俗な、甚しくは淫猥なものと結びつける習慣を醸成してしまつた。大衆がよい音楽に無感覺であるといふ慨きは、大衆を凡庸、卑俗なものときめてかゝつた單なる感傷である。

激しく生成し、流動しつゝある青少年は、もはや過去の凝固した社會人の集團とはちがふ、青少年こそは、新たな文化を創造する歴史的任務を擔つて成長しつゝある創造的主體である。青少年に與へる音楽は、もつとも日常性を持ち、職場に野良に鎮守の森にうたはれ奏でられるものであると共に、新しい大東亞文化にふさはしい最高のものへの道に通ずるものでなくてはならない。

國民皆唱

うたは生まれでるのを本體とする。郷土から、常會から、職場からうみ出されることに意義がある。現状では、うたはうみ出されるまでに達してゐない。歌はうとさへしない群もある。先づ歌ぶくせをつけなければならぬ。事變後、この數年間に國民はよく歌をうたふやうになつた。出征將兵の送迎の集ひが第一にその要因であらうが、しかし日本人が集合した場合に歌はれる歌は、大抵の場合音楽的訓練の不足をあらはに感じられる。日本人が相集つて歌ふことができない

いは、根本的には國民生活と音楽とが全く遊離されてしまつてゐたからである。國民學校を終るとも音楽とひきはなされてしまふ。従つて國歌を齊唱することさへ甚だ危かしげになり、國民の文化水準がこの一時で判定されさうな場合もある。

國民の日常生活を——特に戦時下に於て——幅廣く、逞しく、また豊かな感情で裏づけるためにも、國民皆唱が必要である。たゞ一人で聴くのではなく、たゞ一人で歌ふでもない。一人でも多くの國民が相よつて、今日のよろこびや苦しみを共に歌はうではないか。青少年指導者は少くとも百曲位は自由にこなせるやうでありたい。集つたら共に歌ふ、歩き出したら歌ふ、休憩に歌ひ合ふ、勞作のリズムに合わせて歌ふ。かうして、戦争目的完遂の爲に、高く逞しいゆたかな生活感情を持ちつゞけよう。

○御製御歌
御製や御歌を謹唱し、謹聽さしていただける國に生れたありがたさを先づ深く思つてみたい。御製朗詠の現状は、あまりにも個人差がありすぎて、

集團合唱(齊唱)には適さないもので、本部では照井三氏の謹曲を採用することにした。個人謹唱の場合は、大いに個性を發揮してよろしい。

○式日祭典行事歌

行事歌、殊に郷土に即した行事祭典の歌、單位團歌、郷土歌等は大いに作つて與へ、且つうみだすことに努力すべきだ。

○國民歌

「海行かば」「國民進軍歌」「出せ一億の底力」「さうだその意氣」「愛國行進曲」「アジャの力」「太平洋行進曲」「父よあなたは強かつた」「進め一億火の玉だ」「朝だ元氣で」「月月火水木金金」など、いづれが國民の絶對支持を得て、眞の國民歌たり得るかはその審判を待つことにしたい。それまでとんどん歌はせていたよきたい。

○青年、女青、少年歌

むづかしすぎるものが多い、もつと樂にうたへるものがほしい。少年歌は、國民學校の歌曲を本體とすべきである。

○職場勞作歌

まだ未開拓である。作曲家、作詞家が職場にとびこんで一年或は二年の季節を生活を共にしなければいゝものが生れない。

○民謡

手まり唄とかお手玉唄、更に盆唄とか、馬子唄、木遣唄、田植唄その他澤山の民謡は、われわれの心を懐しいふるさとへよびもどすであらう。どこの國の音楽の歴史を調べても、その起原は俚謡、民謡から發達してゐる。それがなくならぬうちに、俚謡の類のよいものを整理保存して育てるべきであらう。

○軍歌

嚴肅、勇壯な軍歌こそ、遠い前線の將兵の心に通じ、國民士氣を鼓舞させるものである。

その他、歴史人物歌、母性讚歌、子守歌、抒情歌、季節の歌、地理自然歌、都市文化の歌などより適宜選び出して、生活の糧として生かされたい。なほ大日本青少年團の制定歌としては、大日本青少年團歌 檢定済

青年進軍歌 曙に立つ

世紀の若人

必勝の貯蓄兵

示せ皇國の底力

撰定歌としては

みんな輪になれ

日本盆踊

僕等は日本少年團員

募集中のものは、左記の通りである。

東亞共榮圏内の青年に呼びかける歌

(青年向)

大自然を讃へる歌

(女青向)

體を鍛へることの喜びを歌へるもの

(少年向)

合 唱

音楽は美しく楽しいものであると同時に、人間の精神を鼓舞激励する力を持つてゐる。殊に、合唱は多人數が一緒に唱ふのであるから、集團の不思議な力が感激を一層強くして、戦時に必要な緊張と慰安を同時に與へることが出来る。

合唱は、手軽に誰にでも出来、樂器もいらぬから、どこでもまたいつでも、少しの費用も要せず行ふことが出来る。

きる。

近時合唱運動は頗に盛になつた。學校は勿論、工場、會社、銀行、百貨店等で、續々合唱團が組織されてゐる。

最近ラジオでも國民合唱の指導をしてゐるから、一層盛になることであらう。村の青年たちが大勢集つて、講堂や鎮守の森で心を一にして歌を合唱したら、どんなによいだらう。それには、これを仕組む人さへあれば、難事でも何でもなく、農村青年の個々の情操陶冶、文化的教養を高めると共に村全體を明朗となし、明日の増産に力を養ひ、村の結束を堅めることができよう。

合唱をはじめするには、最初は部落の共同作業場とか學校の教室に集つて、ごく簡単な歌をうたふとか、又ラジオやレコード等で名曲鑑賞の指導から練習してゆく。

世間では、多數者が同時に唱へば合唱であると考えられてゐる人も多いが、同じ旋律を多數者が聲をそろへて唱ふのは、齊唱といふのである。合唱とは、二つ以上の異つた旋律を合せて唱ふので、各人が自分の聲の性質と聲域に應

樂的にもよいハーモニーを醸成しない。かくて眞面目に練習に精進すれば、未経験の者でも半年一年を経る間に、合唱の妙味を味ふことができるやうになり、つひには生活の一部として缺くことのできない楽しみとなるであらう。

喇叭 鼓 隊

音楽を情操陶冶の上からのみでなく、集團的訓練と結びつき、最も活用の範圍ひろく、技術も青少年に適當なのは、喇叭鼓隊であらう。

最近各單位團に於て、喇叭鼓隊、ブラス・バンド、鼓笛隊を新設するもの多きに鑑み、青少年團本部では、喇叭鼓隊指導者養成講習會を開催し、その普及向上を圖つた。

青少年團喇叭鼓隊指導者養成講習會要項

- 一、期日並期間 昭和十七年六月二十一日より三十日 十日間
 - 二、會場 日本青年館分館 清溪寮
 - 三、講習内容並時間割
- 大東亞戦争と青少年團の使命

(大日本青少年團團長)

朝比奈策太郎

音楽の新方向に就て

堀内 敬三

(同専門委員)

青少年團の文化に就て

横山 祐吉

(同教養部次長)

青少年團音楽隊經營並音楽理論、歌唱指導

(大日本青少年團團長)

春日嘉藤治

(陸軍軍樂大尉)

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

陸軍軍樂大尉

伊藤 隆一

年團教養部は、左記要項により優秀レコードの普及並に鑑賞指導を圖ることになつた。

優秀レコード普及計畫

趣旨 大日本青少年團教養部ト提携協力シ優良レコードノ普及並ニ鑑賞指導ヲ實施セントス。

方法 イ、大日本青少年團本部並ニ中央鍊成所ニ於ケル六大都市及ビ地方青少年團ノ幹部指導講習會ニ於テ優良レコードノ鑑賞指導ノ一項目ヲ挿入シ、青少年團幹部ノレコード文化ニ對スル正シキ知識ノ徹底ヲ期シ併セテ優良レコードノ普及ニ資セントス。

ロ、地方青少年團ノ原地ニ於ケル優良レコードノ鑑賞指導ノ會ヲ開催シ、青少年ノ情操陶冶、清新ナル慰樂提供ノ一助トナシ、併セテ優良レコード普及ニ資セントス。

内容 1、使用レコード

本計畫實施ニ當リ優良レコードトシテ使用スルモノハ各社既製作レコード中ヨリ上級、中級、下級ノ三段階ニ分チ、左記種目別ニ依リ各種専門委員會ニ諮問ノ上選定ス。

イ、洋樂系統（管絃樂、輕音樂、器樂）

ロ、吹奏樂系統

ハ、歌謡系統

ニ、民謡系統

ホ、邦樂系統

ヘ、演藝系統

ト、教養系統（聴覺訓練）

レコード・シリーズハ夫々一組十枚ヲ限度トス。

2、指導講師

本計畫ニ於ケル指導講師ハ音聲藝術家協會及ビ音樂文化協會ト協力ノ上適當ナル専門家中ヨリ依頼スルモノトス

なほ、第一期優秀レコード鑑賞指導の會は昭和十七年十一月より、東京府、神奈川、千葉、埼玉、栃木、群馬、茨城、山梨、長野及静岡各縣の一府九縣について、各縣五ヶ所づゝで行はれる。

その際、日本蓄音機レコード文化協會會員會社より選抜の歌手一名及ビアコーデオン伴奏者一名を派遣し、優秀レコード内容の歌唱に依る普及をなすことになつてゐる。

演 劇

青少年と演劇

演劇は、一部の人々が考へるやうに柔弱なものでもない。演劇は、健全な娯樂として明日の生活への生氣を與へると共に、希望に満ちた健康な生活への指針として國民的信念を昂揚させ、國民文化を正しい方向に推進させるものである。

演劇の與へる感銘は、他のさまざまの藝術にくらべて、強い生々しい迫力を持つたものである。またそれだけ演劇は、複雑な形態を備へてゐる。脚本が要る、俳優が要る、演出、舞臺裝置、効果、照明が要る。動員される人も多く、費用もかなりかかる。演劇を生活と密接に結びつけ、生活の中へ取り入れるには、他のものよりはるかに多くの困難と顧慮が必要とされるのである。

従來演劇は、専門的な舞臺俳優によつて、都市の劇場に於て演ぜられるのが

が大部分であつた。そこにはすぐれた技術と洗煉された傳統があつたけれど、營利主義の弊に墮し、都市文化の弱點もさらけ出した。演劇が眞に國民生活と結びつく爲には、都市のみならず、農山漁村のすみずみまでも持運ばれて上演されなければならぬ。また舞臺俳優のみならず、學校でも、工場でも、青少年團でも、すべての人々が自ら演劇に参加する歡喜とそれを通じての文化向上を得しめなくてはならぬ。

移動演劇と素人演劇が、國民演劇運動の双翼として登場してきたのは、この責務を果す爲である。

最も感受性に富む青少年が、すぐれた國民演劇から受ける感銘は、やがては良き日本の文化を生み出す原動力となるであらう。その爲には、よい演劇に接し得る機會を與へると共に、自ら演劇し得るための指導が必要である。青少年團は、日本移動演劇聯盟を通じて、移動演劇の配給斡旋につくと共に、素人演劇に對する指針を與へ、演劇を通じての教養訓練に鋭意邁進してゐる。

移動演劇

移動演劇は、都市に偏在した演劇を農山漁村や、工場鑛山等の職場などへ持ちこんで、觀客に慰安と精神の糧を與へようとするものである。

移動演劇は、營利にしばられ、利潤を追求するものであつてはならず、また趣味に偏し國民文化確立の本道からはづれるものであつてはならない。また配給が組織的に行はれて、必要な場所へその實狀に則した必要な演劇を送达まなくてはならない。かうしたことの爲に、指導的な中樞機關として、日本移動演劇聯盟ができてゐる。

日本移動演劇聯盟は、昭和十六年六月、情報局、大政翼賛會、各官廳、産報、産組、青少年團、各興行會社、劇團、文化團體を網羅して組織された。加盟劇團としては、松竹國民移動劇團、東寶移動文化隊、吉本移動演劇隊、同演藝隊、龍寅移動演劇隊、同演藝隊、新興移動演劇隊、同演藝隊、松竹關西移動劇團、吉本關西移動演劇隊、寶塚歌劇移動隊、瑞穂劇團、專屬劇團として、移動劇團「くろがね隊」

がある。

公演の申込は、青少年團本部、各府縣團を通じてよいし、或は本部にその旨通知の上直接聯盟にあつてもよい。公演經費の中、主催者の負擔する部分は、公演料（七十圓乃至百五十圓程度）、會場費、食事宿泊費、開催地附近の劇團移動費などである。旅費、荷物運搬費は聯盟で、舞臺用諸費、劇團人件費は劇團側で負擔する。

移動劇團の團員は、普通十五人程度で、先づ驛につくと整列して出迎への人々に挨拶をし、會場へつくと總員で舞臺を作り、開演の前には嚴肅な國民儀禮を行ふなど、一糸亂れない團體訓練の下に行動する。従來旅廻りの役者には私生活に肩をひそめるやうなことが少なくなつたが、移動劇團の團員は、「どうせ役者だから」と考へてゐる人たちに、役者でさへこれほどにしてゐる」といふ深い感銘、強い印象を與へてゐる。この團員の團體訓練には、青少年團が擔當し、個人としての行儀作法から、基本的な正常歩行進、整列敬禮に至るまでかなり強い訓練を施してをり、各團員の受講態度も眞摯であ

り、地方での土地の代表層や青年層との接觸に、規律と節度ある行動を示し、地方人が演劇以外に享受した感激の報告は多い。

移動演劇公演の大きな特徴は、親和の雰囲気である。娯樂に恵まれない地方では、殆んど全部の住民が集つて祭典のやうな賑ひで、都會の劇場に見受けられないなごやかな空氣がたよつてゐる。それに取りすましたお義理でやる舞臺でなく、演劇に挺身してやるのだから、舞臺と觀客の間には、渾然たる雰囲気がかもされてくる。舞臺のよろこび、かなしみは、觀客のよろこび、かなしみであり、觀客のよろこび、かなしみとけこんで楽しい親和の空氣が作り出されてこそ、演劇と國民生活は結びつき、國民の文化は進展してゆくのである。

素人演劇

人間は生まれながらに演劇本能をもつてゐる。例へば子供が何々ごつこをやする、大人が手まねをする、他人のまねをする、これらは演劇本能のあらはれといへよう。かうした演劇好事家の

集りが、素人芝居とか村芝居とかいはれたものであつた。これは、自分の器用や巧妙を誇り、藝を自慢するための道楽になつたり、正業を怠つて生活の不満や苦しさを忘れるための憂さはらしてあつたり、芝居そのものは悪くなくとも芝居がたし出す雰囲気が悪かつたり、いろ／＼弊害を伴ひ、禁座を加へられたことも屢々であつた。

素人演劇は、かうした意味の素人芝居や村芝居の復活ではない。素人演劇は、單にせまい演劇の枠にとゞまらないうで、國民士氣昂揚に資する國民文化運動の一翼として進められなければならない。大政翼賛會文化部では、次のやうな指針を與へてゐる。

- 一、素人演劇運動は生活を豊かな、潤ひのある、美しいものにして、國民の生活力を培養するための運動である。
- 二、素人演劇運動は集團生活を地盤として展開され、生活の協同化促進に貢献しなければならぬ。
- 三、素人演劇運動はこれに参加する人達の自發性と創意性を尊重しなければならぬ。

四、素人演劇は職業化したり、半職業化したりしてはならない。

素人演劇をはじめの場合には、地方の生活に根を下したいろ／＼の組織や機構の首脳部の諒解と適切な指導の下に、組織運営してゆくことが必要で、例へば青少年團の單位團文化部内の演劇班といふやうな形で發足すべきである。芝居好きなものだけが集つて、○劇團とかいふものを作るのは避けた方がよい。

素人演劇は、なるべく費用をかけたないで、最少限度の費用で、最大限度の効果をあげるやうに努むべきだ。演技も、本物の芝居をまねるよりは、せいぜい一ぱいのことをしてみんなにみてもらふやうに心がける。せりふも、俳優のまねをするよりは、正しく發音するやうにつとめれば、自然に國語の醇化になる。擬音や装置や扮装なども各自の創意を發揮してゆくやうにつとめる。

素人演劇では、上演脚本の採り方が大切である。趣味や好みに偏してはいけなしいし、教化性に捉はれてもいけない。郷土を深い愛情をもつて見つめ、そこから取材された脚本を上演すれば、

ば、顧客もまた深い愛情をもつて、郷土を見つめるやうになるであらう。また勤勞者自身が作つた脚本は、もつとも賑々と勤勞者の生活感情が波うつてゐるであらう。自作の場合は、必ずしも完成を要しない。

素人演劇の上演は、青少年團の色々な行事と結びついて行ふのがよい。公演は餘り繰返すことや、他所へ濫りに出張出演することは避くべきである。

人 形 劇

人形劇はわが國でも古くから行はれてをり、江戸中期には操淨瑠璃として民衆の最大娯樂となつて榮えたこともあつた。その後没落の一路を辿り、今は文樂の外は、わづかに郷土藝術として地方にその名残を止めてゐるにすぎない。

大東亞戦争下、すべてのものが戦争目的完遂の爲に動員されなければならぬ。人形劇もまた、國民士氣昂揚の手段として、新しい使命と形態をもつて登場して来た。

人形に分れる。その中、最も簡易で普及性の強いのは、指つかひ人形であらう。

指つかひ人形は、手袋人形、ギニョールと呼ばれたもので、我國の傳統的な民藝としては、秩父人形、ふくさ人形、水押人形をあげることが出来る。文樂もまた、その初期にはこの形式であつた。

指つかひ人形は、製作の材料が身のまはりの不用品で間に合ひ、國民學校の四五年生なら大丈夫作りあげることが出来る。操り方が容易で、一日の講習で、翌日からはずぐ活用できる。舞臺は間に合はせの材料で組立てることができ、どこへでも移動できる。しかも、非常に興味の深いもので、健全な娯樂を提供すると共に、それを通じての生活指導、宣傳啓發にも役立てることが出来る。

各々工夫によつて面白いものを生み出すことが出来るから、創意が發揮できる。これを操ることによつて、正しい言語の修練となり、しかもその間協同生活訓練がなされる。

人形劇は、團常會の和樂として用ひて、最も日常性があり、時と處に應じ即興に話題を取上げて上演すれば、活用の種はつきない。また女子青年の仕事として、ふさはしい性質を持つてをり、特に農繁期託兒所の保育技術として歓迎されてゐる。

人形劇に關する問合せ、講習會の幹事等は、青少年團を通じ、大政翼賛會宣傳部で應じてくれる。

紙 芝 居

紙芝居は、いつでもどこでも誰でもが、ごく手軽にやる事が出来る。また紙芝居は、誰にも分りやすく共に楽しむ人の心に深い感銘を與へることが出来る。この二つの特徴——日常性と娯樂性とは、紙芝居が國民文化運動の一翼として叫ばれてゐる大きな根據である。

國民文化は、營利主義にわづらはさ

れて、都市集中の弊を來し、また専門化された爲衆人が自ら作り出す仕事に参加する喜びを失つてしまつた。これを農山漁村のすみずみまでも行渡るものとさせ、またその製作に實演に一般の人々が携はることが出来るものとする必要がある。大東亞戦争下、國民の士氣を昂揚するためには、特に萬人に及ぼして廣くその心を捉へる文化様式が重要である。紙芝居は、その目的貫徹にふさはしい一つの武器である。

紙芝居は日本獨特のもので、繪巻物などの遠い傳統のつながりを持つてゐる。しかし、世人の注目をひいたのは、街頭紙芝居が隆盛を示すやうになつたからで、幾多の批判を浴びつゝ、今尙舊の子供たちの間に力強い特異な存在を續けてゐる。一方、その教化性に着眼して、教育紙芝居といふやうな形のものも發達し、國民組織のさまざまな方面に進展して効果ををさめつゝある。

街頭紙芝居は、飴賣業者が子供集めにやつた全く營利的なものであつた。子供をひきつける爲には、手段を選ば

なくなり、「黄金バット」等の怪奇極まる作品が横行するに至つた。こゝに於てはじめて紙芝居は社會の視聽をあつめ、警視廳の檢閲制度が布かれると共に、子供への大きな吸引力に着眼し、進んで文化的に利用善導しようとする努力されてゐる。

しかし、もと／＼が營利的なものであり、しかも驚くべき低額の生産費の下に濫造されてゐる現状では、良心的な優秀なものはない。望まれない。警視廳の檢閲も、極端に悪いもの、兒童の風教と毒を流すものを取締るといふ程度にすぎない。

今日業者が持廻つてゐる作品は、通常活劇物、人情物、漫畫物の三本立になつてをり、子供への興味に迎合する傾向が濃厚で、必ずしも文化的ではない。繪畫は、刺戟的な色彩が大いに改まり、畫風も健全になつたが、理想的には未だしの感が深い。實演者の自肅的な教育的態度もつかはれるのであるが、營利と直接に結びつく弱身から、街の文化指導者たりうるにはまだ遠い。

な社交場を形造つてゐる。戦時下兒童の校外生活指導について、紙芝居業者のもつ役割は案外大きい。これを単俗のものとして輕視せず、その正しい成長の爲に、深い關心と暖い指導が必要である。

街頭紙芝居に對して、教育紙芝居は、教育施設や常會その他で指導技術や教化慰安の手段として、その正しい内容と使命を生かさうとして發展してきた。

紙芝居は、國民學校に教具として浸潤していつた。教具としての紙芝居は、特に低學年教育に新しい視野をひらいたばかりでなく、教師の手から兒童自らが作り演ずることに進展していつた。

このことは、青少年團の組織を通して、紙芝居が課外生活指導材として活用される素地となつた。青少年團では、年長のものが仲間の小さい子供たちの爲に紙芝居を演じてみせることに止らず、一方では國民學校教師たちの働きかけと相俟つて、家庭や町内會、部落會にまで入込むやうになつた。幼稚園や保育所の爲の保育紙芝居は

はやくから取入れられてゐたが、農繁期保育所の急激な一般化と新しい保母群の養成に伴ひ、保育技術としての紙芝居の普及も著しい進展を示すやうになつた。

時局の進展は、國民のすべてが國策を理解し協力することの必要に迫られた。その宣傳啓蒙の一手段として、紙芝居の大眾性が着目され、中央官廳や諸團體は、競うて啓蒙紙芝居を製作するやうになつた。

かうして紙芝居は、網の目のやうにあらゆる國民層の中に浸潤していつた。しかし、その教化性を追求するのあまり、淺薄な便宜主義的に陥り、紙芝居本來の面白さを失ふやうな傾向も生じた。紙芝居は、大眾にこびる要はないが、大眾から遊離してはならない。

教育紙芝居の持つ使命の大きさからみても、その研究、製作、配給の一元的な有力な機關が必要であらう。

紙芝居の脚本は、何よりも紙芝居本來の面白さがみちてゐなければならぬ。たのしみながら、しみりと相手の胸に訴へ、相手の心の中にあるも

のをひきたすものが望ましい。しかし、それは徒らに大眾への迎合であつてはならず、國民的な志操、感激の筋金に通つてゐなければならぬ。

紙芝居の繪は、繪畫的にすぐれてゐるばかりでなく、相手の想像力を助けて、事件や思想をよく理解させるものでなければならぬ。

紙芝居の演出は、視覺と聽覺の一元化、繪畫表現と言語表現の融合を目指すべきである。

詩の朗讀

詩の朗讀は、昭和十六年春以來、國民精神の詩的昂揚と、國語の純正化とを目標として、大政翼賛會文化部主唱の下に、國民文化推進の歩武を進めつつある。

在來とかく國民一般と遊離しがちな詩を、國民生活の中に取戻し、朗讀を通して、日々の生活の中に詩精神を盛り立てていかうとするのである。詩精神は、事物の中心に直入する精神であり、日常茶飯事を折にふれては新しいものとして受けとる心でもある。それは、生活を豊かにし、潤ひを與へ、新

しい展望をもたらすものである。時代の要請する新しい秩序は、國民の一人ひとり、かやうな精神を身につけることによつて、はじめて全うされるものであらう。

また詩の朗讀は、國民の生活のことばを正しく美しいものにしよとする日本語純化の運動とも結びついてゐる。朗讀の技術は、結局丹念に物をいふ技術であり、それは言ふことの中身とその形を一致させることであり、おのれを裏切らず、他を欺かざる言語生活の正しさ美しさを求めることによつて、純正な日本語の再發見をすることである。

詩の朗讀は、ある場合は群讀の形をとり、更に聴き入る相手への感情の波となつて、國民生活の大きく纏つた感激と熱情を盛り上げ、長期戦に堪へる氣魄をおのづから構成させるものである。

このやうに、詩の朗讀は、その日常性からいつても、青少年の教養として適切なものであるが、新しく唱道された分野であるだけに、適當な朗讀詩の發見困難、朗讀技術指導方針の不定立

生活科學

戦時生活と生活科學

國家總力の形成の基盤には、國民生活がある。國民生活こそ國家總力の能動的要素である。國民生活が國防國家の建設と運営の成否を決するほどの重要性を持つものであることが反省されたことは、今次戦争のもたらした偉大な教訓の一つであつた。

支那事變以來、今回の大東亞戦争にかけて國民生活諸條件の急變化は、日本人としては本當にはじめて體驗するところのものであり、當面の切りぬけ策も決して生易しいものではない。もしも在來の多くの家庭婦人がさうであつたやうな低い理智、無反省、消極そのまゝで之に對してゆくならば經濟的にも、健康的にも、個々人の氣分の上にも數々の不都合を招來するであらう。

こゝに、日本としてははじめてであるやうな「生活科學」といふことが取上げられて、これを積極的に實行に移

してゆく必要に迫られてきたわけである。生活科学は、アメリカ式の物質主義でもなければ、たゞ無駄をはぶいて消費を少なくするといふ節約主義だけでもない。それは、健康發利として節度高き國民生活の創造を目指すものであり、大東亞の盟主日本の自覺の上に立つ國民生活の一大轉回に處せしむるものである。

生活科学は、日常の家庭生活の處理を中心とするだけに、家庭の長い傳説や深いなじみの力に抗していかなければならぬ。わが國の家庭は、愛國心の温床として立派な價値をもつ反面、利己主義、割據主義の温床であつて、これまた科學化の障害となりやすい。だから、生活の科學化には、一段の勇氣をもつて正しいと信じたことには萬難を排して邁進する必要がある。

一方において、國民生活に關する科學的研究を綜合して生活科學の體系を樹立しなければならぬ。近代の科學は、餘りにも細かく分科して生活問題の具體的把握に遠ざかつてしまひ、消費生活と勤勞生活との生命ある統一物

として、創造的にして綜合性をもつ國民生活に關して、調査と研究とが缺けてをり、またこれを對象とする諸科學の間に有機的關聯と綜合性が缺けてゐた。現下喫緊の要務は、専門諸科學を結集して國民生活を高き綜合性に於て探究し、専門化の長を採り短を補ひ、諸學の成果を集めて綜合生活科學を樹立することである。

生活科學運動の展望

生活科學運動は、大正年間には、生活改善運動の名の下に行はれてゐた。その運動の目標としては、社交儀禮の改善、服裝の改善、食事の改善、住宅の改善などであつたが、多くは消費面の制限、規正といつたもので消極的なものであつた。生活費の充實に對する、いはゞ生産面の強化、増大を目標としたものではなかつた。また多くは都市の上層、中層の市民を對象とした個人主義的意識の上に立つたものであり、集團としての國民生活の向上といふ大きな方向にはづれるものである。

昭和年間に入つて、生活新體制への強い社會的要望、都市、村落を通じて

的國民的規模の下に展開されてゐることを示すものである。

物資と生活科學

戦時下すべての物質は、戰争目的の爲に動員しなければならぬ。従つて國民生活の消費する物資は、最低限度のものを最高度に有効に活用しなければならぬ。

衣服は、點數制實施による量的制限と、スフ、人絹等による質的低下の今日、自分の所持品は同時に國家の財産であることを十分に認識して、凡てに合理的の處置をなすことも心掛けるべきであらう。新調を見合はせ各自の所持品を再検討し、出来るだけ整理しその保存法に意を用ひ、持てる壽命を延ばし、廢品はこれを更生して二度三度の役をつとめさせ、不足や不平をもちすことなくあるものにて事足るの覺悟を持つべきである。

食物は、わが國は他國に比し恵まれた状態におかれてあるが、戦時下ではその種類に於て量に於て品薄を感じるは當然のことである。この爲に榮養の障害を起し、國民の健康を害ふやうな

の企圖に對して、最初に實踐的な分野に入つていつたのは「友の會」であらう。「友の會」は、女性の直接の責任また領分である所の家庭生活を中心とし出發點として、國家社會に廣く女性の力を及ぼしていかうとするものであり、そのために一人一人の會員は、それぞれ立場に於てまづその屬する所の家庭及び家族のために、出来る限りの力を盡し、その思想、生活、信仰の健全なる進歩をはかり、家事家計について、子供の教育について、健康について、その他すべての家庭生活の充實向上について、協力的研究とその實行を勵ましあつてゐるものである。昭和十年三月から東北の五ヶ村計畫東北農村生活合理化運動を開始し、着々効果をあげていつた。

佐藤新興生活館は、昭和十年に設立されたが、生活の原理及實際を調査研究し、國民生活の改善向上を圖るを以て目的としてゐる。むしろ理論的研究が主であるが、機關誌「生活」を通して、「新日本の建設は日本人の正しい生活再建にある」といふ生活刷新の目標の下に實行化していつた。

事なきを期する爲には、國民の食生活を科學的見地から規定する必要がある。現下の戦争が今後何年つゞかうと國民の食生活には何等の混亂を起さないやうにしたい。それには、榮養知識の普及、國民食の徹底につとめ、その土地に産するもの、その季節にできるものを萬べんなく取入れ、食料の完全攝取によつて榮養の缺くるなきを計り、今後長き將來に於ける國民體力の増強に資し、大東亞共榮團の確立を目ざして前進する我が民族を彌が上にも強健ならしめたいものである。

住居に於ては、衣食の如く簡単に實行にうつされない場合が多いが、勞力の經濟化を計る爲に室内に棚や戸棚を設け、押入を多くして整理整頓につとめ、特に臺所は明るく立働くに便宜に棚、臺を設け洗濯には立洗ひ式に箱、空樽などの臺をする等、今在る家屋に適當な改善を加へ、勞力の浪費や、不衛生を避けたいものである。今日住宅の新築、移轉改造等で、位置方向、通風採光等の科學的條件を無視した迷信が未だに生活に喰入つてゐるのは嘆か

昭和十一年大日本聯合婦人會と大日本聯合女子青年團の合同施設として、家庭科學研究所が生まれた。これは、家庭科學に關する調査研究を行ひ家庭生活の充實及び家庭教育の振作を圖るを以て目的とするもので、理論的研究を主とするものであることはいふまでもない。

かうして、生活の改善から合理化、更に刷新へと、その意圖も積極的な

つてきたが、これを全國民的な運動にまで進展することは困難であつた。ところが、支那事變後、國內、國際諸情勢は、國民生活の全面的な革新を要請し、戰争目的の完遂の爲に一億の國民生活の規格化が必要となつた。いままでのやうな、個人主義的な、個々の生活の建直しや改善だけでは事足りない。國家の理想に貫かれた正しい生活精神と共に、科學的な企畫的な生活技術の裏づけが必要となつた。それには、どうしても國家の力を借りなければならぬ。厚生科學研究所や日本生活科學會の創設、翼賛會の國民生活指導部、生活科學協會の誕生、雜誌「生活科學」の創刊など、生活科學が國家



青少年體育

時局と青少年體育

平時に於ても青少年の旺盛なる士氣と健全なる體力の維持は次代の國家を擔ふ重要な要素として忽せに出來ないが、戦時下にあつては次代を待つまでもなく、直接生産力擴充に、國土防衛に青少年の躍起を要望されるもの少なからず、青少年の體位向上は益々緊要となり、従つてこの要請に應へるため、青少年體育の刷新充實が喫緊事となつた。

かくて一方では體力管理の強化擴充が行はれるとともに他方では興味と記録を中心とした運動競技が永年の因襲をうち破つて體育本來の姿にたちかへる錬成を目指して再編成が進められ、銃劍術、戰場競技等の特殊種目が飛躍的に擡頭し戦時體育の色彩はいよいよ濃厚となつてきた。なほ運動競技の

濃厚となつてきた。なほ運動競技のかわる變貌と國內各直方面の新體制運動に對應して、體育運動方面でも從來指導統制に當つてきた各種團體の再編成が當然必至となり、厚生省の斡旋でこれが研究と前後數回に亘る官民懇談會の開催によつて具體的準備大いに進捗し、後述の如く體育綜合團體は國民體力の向上に寄與すべき我國唯一最高の國策遂行の國民體育團體にして強力なる統制力を有し、體力向上に關するあらゆる方策、體力科學に關する調査研究を目的とする團體、又武道團體は政府の武道施策に協力し、武道振興に關する諸事業を擔當することとし、これに既存團體全部を包攝統合して單一無二の綜合團體、大日本體育會と大日本武德會が生れ、同時に文部省側でも學徒體育振興會なる團體を結成して學校行政と表裏一體をなす學徒の體育團體たらしめた。これは體育運動團體としては前二者の傘下に入るもので、こゝ

に運動新體制は構構的に一應完成を見ただのである。

男子體力檢定種目増加

體力章檢定は昭和十四年から實施され、内地のみならず朝鮮、臺灣、樺太、滿洲から北中支に至るまで普及し、昭和十六年の受檢者は三百萬人に及び、この中合格者は百萬人、しかも中級、上級等の合格者が増加を示してゐるが、厚生省では更に體力檢定を充實するため水泳、行軍を檢定の特殊種目とすることとなり研究の結果、先づ水泳を十七年度より採用することとして、七月七日各地方長官に其旨通牒した。行軍は十八年度より實施の豫定である。

水泳檢定の方法は後記の如く極めて簡單なものである。但し水泳檢定受檢資格は基礎體力章檢定合格者に限定され、水泳に合格すれば基礎檢定章につける臺（銀色で四分に八分の臺に水色の線を一本入れたもの）を授與される。水泳の追加によつて男子體力章檢定種目は次の如くなつた。

種目	級別		
	上級	中級	初級
走	100米 疾走 四分三秒以内	100米 疾走 四分三秒以内	100米 疾走 四分三秒以内
走	200米 疾走 七分三秒以内	200米 疾走 七分三秒以内	200米 疾走 七分三秒以内
走	300米 疾走 九分三秒以内	300米 疾走 九分三秒以内	300米 疾走 九分三秒以内
走	400米 疾走 一分一三秒以内	400米 疾走 一分一三秒以内	400米 疾走 一分一三秒以内
走	500米 疾走 一分三三秒以内	500米 疾走 一分三三秒以内	500米 疾走 一分三三秒以内
走	600米 疾走 一分五三秒以内	600米 疾走 一分五三秒以内	600米 疾走 一分五三秒以内
走	700米 疾走 二分一三秒以内	700米 疾走 二分一三秒以内	700米 疾走 二分一三秒以内
走	800米 疾走 二分三三秒以内	800米 疾走 二分三三秒以内	800米 疾走 二分三三秒以内
走	900米 疾走 二分五三秒以内	900米 疾走 二分五三秒以内	900米 疾走 二分五三秒以内
走	1000米 疾走 三分一三秒以内	1000米 疾走 三分一三秒以内	1000米 疾走 三分一三秒以内
走	1100米 疾走 三分三三秒以内	1100米 疾走 三分三三秒以内	1100米 疾走 三分三三秒以内
走	1200米 疾走 三分五三秒以内	1200米 疾走 三分五三秒以内	1200米 疾走 三分五三秒以内
走	1300米 疾走 四分一三秒以内	1300米 疾走 四分一三秒以内	1300米 疾走 四分一三秒以内
走	1400米 疾走 四分三三秒以内	1400米 疾走 四分三三秒以内	1400米 疾走 四分三三秒以内
走	1500米 疾走 四分五三秒以内	1500米 疾走 四分五三秒以内	1500米 疾走 四分五三秒以内
走	1600米 疾走 五分一三秒以内	1600米 疾走 五分一三秒以内	1600米 疾走 五分一三秒以内
走	1700米 疾走 五分三三秒以内	1700米 疾走 五分三三秒以内	1700米 疾走 五分三三秒以内
走	1800米 疾走 五分五三秒以内	1800米 疾走 五分五三秒以内	1800米 疾走 五分五三秒以内
走	1900米 疾走 六分一三秒以内	1900米 疾走 六分一三秒以内	1900米 疾走 六分一三秒以内
走	2000米 疾走 六分三三秒以内	2000米 疾走 六分三三秒以内	2000米 疾走 六分三三秒以内
走	2100米 疾走 六分五三秒以内	2100米 疾走 六分五三秒以内	2100米 疾走 六分五三秒以内
走	2200米 疾走 七分一三秒以内	2200米 疾走 七分一三秒以内	2200米 疾走 七分一三秒以内
走	2300米 疾走 七分三三秒以内	2300米 疾走 七分三三秒以内	2300米 疾走 七分三三秒以内
走	2400米 疾走 七分五三秒以内	2400米 疾走 七分五三秒以内	2400米 疾走 七分五三秒以内
走	2500米 疾走 八分一三秒以内	2500米 疾走 八分一三秒以内	2500米 疾走 八分一三秒以内
走	2600米 疾走 八分三三秒以内	2600米 疾走 八分三三秒以内	2600米 疾走 八分三三秒以内
走	2700米 疾走 八分五三秒以内	2700米 疾走 八分五三秒以内	2700米 疾走 八分五三秒以内
走	2800米 疾走 九分一三秒以内	2800米 疾走 九分一三秒以内	2800米 疾走 九分一三秒以内
走	2900米 疾走 九分三三秒以内	2900米 疾走 九分三三秒以内	2900米 疾走 九分三三秒以内
走	3000米 疾走 九分五三秒以内	3000米 疾走 九分五三秒以内	3000米 疾走 九分五三秒以内
走	3100米 疾走 一分一三秒以内	3100米 疾走 一分一三秒以内	3100米 疾走 一分一三秒以内
走	3200米 疾走 一分三三秒以内	3200米 疾走 一分三三秒以内	3200米 疾走 一分三三秒以内
走	3300米 疾走 一分五三秒以内	3300米 疾走 一分五三秒以内	3300米 疾走 一分五三秒以内
走	3400米 疾走 二分一三秒以内	3400米 疾走 二分一三秒以内	3400米 疾走 二分一三秒以内
走	3500米 疾走 二分三三秒以内	3500米 疾走 二分三三秒以内	3500米 疾走 二分三三秒以内
走	3600米 疾走 二分五三秒以内	3600米 疾走 二分五三秒以内	3600米 疾走 二分五三秒以内
走	3700米 疾走 三分一三秒以内	3700米 疾走 三分一三秒以内	3700米 疾走 三分一三秒以内
走	3800米 疾走 三分三三秒以内	3800米 疾走 三分三三秒以内	3800米 疾走 三分三三秒以内
走	3900米 疾走 三分五三秒以内	3900米 疾走 三分五三秒以内	3900米 疾走 三分五三秒以内
走	4000米 疾走 四分一三秒以内	4000米 疾走 四分一三秒以内	4000米 疾走 四分一三秒以内
走	4100米 疾走 四分三三秒以内	4100米 疾走 四分三三秒以内	4100米 疾走 四分三三秒以内
走	4200米 疾走 四分五三秒以内	4200米 疾走 四分五三秒以内	4200米 疾走 四分五三秒以内
走	4300米 疾走 五分一三秒以内	4300米 疾走 五分一三秒以内	4300米 疾走 五分一三秒以内
走	4400米 疾走 五分三三秒以内	4400米 疾走 五分三三秒以内	4400米 疾走 五分三三秒以内
走	4500米 疾走 五分五三秒以内	4500米 疾走 五分五三秒以内	4500米 疾走 五分五三秒以内
走	4600米 疾走 六分一三秒以内	4600米 疾走 六分一三秒以内	4600米 疾走 六分一三秒以内
走	4700米 疾走 六分三三秒以内	4700米 疾走 六分三三秒以内	4700米 疾走 六分三三秒以内
走	4800米 疾走 六分五三秒以内	4800米 疾走 六分五三秒以内	4800米 疾走 六分五三秒以内
走	4900米 疾走 七分一三秒以内	4900米 疾走 七分一三秒以内	4900米 疾走 七分一三秒以内
走	5000米 疾走 七分三三秒以内	5000米 疾走 七分三三秒以内	5000米 疾走 七分三三秒以内
走	5100米 疾走 七分五三秒以内	5100米 疾走 七分五三秒以内	5100米 疾走 七分五三秒以内
走	5200米 疾走 八分一三秒以内	5200米 疾走 八分一三秒以内	5200米 疾走 八分一三秒以内
走	5300米 疾走 八分三三秒以内	5300米 疾走 八分三三秒以内	5300米 疾走 八分三三秒以内
走	5400米 疾走 八分五三秒以内	5400米 疾走 八分五三秒以内	5400米 疾走 八分五三秒以内
走	5500米 疾走 九分一三秒以内	5500米 疾走 九分一三秒以内	5500米 疾走 九分一三秒以内
走	5600米 疾走 九分三三秒以内	5600米 疾走 九分三三秒以内	5600米 疾走 九分三三秒以内
走	5700米 疾走 九分五三秒以内	5700米 疾走 九分五三秒以内	5700米 疾走 九分五三秒以内
走	5800米 疾走 一分一三秒以内	5800米 疾走 一分一三秒以内	5800米 疾走 一分一三秒以内
走	5900米 疾走 一分三三秒以内	5900米 疾走 一分三三秒以内	5900米 疾走 一分三三秒以内
走	6000米 疾走 一分五三秒以内	6000米 疾走 一分五三秒以内	6000米 疾走 一分五三秒以内
走	6100米 疾走 二分一三秒以内	6100米 疾走 二分一三秒以内	6100米 疾走 二分一三秒以内
走	6200米 疾走 二分三三秒以内	6200米 疾走 二分三三秒以内	6200米 疾走 二分三三秒以内
走	6300米 疾走 二分五三秒以内	6300米 疾走 二分五三秒以内	6300米 疾走 二分五三秒以内
走	6400米 疾走 三分一三秒以内	6400米 疾走 三分一三秒以内	6400米 疾走 三分一三秒以内
走	6500米 疾走 三分三三秒以内	6500米 疾走 三分三三秒以内	6500米 疾走 三分三三秒以内
走	6600米 疾走 三分五三秒以内	6600米 疾走 三分五三秒以内	6600米 疾走 三分五三秒以内
走	6700米 疾走 四分一三秒以内	6700米 疾走 四分一三秒以内	6700米 疾走 四分一三秒以内
走	6800米 疾走 四分三三秒以内	6800米 疾走 四分三三秒以内	6800米 疾走 四分三三秒以内
走	6900米 疾走 四分五三秒以内	6900米 疾走 四分五三秒以内	6900米 疾走 四分五三秒以内
走	7000米 疾走 五分一三秒以内	7000米 疾走 五分一三秒以内	7000米 疾走 五分一三秒以内
走	7100米 疾走 五分三三秒以内	7100米 疾走 五分三三秒以内	7100米 疾走 五分三三秒以内
走	7200米 疾走 五分五三秒以内	7200米 疾走 五分五三秒以内	7200米 疾走 五分五三秒以内
走	7300米 疾走 六分一三秒以内	7300米 疾走 六分一三秒以内	7300米 疾走 六分一三秒以内
走	7400米 疾走 六分三三秒以内	7400米 疾走 六分三三秒以内	7400米 疾走 六分三三秒以内
走	7500米 疾走 六分五三秒以内	7500米 疾走 六分五三秒以内	7500米 疾走 六分五三秒以内
走	7600米 疾走 七分一三秒以内	7600米 疾走 七分一三秒以内	7600米 疾走 七分一三秒以内
走	7700米 疾走 七分三三秒以内	7700米 疾走 七分三三秒以内	7700米 疾走 七分三三秒以内
走	7800米 疾走 七分五三秒以内	7800米 疾走 七分五三秒以内	7800米 疾走 七分五三秒以内
走	7900米 疾走 八分一三秒以内	7900米 疾走 八分一三秒以内	7900米 疾走 八分一三秒以内
走	8000米 疾走 八分三三秒以内	8000米 疾走 八分三三秒以内	8000米 疾走 八分三三秒以内
走	8100米 疾走 八分五三秒以内	8100米 疾走 八分五三秒以内	8100米 疾走 八分五三秒以内
走	8200米 疾走 九分一三秒以内	8200米 疾走 九分一三秒以内	8200米 疾走 九分一三秒以内
走	8300米 疾走 九分三三秒以内	8300米 疾走 九分三三秒以内	8300米 疾走 九分三三秒以内
走	8400米 疾走 九分五三秒以内	8400米 疾走 九分五三秒以内	8400米 疾走 九分五三秒以内
走	8500米 疾走 一分一三秒以内	8500米 疾走 一分一三秒以内	8500米 疾走 一分一三秒以内
走	8600米 疾走 一分三三秒以内	8600米 疾走 一分三三秒以内	8600米 疾走 一分三三秒以内
走	8700米 疾走 一分五三秒以内	8700米 疾走 一分五三秒以内	8700米 疾走 一分五三秒以内
走	8800米 疾走 二分一三秒以内	8800米 疾走 二分一三秒以内	8800米 疾走 二分一三秒以内
走	8900米 疾走 二分三三秒以内	8900米 疾走 二分三三秒以内	8900米 疾走 二分三三秒以内
走	9000米 疾走 二分五三秒以内	9000米 疾走 二分五三秒以内	9000米 疾走 二分五三秒以内
走	9100米 疾走 三分一三秒以内	9100米 疾走 三分一三秒以内	9100米 疾走 三分一三秒以内
走	9200米 疾走 三分三三秒以内	9200米 疾走 三分三三秒以内	9200米 疾走 三分三三秒以内
走	9300米 疾走 三分五三秒以内	9300米 疾走 三分五三秒以内	9300米 疾走 三分五三秒以内
走	9400米 疾走 四分一三秒以内	9400米 疾走 四分一三秒以内	9400米 疾走 四分一三秒以内
走	9500米 疾走 四分三三秒以内	9500米 疾走 四分三三秒以内	9500米 疾走 四分三三秒以内
走	9600米 疾走 四分五三秒以内	9600米 疾走 四分五三秒以内	9600米 疾走 四分五三秒以内
走	9700米 疾走 五分一三秒以内	9700米 疾走 五分一三秒以内	9700米 疾走 五分一三秒以内
走	9800米 疾走 五分三三秒以内	9800米 疾走 五分三三秒以内	9800米 疾走 五分三三秒以内
走	9900米 疾走 五分五三秒以内	9900米 疾走 五分五三秒以内	9900米 疾走 五分五三秒以内
走	10000米 疾走 六分一三秒以内	10000米 疾走 六分一三秒以内	10000米 疾走 六分一三秒以内
走	10100米 疾走 六分三三秒以内	10100米 疾走 六分三三秒以内	10100米 疾走 六分三三秒以内
走	10200米 疾走 六分五三秒以内	10200米 疾走 六分五三秒以内	10200米 疾走 六分五三秒以内
走	10300米 疾走 七分一三秒以内	10300米 疾走 七分一三秒以内	10300米 疾走 七分一三秒以内
走	10400米 疾走 七分三三秒以内	10400米 疾走 七分三三秒以内	10400米 疾走 七分三三秒以内
走	10500米 疾走 七分五三秒以内	10500米 疾走 七分五三秒以内	10500米 疾走 七分五三秒以内
走	10600米 疾走 八分一三秒以内	10600米 疾走 八分一三秒以内	10600米 疾走 八分一三秒以内
走	10700米 疾走 八分三三秒以内	10700米 疾走 八分三三秒以内	10700米 疾走 八分三三秒以内
走	10800米 疾走 八分五三秒以内	10800米 疾走 八分五三秒以内	10800米 疾走 八分五三秒以内
走	10900米 疾走 九分一三秒以内	10900米 疾走 九分一三秒以内	10900米 疾走 九分一三秒以内
走	11000米 疾走 九分三三秒以内	11000米 疾走 九分三三秒以内	11000米 疾走 九分三三秒以内
走	11100米 疾走 九分五三秒以内	11100米 疾走 九分五三秒以内	11100米 疾走 九分五三秒以内
走	11200米 疾走 一分一三秒以内	11200米 疾走 一分一三秒以内	11200米 疾走 一分一三秒以内
走	11300米 疾走 一分三三秒以内	11300米 疾走 一分三三秒以内	11300米 疾走 一分三三秒以内
走	11400米 疾走 一分五三秒以内	11400米 疾走 一分五三秒以内	11400米 疾走 一分五三秒以内
走	11500米 疾走 二分一三秒以内	11500米 疾走 二分一三秒以内	11500米 疾走 二分一三秒以内
走	11600米 疾走 二分三三秒以内	11600米 疾走 二分三三秒以内	11600米 疾走 二分三三秒以内
走	11700米 疾走 二分五三秒以内	11700米 疾走 二分五三秒以内	11700米 疾走 二分五三秒以内
走	11800米 疾走 三分一三秒以内	11800米 疾走 三分一三秒以内	11800米 疾走 三分一三秒以内
走	11900米 疾走 三分三三秒以内	11900米 疾走 三分三三秒以内	11900米 疾走 三分三三秒以内
走	12000米 疾走 三分五三秒以内	12000米 疾走 三分五三秒以内	12000米 疾走 三分五三秒以内
走	12100米 疾走 四分一三秒以内	12100米 疾走 四分一三秒以内	12100米 疾走 四分一三秒以内
走	12200米 疾走 四分三三秒以内	12200米 疾走 四分三三秒以内	12200米 疾走 四分三三秒以内
走	12300米 疾走 四分五三秒以内	12300米 疾走 四分五三秒以内	12300米 疾走 四分五三秒以内
走	12400米 疾走 五分一三秒以内	12400米 疾走 五分一三秒以内	12400米 疾走 五分一三秒以内
走	12500米 疾走 五分三三秒以内	12500米 疾走 五分三三秒以内	12500米 疾走 五分三三秒以内
走	12600米 疾走 五分五三秒以内	12600米 疾走 五分五三秒以内	12600米 疾走 五分五三秒以内
走	12700米 疾走 六分一三秒以内	12700米 疾走 六分一三秒以内	12700米 疾走 六分一三秒以内
走	12800米 疾走 六分三三秒以内	12800米 疾走 六分三三秒以内	12800米 疾走 六分三三秒以内
走	12900米 疾走 六分五三秒以内	12900米 疾走 六分五三秒以内	12900米 疾走 六分五三秒以内
走	13000米 疾走 七分一三秒以内	13000米 疾走 七分一三秒以内	13000米 疾走 七分一三秒以内
走	13100米 疾走 七分三三秒以内	13100米 疾走 七分三三秒以内	13100米 疾走 七分三三秒以内
走	13200米 疾走 七分五三秒以内	13200米 疾走 七分五三秒以内	13200米 疾走 七分五三秒以内
走	13300米 疾走 八分一三秒以内	13300米 疾走 八分一三秒以内	13300米 疾走 八分一三秒以内
走	13400米 疾走 八分三三秒以内	13400米 疾走 八分三三秒以内	13400米 疾走 八分三三秒以内
走	13500米 疾走 八分五三秒以内	13500米 疾走 八分五三秒以内	13500米 疾走 八分五三秒以内
走	13600米 疾走 九分一三秒以内	13600米 疾走 九分一三秒以内	13600米 疾走 九分一三秒以内
走	13700米 疾走 九分三三秒以内	13700米 疾走 九分三三秒以内	13700米 疾走 九分三三秒以内
走	13800米 疾走 九分五三秒以内	13800米 疾走 九分五三秒以内	13800米 疾走 九分五三秒以内
走	13900米 疾走 一分一三秒以内	13900米 疾走 一分一三秒以内	13900米 疾走 一分一三秒以内
走	14000米 疾走 一分三三秒以内	14000米 疾走 一分三三秒以内	14000米 疾走 一分三三秒以内
走	14100米 疾走 一分五三秒以内	14100米 疾走 一分五三秒以内	14100米 疾走 一分五三秒以内
走	14200米 疾走 二分一三秒以内	14200米 疾走 二分一三秒以内	14200米 疾走 二分一三秒以内
走	14300米 疾走 二分三三秒以内	14300米 疾走 二分三三秒以内	14300米 疾走 二分三三秒以内
走	14400米 疾走 二分五三秒以内	14400米 疾走 二分五三秒以内	14400米 疾走 二分五三秒以内
走	14500米 疾走 三分一三秒以内	14500米 疾走 三分一三秒以内	14500米 疾走 三分一三秒以内
走	14600米 疾走 三分三三秒以内	14600米 疾走 三分三三秒以内	14600米 疾走 三分三三秒以内
走	14700米 疾走 三分五三秒以内	14700米 疾走 三分五三秒以内	14700米 疾走 三分五三秒以内
走			

大日本體育會發足

時局下運動競技の再檢討の進捗と共に本邦競技團體の總本山として各種競技團體の推進力を勤めて来た財團法人大日本體育協會は、明治二十四年八月創立以來五十二年の輝かしい功績を残して四月八日解消、同日國民體育綜合團體としての財團法人大日本體育會と新裝をこらし再發足した。同會最高幹部は次の如く、所屬競技部長は體協加盟各團體の會長がこれに當ることとなつた。

△會長 内閣總理大臣東條英機△副會長 厚生大臣小泉親彦、文部大臣橋田邦彦、後藤文夫△名譽會長 下村宏、厚生省人口局長中村敬之進、文部省體育局長小笠原道生

學徒競技團體再編成

運動競技の再編成に伴つて學生のスポーツも體育本來の面目に添はしめるため、之が一元的綜合統制團體として文部大臣を會長とする大日本學徒體育振興會の誕生を見るに至り、既存の各種學生競技團體は何れも發展的解散を

とげ、振興會各競技部門に吸収され、十七年六月漸く學徒體育新體制が完成した。決定した競技部門の運営擔當者中委員長左の通り

△陸上 鈴木武△相撲 内ヶ崎作三郎△自轉車 平井新△帆船 郷隆△漕艇 東龍太郎△戰場運動 村井俊雄△水上 岡幹治△スキー 小島三郎△壘球 今井時郎△排球 佐々木道雄△送球 齋藤一男△硬庭 能谷一彌△軟庭 糸川欽也△ラグビー 田邊九萬三△蹴球 野村正二郎△野球 神吉英三△杖球 佐藤武雄△水泳 末弘殿太郎
この外體操、山岳、劍道、柔道、銃劍道、射撃、騎道、弓道各委員も決定された。

明治神宮國民體育大會

第十三回明治神宮國民體育大會 大東亞戰下にその名も國民鍊成大會と改め盛大に舉行されることとなつたが、その魁として青少年團の演練中海洋班及び水上班演練が十七年八月二十八日から三日間横濱市附近海面と明治

神宮外苑水泳場で舉行された。新種目には先づ海洋班に團體長距離競泳の復活があり、水上班でも水上選士のみの團體海洋競泳が加へられたが、結局水上班は滋賀縣團が三三點、海洋班は兵庫縣團が三四點で夫々第一位を獲得、優勝旗を授與され先づ凱歌を擧げた。海洋、水上演練に見る青少年團選士の眞摯敢闘、體力奉公の跡は次の通りである。

海洋班演練記録

△一五〇〇米競泳 1兵庫(笹内芳春、松本忠義、大西彌市) 二一分二三秒〇(青少年團新記録)、2静岡(増田唯夫、笹原武司、川口利男) 二二分一五秒〇、3和歌山(栗山登、東岸稔、細野吉一) 二二分三一秒〇、4愛知二二分四八秒〇、5茨城二三分〇三秒〇、6佐賀二三分一五秒〇、7千葉、8大阪、9新潟、10島根、11富山
△一〇〇〇米競泳 1静岡(川口利男) 一七分五三秒〇(青少年團新記録)、2兵庫(松本智一) 一八分三六秒〇、3山口(江上八馬) 一九分三八秒〇、4島根(門脇徳三郎) 一九分三八秒〇、5愛知(菊田兼好) 一九分五九秒〇、6大阪

大會參加資格限定

第十三回神宮大會參加資格規定は七月十五日厚生省發表によつて正式に體力章檢定合格者に限られることとなつた。即ち昭和十七年度又は十六年度に正規の體力章檢定會で、數へ年十八歳から二十五歳までの者は體力章檢定に合格し、十七歳以下は級外甲に合格したものでなければ參加出来ないこととなつた。更に國民體力法による體力検査受驗者で結核性疾患、心臟疾患、腎臟疾患及び脚氣などのため要注意者と判定されたものも出場出来ない。

青少年勞働

時局と青少年勞働

近代戦は總力戦であるとともに一大消耗戦であることは前大戰以來萬人の認むるところとなつた。旺盛な士氣も卓越せる統帥も、軍需生産力にして戰爭の要求に應へ得なければ、實の持腐れとなり、敗戦の憂目を見ないまでも苦戦を免れ得ないやうにならないとは

△長谷川圭三(二〇分一九秒〇、7千葉(鈴木憲太郎)

△一〇〇〇米和船競漕 1神奈川(嘉山留吉、嘉山茂治) 一三分〇九秒〇、2鹿兒島(洲崎國年、早瀬榮之助) 一三分一六秒〇、3高知(澤部繁智、森田健吉) 一三分二三秒〇、4千葉一三分五九秒〇、5熊本一四分四八秒〇、6宮崎一五分三三秒〇、岩手失格
△十軒團體長距離競泳 1兵庫(松本忠義、大西喜八、笹内芳春、大西彌市、坂本一郎) 四時間二一分五四秒
△海洋班得點並に順位

1兵庫三四點、2静岡一九點、3神奈川一四點、4鹿兒島一二點、5千葉一一點、6愛知一一點、7和歌山一〇點、高知一〇點、8茨城六點、熊本六點、9山口五點、10島根四點、佐賀四點、宮崎四點、11大阪二點

水上班演練記録

△二〇〇米潜水運搬競泳 1滋賀(高田義男、大野神環、林光蔵、片岡長五郎) 三分〇七秒四、2静岡(石塚藤一、森殿、龜山眞太郎、鈴木實) 三分〇八秒四、3兵庫(大西喜八、笹内芳春、

坂本一郎、宮脇眞治) 三分一〇秒四、4京都三分一〇秒四、5岡山三分一一分一三秒八、6廣島三分一三秒四、7愛知三分一三秒八

△八〇〇米競泳 1兵庫(大西喜八、笹内芳春、大西彌市、坂本一郎) 一〇分二五秒〇、2滋賀(高田義男、林光蔵、大野神環、吉田喜八郎) 一〇分四三秒二、2神奈川(小杉徳雄、小山敬夫、小松正三、神崎清治) 一〇分五八秒二、4岡山一分〇秒六、5山梨一分〇秒八、6大阪一分一七秒〇、7廣島一分一九秒六

△團體海洋遠泳(於横濱) 水上班のみに出場せる選士を以て四軒を編隊で舉行、參加者全部完泳して各團七點を獲得、所要時間は二時間一五分。(但山梨不参加、京都は五名のところ二名参加で二點)

水上班得點並に順位

1滋賀三三點、2兵庫三一一點、3岡山二二點、4静岡一九點、5廣島一三點、6大阪一一點、7神奈川一〇點、8京都一〇點、9愛知九點、10富山、茨城、新潟、和歌山、高知各七點、11山梨六點

斷言出来ないものである。されば支那事變以來、わが國も亦事變の決定的解決を期して一路生産擴充に邁進し、何時如何なる國際情勢の變にも對處しうるやう準備を整へて来たが、大東亞戰爭によつて事變以來支那の背後からわが國に經濟戰を挑んで来た英米はわが當面の敵となつて登場、その強大な生産力によつてわが國を屈服せしめんとしてゐる。こゝに於て我が國の生産力擴充は國難突破のため益々徹底的に遂行されねばならなくなつたが、資材とともに生産力擴充の根幹となるものは勞力であり、政府は所要勞力確保のため時局の要請に應じ、勞務調整令、國民皆勞の組織化等によつて十六年末は勞働總動員態勢の整備を了したが、その結果勞力の重要給源たる青少年は生産力擴充に重大使命を課せられることとなつた。

十七年度國民動員計畫

大東亞戰爭下最初の勞務動員計畫たる昭和十七年度の同計畫は、戦時下にふさはしくその名も國民動員實施計畫と改め、五月二十七日の閣議で決定し

- た。その要領は次の如くである。
- 一、業務の範圍を擴大し要員は一般勞務者の外、事務職員及び公務員を加へることとし勞務動員の名稱を本年度から國民動員と改める
 - 一、軍需の充足並に輸送の確保に重點を置き且戰時國民生活の確保安定を圖るため主要食糧其他生活必需品の生産確保上必要なる要員の充足に努めた
 - 一、勞務配置の重點化を圖るため重要工場、事業場を選定し、之等につき具體的な勞務實施計畫を定め勞務の優先的充足を行ふこと
 - 一、中小商工業者よりの轉職者は、企業整備の促進に伴ひ、これが活用に遺憾なきを期したこと
 - 一、未婚女子の動員を強化し、特に事務職員及び公務員は出来る限り女子を以て男子に代替せしめること
 - 一、新規國民學校修了者及び新規中等學校卒業者を確保するため、不急と認められる學校を制限又は收容定員の抑制等をなすこと
 - 一、滿洲開拓民、滿洲開拓青少年義勇軍は實行可能な限度に於て努めて供

出を圖ること

- 一、南方占領地に於ける要員は、原則として現地調達とし必要なる指導者の送出につき考慮すること
- 一、朝鮮人勞務者に就ては、皇民精神の勃興に伴ひこれが移入増加を行ふこと
- 一、臨時的又は季節的の要員に就ては、一般國民と學生生徒に區分して計畫し、これが需給の調整は主として國民勤勞報國協力令の活用に俟つこと

青壯年國民登録

國民勤勞報國協力令と相並んで國民皆勞體制を強化する總動員法關係勅令の一つ「青壯年國民登録」の厚生省令は十六年十月十六日公布され、同三十一日を期して適用青壯年の一齊登録が行はれた。新登録令は曩に實施した青年國民登録を改正擴充し、更に女子も登録されることとしたもので、適用範圍は左の通りである。

△男子 十六歳以上四十歳未満の者で職業能力申告手帳の交付を受けてゐる者及び國民勞務手帳の交付を受

けてゐる者、それに徴兵猶豫を受ける學校(中等校以上)に在學中の者、以上三條件の者を除いた他の青壯年はすべて登録しなければならぬ。官公吏・會社員、農業、林業、水産、牧畜、商業に従事してゐる者並に事務員等一切が登録範圍となる。

△女子 十六歳以上二十五歳未満の者で内縁關係を含む配偶者ある者と中等學校以上の學校に在學中の者を除いたすべての女子が登録範圍となつた。

勤勞訓決定

日本産業振興協會が企畫院、厚生省、商工省、農林省、大政翼賛會、産報後援の下に全國から募集した「勤勞訓」は十月二十二日同協會から發表されたが、一等當選の「勤勞訓五ヶ條」は左の如くである。

- 勤勞訓**
- 第一條 皇國に生まれ、楽しく働けるのを感謝します
 - 第二條 仕事に負けず、仕事を追つて、努力します
 - 第三條 常に頭を働かせ、仕事の改善

- を工夫します
- 第四條 自分の仕事には、どこまでも責任を持ちます
- 第五條 私の利害を顧みず、公に盡くすのを念とします

時局勞務の心得

國民皆勞、時局突破の精神により勞力奉仕は統後青少年の重大責務となつたが、時局勞務に關し心得べき勞務諸規則の主なるものは次の如くである。

△國民復用令 政府は「國家總動員上必要なる」場合、本令によつて日本國民たる男女は一應全部復用しうるものとす。従事する業務も國の行ふ總動員業務及び工場事業場管理令により政府が管理する工場事業場に於ける總動員業務のみならず、國家總動員上特に必要なる場合には厚生大臣の指定する工場、事業場、その他の施設に於て行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に従事させるためにも復用出来る。「扶助規定」復用は國家の強制によつて特定の場所就業を命ずるものであるから、復用によつて家族が生活に困難を來すやうな場合は軍事保護とほ

同様、國がその生活を確保する途を講じて後顧の憂ひなく被徵用者が國家の命ずる總動員業務に従事しうるやうにしてある。扶助される場合は次の通りである。

- (一)被徵用者が徵用され、家族と世帯を異にする場合、その家族の生活が困難なとき、但し世帯を異にしてゐない場合でも特別の事情に因りその生活が困難なときは例外として扶助を行ふ
 - (二)被徵用者が業務上傷病を受け、又は疾病に罹り徵用解除後その家族の生活が困難になつたとき
 - (三)被徵用者が業務上の傷害、疾病によつて死亡し、その遺族で生活困難となつたとき、扶助の程度、方法等は別に命令で定められるが、その費用は當該工場事業主が負擔し、國庫に納入することになつてゐる。
- △國民勤勞報國協力令 勤勞報國運動を一元化し緊要産業部門に於ける勞務の補助的勞力として國民皆勞の精神を昂揚するため十六年十一月二十三日公布、十二月一日より施行された總動員關係勅令の一つで、男子十四歳以上四十歳未満の者、女子十四歳以上廿五歳

未滿の未婚者はすべて國家總動員業務に協力する義務を負ふことになつてゐる。要領左の通り。

〔報國隊参加者〕 國民勤勞報國隊に参加すべきものは、男子は十四歳以上四十歳未滿の者、女子は年齢十四歳以上二十五歳未滿の配偶者のない者（内縁を含む）とされてゐるが、この範圍外の者であつても、志願をすれば報國隊に参加することが出来る。但し軍務關係者、被徵用者及び軍事上必要な總動員業務に従事するもの、其他一般總動員業務に従事してゐる者、老幼者等の保護の責任ある者、身體又は家庭の事情が無理な者等は参加させない。

〔作業事業と其期間〕 勤勞報國隊の従業する作業は臨時的で且つ輕易なものであることを本則とし、大體總動員業務の中で出師準備、動員に伴ふ緊急整備等の軍作業、その他國家總動員上重要な工場事業場に於ける作業、總動員物資の生産、修理又は配給に關する業務、總動員上必要な運輸または通信に關する業務、同じく衛生または救護に關する業務、軍事上特に必要なる土木建築に關する業務、總動員上必要なる

準備に關する業務、その他厚生大臣の指定する業務等であつて、作業の期間は特別に必要な場合及び本人の同意ある場合を除き一年を通じて三十日以内とされてゐる。

〔勤勞報國隊の編成〕 勤勞報國隊の編成は學校、青少年團、婦人團體、同業組合等の既存團體を母體とし、地域的編成はこれをなるべく避けることとなつてゐる。随つてこれ等の團體は何時編成命令があつても即時出動要領に服しうる訓練態勢を整備しておくことが要望されてゐる。次に民間軍需工場、農會・鑛山等の事業場で報國隊の援助を求めようとする場合はその大規模なものには厚生大臣へ、所要人員三百人以上で、且つ作業地の道府縣内で編成せられる場合には作業地の地方長官に夫夫申請し、大學・高等・專門學校の學校報國隊の協力を受けるには厚生、文部兩大臣に申請しなければならぬ。何れの場合も申請は作業地の國民職業指導所長を経由する。而して厚生大臣、地方長官がその協力を必要と認めれば、學校長・市町村長・青少年團體等の長へ報國隊の編成命令を出すのである。

つて、命令を受けた團體の長は命令の内容に應じ、年齢、職業、身體の状況、家庭の事情、希望等を參照して参加者を選定、本人に通知する。

〔報國隊の費用と其負擔〕 勤勞報國隊に参加する場合は勤勞報國の趣旨から報酬を受けないことを原則とするが、しがし協力すべき場所への旅費、宿泊料、食費、其他作業の種類、参加者の事情から見て手當を支給するを適當とする場合は特別の事情なき限り、それ等の實費は協力を受けた者が負擔する。

△勞務調整令實施 厚生省では戦時下に於ける軍需及び重要産業に要する勞務を確保するため、總動員法第六條その他に基き、從來の青少年雇入制限令及び従業者移動防止令を一本建として新たに勞務調整令を制定し、十六年十二月八日公布、一月十日より實施した。主なる内容は左の通りである。

一、厚生大臣の指定する工場、事業場その他の場所に於て使用される従業者の解雇及び退職は國民職業指導所長の認可がなければ出来ぬ。

に因らずして雇傭關係の終了する場合には引續き雇傭關係を存續せしめなければならぬ。但し國民職業指導所長の認可を受ければ差支ない。

一、技術、技能又は學識経験を有する者にして厚生大臣の指定するものの雇入及び就職は國民職業指導所長の認可又は紹介ある場合の外は出来ぬ（國及び道府縣に於ける雇入及び就職の場合を除く）。但し十四歳未滿六十歳以上の男子、十四歳未滿四十歳以上の女子の技能者の雇入及び就職の場合は別に制限はない。

一、國民學校初等科或は高等科修了後二年を経過せざる者の雇入及び就職は國民職業指導所の紹介に依らねば出来ぬ（國及び道府縣に於ける雇入及び就職の場合を除く）。

一、厚生大臣は従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し事業主に對して監督上必要な命令を出すことが出来る。

一、國民職業指導所長は従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し報告を徴することが出来る。

一、厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し報告を徴することが出来る。

青少年保護

時局と青少年保護

大東亞戰爭勃發に伴ふ總力戦體制の本格的展開によつて、統後に於ける青少年の全面的活動が要請されるに至つた結果、純眞無垢なる青少年の社會に對する接觸が急激に増大し、心身に大きな影響を被ることとなつた反面、東亞共榮圈確立の使命達成のためには急激且つ永續的な人口の量的並に質的の飛躍的發展増加が圖られねばならなくなつたので、保健に、修養に、青少年に對する物心兩面よりする指導誘掖はいよいよ必要となり、人口、勞務政策を中心に青少年保護の一大飛躍が期待されることとなつた。

結核對策要綱決定

強兵健民政策の遂行を期する政府は結核が諸般の發病要因たる性質を有するに鑑み、これが豫防撲滅に全力を擧げることとなり十七年八月二十一日閣議で結核對策要綱を決定したが、これは青壯年層を主要目標とし、對策實施の基盤を國民體力法による國民體力管理の徹底強化におき左の措置が講ぜられることになつてゐる。

〔健康者に對する措置〕 體力検査の結果健康者と判定せられたる者は倍々不罹患心身の保有者たらしむるやう施策し、これがため鍛鍊道場を設置し、要すれば日常所定の鍛鍊をなすことを義務性とする。各省はその所管分野につき厚生省と緊密なる連絡を保持し、責任を以て實行する。

〔弱者に對する措置〕 體力検査の結果、筋骨薄弱者、輕症結核患者、恢復期結核患者と判定せられたる者に就てはこれが養護の強化に努むるものとす。これがため一定期間療養及び修練を併施する健民修練所を設置する。右の者が勞務に服してゐる場合に於ける勞務管理上の處置に關しては厚生省が當該所管官廳と協議の上措置するもの

とする。

〔病者に對する措置〕 體力検査の結果、開放性乃至重症結核患者と判定された者は悉くこれを結核病床に收容することを旨とする。これがため日本醫學會の事業を大いに促進すると共に結核病床増設五ヶ年計畫を三ヶ年計畫に改定すること。

〔一般的措置〕 (イ)保健指導網の整備
— 全行政組織、大政實業會その他社會各般の組織の一切を擧げて保健指導網となし、全國に亘り活潑なる健民運動を展開する。(ロ)社會保險制度の擴充
— 結核患者の療養並に患者家族の生活を保障するため社會保險制度を國民の全部に擴充強化すること。(ハ)日本醫師會の總動員— 日本醫師會を總動員して日本醫學會の外郭團的活動を促進し、特に本病患者の醫療普及に挺身奉仕せしむること。

國民體力法の改正

國民體力法を決戦體制に應じて強化擴充するため、政府は第七十八議會の協賛を得て二月二十一日國民體力法中改正法律を公布、五月一日より施行し

四、體力の錬成

として體力錬成に關する科學的知識の普及、ラジオ體操の勵行、職場・各種集會等における大日本厚生體操の實行、徒歩の獎勵、集團勤勞作業の實施等。

五、國民生活の合理化

必勝食の實行はじめ衣食住の全てに互つて戦時下に相應はしい生活をうち立てる。

六、結核及び性病の豫防撲滅

結核豫防施設の徹底に資するため結核豫防協議會を設置する。

工場健康診断制度擴充

厚生省では戦時下ますます重要性を加へる産業戦士の體位向上と結核の撲滅を期して工場法施行規則を改正、健康診断制度を擴充し、三月一日から實施した。之によつて
一、工場法適用工場は職工雇入に際し、必ず健康診断を行ふこと

だが、改正要點は次の如くである。

(一)體力法適用者の範圍を男子滿二十五歳、女子滿二十歳まで擴張し
(二)地方長官は國民體力向上のため悪質疾病、傳染病等が發生した地域や學校、工場等で體力管理の適用を受けない五十歳、六十歳等の高齢者にも必要に應じ全般的に體力検査を行ひうることにし
(三)別項體力検査の充實と改善を行ひ
(四)體力手帳の記載事項も體力検査以外に醫師の診察を受けた場合、或は結核、トラホーム、寄生蟲病等三週間以上の病氣も記入
(五)保健所機能の活用等である。

健民運動

大東亞共榮團の指導者としてわが日本民族の悠久なる發展は最も焦眉の急とされ、これがため政府は人口政策確立要綱の決定、國民醫療法の制定、國民體力法の改正、健康保險法、國民健康保險法の改正、結核撲滅對策等を相次いで實行に移しつゝあるが、これと關聯して更に健民運動を大東亞戰完遂に絕對必要な健民強兵の國策として採

一、毎年一回以上全職工の健康診断を勵行すること

一、健康診断には結核の早期發見の方

法を講ずること

一、診断の結果療養の指示、作業の轉換、就業時間の短縮、休憩時間の増加等必要な處置を講ずること

等が實行されることになつたが、同時に生産力擴充と努力不足から憂慮される産業勞務者の體位低下、結核罹患率に對して厚生省では主要府縣に配置せる衛生技術官を増員し、工場醫には府縣單位の産業衛生研究會を設けさせる

外、大工場には工場醫の手足たる保健指導員を新設し、榮養の改善、ビタミン劑の補給等を行はしめ、工場の健康化を圖ることになつた。

勞働者年金保險法

〔適用範圍〕 本法の適用を受けて被保險者となるものは次の通りである。
(イ)強制被保險者 健康保險法の適用を受ける工場、鑛山、交通運輸事業場に使用されてゐる勞働者は左記の者を除く外すべて強制加入させる。

(二)常時十人未滿の勞働者を使用す

り上げ、全國に一大國民運動を展開するに決し十七年四月九日の次官會議でこれを正式決定した。本運動は皇國民族の量的質的の飛躍的増強を期さうといふもので、同運動の徹底をはかるため、實踐運動の目標として次の六點が強調されることとなつた。

一、皇國民族精神の昂揚

皇國民族こそは永遠に發展すべき民族であるといふ自覺を鞏固に植附けるとともに個人を基礎とする世界觀を排して日本古來の美風である家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底をはかる

二、出生増加と結婚の獎勵

結婚の獎勵は家と民族との繁榮を期して出生の増加を目的とする。また出生増加に關しては人口政策確立要綱に従つて一夫婦の出生数は平均五兒である。具體的には適齡結婚の獎勵等。

三、母子保健の徹底

母性保護として母性保護知識及び母性保護思想の普及宣傳、勤勞女性の健康相談、指導、乳幼児の保護育成に關しては育兒知識及び愛育思想の普及宣傳、乳幼児の健康相談及び育兒指導、乳幼児愛護施設の擴充。

る工場、事業場又は事業に使用せらるる者、(二)勅令を以て指定する工場、事業場又は事業に使用せらるる者、(三)女子、(四)船員保險の被保險者、(五)帝國臣民に非ざる者、(六)前各號に掲ぐる者の外、勅令を以て指定する者。

(ロ)任意被保險者 右強制適用を除外された工場、鑛山、事業場に使用されてゐる勞働者や、女子勞働者であつても、事業主の同意を得て地方長官に申請をすれば任意に本保險に加入することが出来る。

(ハ)任意繼續被保險者 本保險に於ては二十年以上被保險者であつた者に對して、五十五歳から原則として養老年金を支給することにしてあるが、十四年以上二十年未滿の者が被保險者でなくなつた場合、一定の期間内に申請をすれば繼續して被保險者となること出来る。

〔保險給付〕 保險給付の場合及びその種類は次の通り。

(イ)養老年金 一般工場勞働者及び交通運輸事業勞働者は二十年以上被保險者であつた場合に、退職後五十五歳

に達した時から、その労働者が被保険者であつた全期間の平均給料年額の百分の二十四、即ち四分の一を養老年金として終身支給される。二十年を超えたる期間についてはその超過一年毎にその一年に付百分の一づつ加算がつく。次に鑛山の坑内夫たる労働者にあつては十五年以上被保険者であつた場合、又は十五年以内に十二年以上坑内夫としての被保険者であつた場合に、五十歳から一般工場労働者のそれと同額の養老年金を支給される。

(ロ) 廢疾年金及び廢疾手当 三年以上被保険者であつた労働者が廢疾となつた場合には、業務上の廢疾たるか否かを問はず、その廢疾の程度に應じ、終身労働に服することが出来ない程度のものには養老年金と同額の廢疾手当、從來の労働には堪へないが、轉業可能程度の者には平均給料の七ヶ月分を廢疾手当として支給される。

(ハ) 遺族年金 養老年金を受ける資格のある労働者が死亡した場合は、その遺族に遺族年金として養老年金の半額に相當する年金を十年間支給される。

(ニ) 脱退手當金 三年以上被保険者であつた者が、被保険者でなくなつてから、一年を経て請求すれば、最高限度平均給料の三百日分の範圍内に於て被保険者たりし期間に應じ所定の一時金を支給される。

〔保險料〕 保險料は事業主と被保險者の折半負擔であるが、その率は一般工場労働者の場合は一日一圓に付六錢四厘、坑内夫の場合は同八錢、國庫は本保險の事務費金額を負擔する外、保險給付に要する費用に付工場労働者についてはその一割、坑内夫についてはその二割を負擔する。

婚費貸付と出産祝 厚生省人口局内の國民優生聯盟では人口國策推進の一助として婚費に悩む結婚適齡者に優生結婚資金の貸付斡旋を行つてゐる。貸付金額は五十圓、百圓、百五十圓、二百圓、二百五十圓、三百圓の六種で、男女共に心身健全、且つ精神病その他の惡疾遺傳疾患や性病に罹つたことのない、所謂優生結婚的條件に適つたものであれば無擔保で資金を貸付ける。

希望者は市町村長、警察署長、雇傭主、隣組長らのうちいづれかの證明書を添へて厚生省の「優生結婚相談所」或は同聯盟と連絡ある市町村の結婚相談所、または府縣の「保健所」などに申込み、同聯盟が審査の上、大藏省の「庶民金庫」へ婚費貸出しの斡旋をとり本人の手許に金を渡さうとの仕組で、返済の方法は利息年八分で四ヶ年賦、その間赤ちやんが生れた場合は一回の出産につき半年づつ返済を延ばしてもよいことになつてゐる。なほ本貸付は利子がやゝ高いのを補ひ併せて出産を奨励するため十七年七月から婚費貸付を受けた者の出産に對して貸付金額の多寡を問はず二十圓づつ、の祝金を贈ることとなつた。醫師又は産婆の出産證明を地元の庶民金庫を通じて同聯盟に提出すればよい。この外男子三十歳、女子二十五歳以下の者で特に優秀健全な「優生結婚」と認められるものを申込によつて表彰し、更に結婚後五年以内に子費をあげた場合には一兒につき金五十圓のお祝を贈るのも本聯盟の仕事の一つで申込方法は道府縣の衛生課で指示してくれる。



兵 役

明治五年徵兵令が布かれ、昭和二年に至つて兵役法と改められ、爾來數次の改正を経て今日に至つた。

本法に依り満十七歳より満四十歳迄の帝國の男子（内地又は樺太に本籍を有する者）は總て兵役に服する義務を有し、満二十歳に達し徵兵検査に合格したものは左の年限に従つて服役、現役中在營せしめられる。但し志願すれば満十七歳より現役に服することが出来る。

また六年の懲役、禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することは出来ない。區分左の通り

常備 現 役 陸軍二年
海軍三年
兵 役 豫備役 陸軍十五年四箇月
海軍十二年

補充 第一 陸海軍共十七年四箇月
陸海軍共十七年四箇月、
但し海軍の第一補充兵
役を終りたるものは十
六年四箇月

國民 第一 常備兵役を終りたる者
及び既教育補充兵にし
て補充兵役を終りたる
もの

兵 役 第二 前記以外の年齢十七年
より四十年迄の者

補充兵、國民兵役に在るもの又は兵役終了者にして、戦時又は事變に際し陸軍部隊編入を志願するものは銓衡の上許可される。

〔特別志願兵〕 陸軍特別志願兵令の規定に依り朝鮮及び臺灣人は十七年度から満十七歳より志願に依り兵役に服することが出来ることになつた。

兵種及體格等位 徵兵検査で區分される兵種は次の通りで、その體格等位を分けて各甲種、乙種（第一、第二、第三に分ける）、丙種、丁種及び戊種とし、この中第一乙種以上は現役、第二

乙種は第一補充兵、第三乙種は第二補充兵役、丙種は第二國民兵役に編入され、丁種は兵役免除、戊種は徵集延期となる。

〔陸軍〕 (一) 兵科兵 歩兵、騎兵、戰車兵、野砲兵、山砲兵、騎砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、情報兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、通信兵、飛行兵、防空兵、迫撃兵、輜重兵、(二) 技術部兵 兵技兵、航技兵、(三) 衛生部兵 衛生兵〔海軍〕 水兵、整備兵、機關兵、工作兵、看護兵、主計兵

徵集延期 (イ) 現役兵として徵集せらるゝに依り家族が生活を爲すこと能はざるに至るべき確證ある場合は、軍事扶助法に依り救護し得べき見込ある者を除き二年間徵集を延期される。

(ロ) 學校在學者は本人の願に依り左の區分に依り徵集を延期される。(年齢甲は一月二日より四月一日までの出生者、乙は四月二日より一月一日までの出生者とす)

(一) 中學校、高等學校尋常科、實業學校、乙に限り二十一歳迄、(二) 師範學校、高等學校高等科、大學豫科、臨時教員養成所、青年學校教員養成所、

：甲二十三歳、乙二十四歳、(三)實業
 學校教員養成所、高等學校專攻科、修
 業年限三年乃至四年の專門學校、高等
 師範學校(專攻科を除く)：甲二十三
 歳、乙二十四歳、(四)修業年限五年以
 上の專門學校、高等師範專攻科、大學
 武官階級表(△印は特務士官の制あるものを示す)

學部(醫學部を除く)：甲二十四歳、
 乙二十五歳、(五)大學醫學部：甲二
 十五歳、乙二十六歳。
 在職期間短縮(現役兵の在職期間は主
 務大臣に於て軍事上妨げなしと認め
 るに限り四十日間(海軍現役兵にし
 て師範學校を卒業し國民學校の教職に
 就く資格を有する者は水兵とし、概ね
 一年四十日間)短縮。
 現役免職(在營中本人に依るに非ざれ
 ば家族が生活を爲すこと能はざるに至
 りたる時は現役を免除される。)

海		軍		陸	
兵區分	醫科	藥劑科	主計科	技術科	法務科
將	大將	大將	大將	大將	大將
中將	中將	中將	中將	中將	中將
少將	少將	少將	少將	少將	少將
佐	佐	佐	佐	佐	佐
中佐	中佐	中佐	中佐	中佐	中佐
少佐	少佐	少佐	少佐	少佐	少佐
大尉	大尉	大尉	大尉	大尉	大尉
中尉	中尉	中尉	中尉	中尉	中尉
少尉	少尉	少尉	少尉	少尉	少尉
准尉	准尉	准尉	准尉	准尉	准尉
士官	士官	士官	士官	士官	士官
兵曹	兵曹	兵曹	兵曹	兵曹	兵曹
長	長	長	長	長	長
上	上	上	上	上	上
二等兵	二等兵	二等兵	二等兵	二等兵	二等兵
兵	兵	兵	兵	兵	兵

軍		海		陸	
經理部	主計中少將	主計大中少佐	主計大中少尉	主計准尉	主計同
衛生部	軍醫中少將	軍醫大中少佐	軍醫大中少尉	衛生准尉	衛生同
藥劑科	藥劑中少將	藥劑大中少佐	藥劑大中少尉	藥劑准尉	藥劑同
齒科	齒科中少將	齒科大中少佐	齒科大中少尉	齒科准尉	齒科同
獸醫部	獸醫中少將	獸醫大中少佐	獸醫大中少尉	獸醫准尉	獸醫同
軍樂部	軍樂中少將	軍樂大中少佐	軍樂大中少尉	軍樂准尉	軍樂同

軍人恩給

普通恩給—一定年限に達し退職した軍人及準軍人に賜はる恩給で、その在職年限及び年金額は階等に依つて左の如く區別される。但し在職年の計算に付ては從軍、其他の特殊勤務について一月に付三月以内の加算を認められる。

一、准士官以上は在職十三年以上十四年未滿に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額。以上一年を増す毎にその一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へた金額。

二、下士官以下に在つては在職十二年以上十三年未滿に對し退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額。

額。以上一年を増す毎にその一年に對し下士官に在つては七圓、兵に在つては六圓を加へた金額。

増加恩給—公務のため傷病を受けて不具廢疾となり、失格原因なくして退職したものに普通恩給に加へて賜はる年金で、その額は退職當時の階等及び不具廢疾の程度に依り左の如く區分される。(單位圓)

准士官以上 下士官 兵

甲號 一八〇—一四八 一六五—一三九 一五〇—一二〇
 乙號 一四一—一五九 一三二—一五五 一三〇—一二三

傷病賜金—公務のため傷病を受けた下士官以下の軍人にして年金を受ける程度に至らざるも、之がため退職し、または退職後一年内に一種以上の兵役を免ぜられたる者に一時金として給せられるもので、その最高最低額左の通り。(單位圓)

准士官 下士官 兵

甲號 一五〇—一六〇 一五〇—一六〇
 乙號 一三〇—一四〇 一三〇—一四〇

一時恩給—准士官以上の軍人在職三年以上十三年未満、又は下士官在職一年以上十二年未満にして退職した者(但し下士官以上としての在職一年未満なる時は此の限りにあらず)に給せられるもので、その額は退職前の俸給月額に在職年を乗じた額。
 扶助料—文官の場合と同一であるが、それが兵の場合で戦闘又は公務に因る死亡たる時は三十六割以内の増加率を以て給せられる。
 一時扶助料—准士官以上の軍人在職三年以上十三年未満、下士官同三年以上十二年未満にして在職中死亡した時遺族に給せられるもので、金額は一時恩給の額を適用。

國防近事

防諜協會の新設—戦時下、國民防諜思想の普及徹底、スパイ策動の撲滅を期し、内務省では組織的に統制ある國民防諜の實踐促進、防諜に關する調査研究を目的とする防諜協會を設立し、初代会長に今松警保局長、副會長に中村陸軍中將が就任、一月八日内務省で發會式を擧げた。

の兵役法施行令、兵役法施行規則、陸軍召集規則の改正は、徴兵終決處分を終つた第二國民兵役にある者を兵籍に編入し、豫備役、補充兵役に在る者と同様に召集し得ることとし、又國民兵に對しても簡閱點呼を行ひ得ることになり、第二國民兵役に在る者にも、戸籍に兵役の略號を附することにした。この結果、第二國民兵役にある者も、在郷軍人會の會員たるを得しむるを適當とするので、今日徴兵終決處分の濟んだ第二國民兵役にある者にも、その資格を認めることとした。二・一六公布陸海軍省令一號。

陸軍

陸軍近狀

朝鮮に徴兵制實施—十七年五月八日の閣議では朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し、十九年度より實施する件を決定した。昭和十三年朝鮮に陸軍特別志願兵令が布かれて以來、半島同胞の兵役に對する熱意は愈々昂まり、十七年度にはその志願數二十五萬人に激増した。

國防獻金の使途—はどうかつてゐるか、二月七日衆議院決算委員會の席上述べられた栗橋陸軍、武井海軍兩經理局長の説明によれば次の通りである。
 (陸軍) 陸軍に寄せられた支那事變當初よりの累計、國防獻金の件數二十六萬三千餘件、金額(國防恤兵金其他を含む)二億二千五百九十八萬五千餘圓、獻品は國防恤兵其他計一億三千餘萬圓の多數に上つてゐる。これら獻金の使用概況は、國防獻金に付ては寄贈者の意思に従つて、最緊要と思はれる兵器其他の國防資材の整備に充てる事になつてをり、十七年一月末迄に整備した種類は△飛行機約六六機△戰車裝甲車約二百臺△高射砲三百五十五△聽音器百九十一△重機銃九百△輕機銃二百二十△鐵砲一萬五千△無線機二百五十五△探照燈七十二、其他で之に要した費用は一億四千萬圓で、又獻品の内貴金屬類、日本刀、拳銃は換算處分して獻金に繰入れてゐる。恤兵金品の使用は、出動部隊に對する慰問袋その他恤兵品の購入費、慰問使節、戰傷病者に對する弔慰見舞金等に當てられる。恤兵金總額六千五百餘萬圓、一月末迄に使用

殊に支那事變には名譽の戦死を遂げ靖國神社に合祀せられ、また生存者にして金鶏勳章の恩命に浴した勇士もある。この至誠に鑑み、茲に徴兵制施行の準備を進むるに至つたものである。
 臺灣に志願兵制度實施—政府は十六年六月、十七年度より臺灣に志願兵制度を實施することを決定したが、陸軍特別志願兵令及び陸軍特別志願兵令施行規則は、朝鮮への施行を目的として規定されてゐるので、二月二十八日公布勅令百七號、省令十號を以て之を臺灣にも施行し得るやう改正した。即ち勅令は志願兵事務の一部を、陸軍大臣は州知事、廳長、郡守、市長、支廳長に擔任せしめることにし省令は志願兵となり得るものは臺灣總督府陸軍兵志願者訓練所の課程を修了し、又は修了しうる見込の者でなければならぬと改めその身長が一・五五米とあるのを一・五二米に改めたほか、手續規定について改正が行はれた。志願者は訓練所入所約六ヶ月間の後入營せしめる。
 徴兵合格者へ現地語講習—大陸や南方に征く兵士に現地語をと、大日本興亞同盟、新興亞會共同主催で、陸海文部各

した金額は四千三百餘萬圓である。
 (海軍) に寄せられた支那事變よりの獻金は國防獻金八千二百餘萬圓、恤兵金三千八百餘萬圓、學藝技術獎勵金六百九十餘萬圓、恤兵品千五百萬圓、合計一億四千萬圓の巨額に上る。これらの使用は、國防獻金では飛行機報國號五百四十一機で、この外戰車自動車、機關銃、聽音機、鐵砲、内火艇等がある。又高層飛行耐寒實驗所、低温研究室、航空魚雷の特種研究の施設に充當してゐる。恤兵金は慰恤費として映畫、ラジオ、蓄音機、圖書雜誌類を各部隊に配給してゐる。第二傷痍軍人の慰恤、第三に遺家族の弔慰その他に支出する。なほ恤兵金をもつて經營してゐる事業として、下士官兵の「家族病院」がある。これは五十萬圓の支出で、薄給下士官の妻子が病氣の際にも、安心して奉公出来るやうにしたものである。獻品としては慰問袋、雜誌、食料品等があり、夫々適當な方面に配布してゐる。
 帝國在郷軍人會規定の改正—從來第二國民兵役にある者は、兵役免除者と實際に變りがなかつたが、十六年十一月

省後援の下に十七年度徴兵合格者に七月二十一日から軍用中華語、馬來語及び東亞事情の講習會を開いた。範圍は北海道、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、高知、福岡とし十月末迄、全期一箇所十日間。
 勳勞奉仕者に禮儀—陸軍の勳勞に奉仕する學生、青年團、一般人に對し標識を交付し、その熱誠なる勳勞精神を大いに顯彰することとなつた。
 國民兵の召集—兵役法施行令中改正、十六年十一月十四日公布、即日施行、第二國民兵役に在る者に對しても豫備役又は補充兵役に在る者と全く同様に召集し得ることに改正したものである。
 在學書生延期の延長—從來高等學校又は大學豫科在學者の徵集延期の期間は一月二日から四月一日までの間に出生した者は年齢二十二年迄、四月二日から一月一日迄の間に出生した者は年齢二十三年迄であつたが、之を各一年づゝ延長した。是により在學者が普通に進學した場合には、全部大學部を出て入營し得るやう改正された。醫學部在學者の延期は早生れ二十五年、遅生

れ二十六年迄であつたが、之は在學年限の最も長い醫學科だけに限定された。國民兵に簡閱點呼—改正兵役法で國民兵にも簡閱點呼が行はれることとなつたため、之に伴ひ陸軍では二月十八日公布省令第七號(陸軍召集規則中改正)により國民兵の點呼參會規定を設け、十七年度より實施した。

國民兵も在郷軍人—陸軍在郷軍人職業申告規則改正、四月三十日公布省令により(一)國民兵役にある下士官兵が加へられた。(二)申告票に所定の證明をなし得る民間側の事業場、工場各長に付ては從來の外に資源調査法第一條の規定によつて、陸軍大臣より指定されてゐる工場、又は事業場の最も之をなし得るやうに改正された。(三)申告票原票年度申告票の調整は申告者自身が作製出来るやうになつてゐるが、今回兩票共に官廳作業廳、又は民間工場、事業場に於て自ら調製し得るやうになつた。(四)以上各工場で申告すべき指定職業に付ては從來十四年度厚生省告示第五號に示されてゐる百三十七種中から主要なるもの八十五種を抽出してあ

つたが、更に四十三種が追加された。少年通信、陸軍學校新設—從來通信、戰車兩校内で教育してゐた少年兵を分離獨立せしめ少年戰車學校は十二月一日、通信學校は四月一日より開校した。兩校共修學期間二箇年で夫々下士官となるべき教育をうけ、兵長として一箇年隊付勤務の後には伍長に任官、少尉候補者を志願して將校になる登龍の途も拓けてゐる。入校資格は何れも國民學校高等科卒。

少年砲兵制度の採用—陸軍諸學校生徒教育令を三月四日公布、新たに砲兵に付ても少年兵制度を採用することとなつた。是により少年兵は航空、通信、戰車と共に四となつた。この少年砲兵となるべき生徒のうち、砲兵關係の現役兵科下士官となすべき者は陸軍野戰砲兵學校及び重砲兵學校で、又地上防空關係の現役兵科下士官となすべき者は陸軍防空學校で夫々必要な教育を行ふ。

主に士官學校生徒に必要な普通學科と軍人精神を涵養する。修業年限概ね三年、志願資格は十三以上十五年未満の者、學歴制限なし、身體検査は次項に該當せざる者に限る。視力〇・八未満、辨色不全、疾病、畸形のため服務に妨げあるもの、身長、體重、胸圍の一定標準に達せざるもの。試験科目は國語、作文、歴史、地理、數學、理科。陸軍醫科士官學校—士官候補生と爲すべき生徒を教育す。修業年限概ね二年、志願者の資格は一般志願者は十六年以上二十年未満、現役下士官よりの志願者は二十六年未満、幹部候補生、操縦候補生又は現役兵は二十五年未満、學力は中學四年一學期修業程度、歴史、地理、理科、數學、國語、漢文、作文に就て試験を行ふ。身體検査は次項に該當せざる者に限る。視力〇・三未満、辨色不全、傷痍、疾病、畸形等で服務に妨げあるもの、身長、體重、胸圍の一定標準に達せざるもの。卒業後は士官候補生となり隊附を経て士官學校へ進む。但し航空兵科の者は直ちに航空士官學校に入校す。

陸軍經理學校—陸軍經理に關する諸般

の學術を修得せしむ。同豫科生の志願者資格、試験科目は豫科士官學校に同じ。身體検査は矯正視力〇・七に満たず且屈折機異常の度五デオプトリ以上の者は採用せず。修業年限概ね六年、毎月手當四圓を支給される。卒業後隊附八ヶ月の後本科に進級する。

陸軍航空學校—宇都宮、大刀洗、熊谷各飛行學校、航空通信及び整備學校の生徒となるべき生徒を教育し、生徒を少年飛行兵とも稱す。毎年四月十月の二回入校、修業期間一年、志願者資格は十五年以上十七年未満の者、學力は國民學校普通科卒業程度で學歴に制限なく、試験科目は國語、數學、歴史、理科。身體は十六歳未満のものでも身長一米三〇以上に限る。毎月四圓の手當を支給される。

陸軍兵器學校—學生に技術又は兵器勤務に必要な學術を修得せしむ。修業年限は概ね三年、入校は十二月一日、志願者資格は一般の者は十六年以上二十九年未満、現役兵は二十三年未満。學力は國民學校高等科卒業程度で試験科目は國語、作文、算術、地理、歴史、理科。在校中は凡て實費で毎月四圓の

手當支給、卒業後は技術兵技士官となり、後に豫科士官學校を志願する資格を有す。

陸軍通信學校—入校十二月一日、卒業年限は二年、卒業後一年在營して歩、工兵科下士官となる。志願者の資格は十五年以上十八年未満の者、國民學校高等科卒業程度の學力を有する者で別に學歴に制限はない。試験科目は國語、作文、地理、歴史、理科。手當毎月四圓支給される。

陸軍戰車學校—修業年限二年、卒業後一年在營して下士官となる。志願資格は年齢十五年以上十八年未満、學力は國民學校卒業程度で別に學歴に制限なし、試験科目其他は通信學校に同じ。

少年通信兵、戰車兵、砲兵學校—前掲陸軍近狀欄参照。

海

軍

府司令長官を置かるゝこととなれり、又同日阪神海軍部は之を廢止し、大阪警備府を設け、司令長官を置かれることとなれり。

新設海防艦の建造—沿岸防禦を主要任務とする海防艦は從來舊式戰艦又は巡洋艦をもつて之に當ててゐるが、沿岸防禦の重要性に鑑み今後は他の艦艇同様、海防艦として設計された新しい海防艦が建造され、更に數隻の海防艦を單位とする海防隊が編制され、沿岸防備の重點に任ずることとなつた。

海軍武官官階の改正—七月十四日公布、十一月一日施行。改正要點は大略次の如くである。

(一)從來飛行將校中には機關科將校があつたが、之等名稱は廢せられ、總て兵科將校の内に包括された。(二)技術關係士官は造船、造兵、造機、水路科に從來區分されてゐたが、之を一括して技術士官とした。而して新に技術官特務士官以下の制度を設けて技術大尉以下の官階を設けたので今後は工業學校出身の技術大尉中尉等が現はれることになる。又法務官は特別扱にされ

に齒科醫科の新設をも見た。(三) 俗に特進組と稱された特務士官の呼稱は廢されて、兵學校出の士官と同名稱となつた。(四) 軍樂科、看護科には各々少佐の官階が設けられ、少佐への進級の道が拓かれた。(五) 准士官、下士官の官階には上は兵曹長から、三等兵曹まであつたが、改正で三等兵曹がなくなり、下を二等兵曹として陸軍側の伍長と同等資格とした。(六) 兵の階級には新に技術科が設けられ、技術兵長、上等技術兵、一二等技術兵等が現はれ、又従來の一三四等兵を新に兵長、上等兵、一等兵、二等兵とした。(七) 以上の改正に従ひ豫備員の制度も改正され、新に豫備水兵長、豫備上等水兵、豫備一等水兵の職が設けられた。見習尉官制度の新設—四月二十二日、海軍武官任用令改正、従來部外大學、專門學校卒業から海軍士官を任用する場合、大學部卒業者は中尉に、醫學、藥學の專門學校程度の卒業者は少尉に夫々任官出來たが、今回の改正により何れも二月以上の見習尉官を置かれることになり、又高等試験合格者は大學部卒業者と同様になつた。其他部

外卒業で候補生として採用されたものは見習尉官として採用されることになり、部外よりの士官で候補生の名稱は廢止された。なほ尉官の地位待遇は候補生と同様で、その教育期間は大學卒業、高試合格者、醫學、齒科專門卒業者は大陸二月乃至四月、その他の專門學校卒業者は十月乃至一年となる豫定である。

十九歳で見習尉官—五月十二日、海軍武官任用令改正、従來二十歳未満の者は見習尉官に採用することを得ず且つ候補生から任用する場合の外は二十歳未満の者は士官に任用する事を得なかつたが、今回の改正で當分の内十九歳に達すれば見習尉官に採用し、或は士官に任用し得ることとなつた。下士官の臂章改正—下士官の袖章が改正され、六月から施行された。新臂章は(一)兵は黒地に緋と横線—三等兵は線一本、二等兵は二本、一等兵は三本、(二)下士官は緋に抱若荷で、横線は兵と同様、(三)各科の識別表は櫻花で表はし、兵科黃、飛行科青、整備科綠、機關及工作科紫、看護科赤、軍樂科藍、主計科白、又複雑だつた特技章

も普通科卒業者は單舞の櫻花、特修科、專修科、高等科又は飛行練習生の教程を卒業した者は複舞の櫻花に大別される等、海軍の勇士の官職區別が一般に極めて判り易くなつた。

防 空

防空近事

防空法の改正—第七十七議會で改正された防空法、同施行令、同施行規則は十六年十二月十六日公布、二十日實施。主要點次の通りである。

(一) 防空範圍の擴張—従來の燈火管制、消防、防毒、避難、監視、警報の傳達の外に偽裝、防火、防彈、應急復舊等の事項を加へ防空上遺憾なきを期することになつた。(二) 特殊建築物を分散—工場その他特殊建築物、又は空襲により危害を増大せしむる虞れある危険建築物の分散を圖るため必要な場合には一定地區を指定して之等建築物を禁止又は制限し或は既存物に付てもその除却、改築、移轉等を命じ得る途を開いた。

(三) 空地區域を指定—都市に於ては防

空上の見地から一定地區を指定して一般建築物を禁止制限し、又は該區域内に存在する既存建築物の除却、改築等を命じ得ることに改めた。(四) 妨害的音響の禁止—空襲下に於ける混亂を防止するための交通制限、防空監視の妨害となるべき音響、又警報類似の音響を禁止制限し得る規定を設けた。(五) 特殊技能者に従事令—防空實施の際、防空勤務員を確保するため監視隊員は豫め指定して編成訓練を施しておき、防空警報が下令直後實施に従事せしめ得ることとし、更に特殊技能を有する者及び特別訓練を受けた者に對しても防空従事命令を發し得ることとした。

(六) 事前退去の禁止—一定重要都市の居住者で防空に従事し得る者は空襲の危険を避けるため、事前にその都市より退去することを禁止制限し得ることとし、隣組等の應急防火を法律上の義務とした。(七) 自衛防空義務強化—防空訓練及び防空教育の重要性に鑑み、特殊の防空勤務員は命令があれば訓練を受けなければならぬ事とし、又一般國民に對しても應急防火の訓練を受けしめると共に、防空勤務員及び自衛

防空従事者に對する義務が強化せられた。これら防空實施に従事し、傷病を受け疾病に罹り又は死亡した場合に國家又は公共團體が扶助金を支給することにした。(八) 費用の國庫負擔—防空監視に要する費用及び防空勤務員の扶助に要する費用等は、その性質上これを全額國庫負擔とした。(九) 罰則規定の整備—今回の改正で罰則規定が非常に多くなつたが、その中主なるものは、防空業務執行中、之に暴行壓迫を加へたる者は、二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金、燈火管制實施中命令に従はなかつた者は、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金その他防空上必要な禁止事項や制限に違反した者は、六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金を科する等、舊法に比し嚴罰主義で臨むこととなつた。

防空従事者の扶助—十六年十二月十六日公布、二十日施行の防空従事者扶助令は防空従事者が挺身國土防衛に當るに際し或は蒙ることあるべき傷病疾病の療養費等に就いて、後顧の憂ひなからしめ、その遺族を扶助せんとするもので、大要次の如くである。

〔地方長官の支給〕 監視隊員、警防團員その他の防空勤務員に付ては、地方長官が全額國費を以て扶助金を支給することになつてゐるが、その種類は、(一) 療養費は實費、(二) 障害扶助金—傷病の治癒後尙ほ身體に障害を存する者に支給する—イ、終身自由を辨すること能はざる者に對しては最高一千五百圓、ロ、終身業務に服すること能はざる者に對し最高七百圓、ハ、身體に著しき障害を存する者、又は外貌に醜痕を残したる女子に對し最高七百圓。

(三) 打切扶助金—療養の期間一年を経過しても、傷病の治癒しない者に支給する—最高二千五百圓、(四) 遺族扶助金—千圓、(五) 葬祭料百圓、大工場等で防空計畫設定者に指定された者は、特設防護團等の自己の防空従事者に對し、右の金額の範圍内に於て、地方長官の認可を受け定めた金額を支給する。

〔市町村長の支給〕 今回の改正で新に義務となつた應急防火に協力する者に對しては市町村長が二分の一の國庫補助を受け、右の金額の範圍内で地方長官の認可を受け、更めて扶助金を支給する。(一) 療養費は實費、(二) 傷害扶

助金一イ、終身自由を辨ずること能はざるものに對し最高六百圓、ロ、終身業務に服すること能はざるものに對し最高七百圓、ハ、身體に著しき傷害を存するもの、又は外貌に醜痕を残したる女子に對し最高五百圓、(三)打切扶助金最高五百圓、(四)遺族扶助金七百圓、(五)葬費七十圓。

「時局防空必携」の完成頒布—十六年十月三十日情報局發表—これは各省及び企畫院、防衛總司令部の關係者が最高智能を絞つての責任編輯で内容は防空に關する事項を最大洩れなく且つ解し易く説明したもので、内務省防空局では更に之を小冊子にまとめ東京、大阪等の六大都市をはじめ、全國重要防空都市に一家一冊宛洩れなく年末までに頒布した。五十四頁、定價三錢の豆本で、大略四百三十五萬部刊行した。防空重要規則の改正—三月二十七日公布、内務省令、要點は、(一)適用區域の擴大—從來内務大臣が指定した重要都市とその隣接町村に限られてゐたが、新たに指定區域は此規則の全部適用區域と、一部適用區域とに別け、後者には建造物の構造の規格、制限、防護

の如く全國的に統一することとなり二月十四日各縣知事に通牒を發した。(イ)警戒警報の場合—この發令にはサイレンを使へないため、傳達の徹底を欠くことが往々あるので、まづ口頭傳達を行ふ人の組織を確立することに重點を置いた。即ち發令と共に町内會長(或は警防員)から各隣組長へ、それより各家庭に傳達する。(ロ)警戒發令中の標式設置—官公署、學校、工場等では警戒警報發令中と白書した青地の板を掲げる。望樓、火見櫓等の高所には白と藍二色で半々に染め抜いた旗又は吹流を掲げる。夜間は赤色燈三個を垂直に連ねて吊す。空襲警報の場合、信號燈は二分間點滅させ、その他は赤地に白色の標式を用ひる。

た。第一、サイレン、汽笛、警鐘、煙火等の類似音響、第二、指定區域内に於て發する航空機の爆音に類似する音響及び監視を妨害する虞れある音響、第三、空襲警報發令中に於て防護警報(毒ガス、火災等)と同様又は類似の音響。

防空知識

國民防空の要項

近代戦に空襲は殆ど避くべからざるものである。全國民は、國土防衛の戰士であるとの責任を自覺し、互ひに扶け合ひ、力を協せ、必勝の信念をもつて各自の持場を守るの防空精神は防空資材の準備、不斷の訓練と相俟つて、一時も忘れてならぬ事である。

内務省防空局では、帝都空襲の體驗に鑑み、國民防空に關する次の六項目の注意を發表してゐる。

一、防空必携の備へ

平素訓練でやつた通りの處置を冷静沈着にやりさへすれば、空襲は絶対に恐るべきでない事は、空襲を體驗した人々によく分つた事と思ふ。國民は毫

室、その他の防護施設に關する規定は適用されないこととなつた。(二)防火構造の強化—幅員四米以上(元四米未満)の道路の中心線からの水平距離三米未満の部分は、防火構造を施さねばならぬ。又床面積六百米、軒高五米を超越する木造物は外部を防火構造とするか、屋内にも緩燃性施設を必要とする。防火構造の使用材料は耐火木材の使用を制限し、マグネシヤセメント板等の規格を定めて使用を認めた。更に門、塙の類にも制限規定が設けられた。(三)地窖の設置—特例の場合を除き木造建物には防火庫の用に供し得る容量一立方米以上の地窖を設けねばならぬ。これは危急の場合貴重品や生活必需品等を收納するものである。(四)防護室の設置—鐵筋コンクリート建物で床面積六百平方米を超えるものは階數二以下(元三以上)のものにも、一定の防護室、準防護室を設置せねばならぬ。又一階建の木造鐵造のもので一定の防護施設を要し、更に防護室の構造に關し、周壁、出入口、開口の規格を強化した。(五)重要設備の防護—重要設備の防護に關しては地方長官

は周壁、屋根、床を特に耐弾效の大きな施設を命じ、防護室の設備その他必要な措置を命じた。(六)燈火管制設備—地方長官は燈火管制のため、建築物の開口部の隱蔽其他の設備に關して必要な命令をなし得ることとした。

防火改修規則—三月二十七日公布、内務省令四月一日施行。その主な點は(一)改修を行ふべき區域と施行命令—改修施行するには地方長官が區域を告示の上指定する。工事施行命令は事業の年度計畫に従ひ木造大建築物所有者には夫々命令書を以て、一般木造建物には府縣令を以て命令する。(二)工事の施行—原則として防空建築規則中の防火構造の規格に關する規定を準用する。(三)改修工事の方法—大規模木造建物にあつては個々に工事を施行するが、街郭を構成する木造建物では之を一群として工事を施行するやう規定してゐる。因みに防火改修工事が命ぜられた場合、改修費として一定の補助金が交付される。

防空方法の統一—一、警報傳達方法の統一—警報の傳達に迅速確實を期するため内務省防空局では其傳達方法を次

的に急ぎ、敵機が見えたり高射砲が聞えたりしたら最寄りの待避所に待避する。家庭にあるものも、隣組の防護監視員以外は戸内に待機するやう、特に注意を促したい。

一、機銃や爆弾が落ちたら
家庭や隣組の人が全力をあげて落ち

警報傳達一覽表

警報	サイレン	鐘	電燈點滅	煙火
警戒警報	音響信號を用ひず、電信、電話、ラジオ、口頭			
解除	又は標示により傳達			
空襲警報	三秒づゝ間を置き六秒づつ十回鳴る	〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇	數秒づゝ間を置き五回以上	打揚煙火四爆
解除	一分間吹鳴	〇・〇・〇	一點と二點うつ	音

燈管の種類と遮蔽

〔準備管制〕 幾分警戒を要する時期に行はれるもので、屋外燈の一部、即ち廣告看板、裝飾燈、門軒燈、公園庭園燈の中で地方長官が指定するもののみ

を消燈し、其他は平常のまま使用して差支ない。

〔警戒管制〕 警戒警報の發せられた時から開始され、警戒解除まで繼續される。日常生活上影響の少い燈火は消燈し一般に光の強さを制限し、且つ光が

火災警報	平時の火災信號又は空鐘、金盞を連打し、機夷彈又は火事と連呼
火災解除	口頭で傳達
毒ガス警報	一時性ガスの場合又は一時性持久性の區別が判明せぬ場合は太鼓又は拍子木を亂打、なるべく口頭でその旨を連呼、持久性ガスの場合は太鼓又は拍子木を三點斑打しつゝなるべく口頭でその旨を連呼
ガス警報	口頭傳達

た機夷彈、爆弾を處理するのは固より一番大切であるが、同時に警察、消防署、警防團に知らせることも忘れてはならぬ。平素から隣組で傳令に當るものを定め電話なり自轉車なりで直ぐ通知しなければならぬ。

一、宵や明け方も油断するな

こちらの隙に乗じて敵襲のあるのが一番恐しい。宵や明け方の油断を見ずましてやつて來ることも相當あるとみてよい。警戒警報が出たら夜の外出は取やめ、朝は早く起きていつも備へを整へておく、防空即生活の氣持を常に怠らぬことである。

直接上空に向はぬやうにする。比較的長期に亘つて繼續する場合も考へられるので、このため戦時産業能率増進の支障となることのないやう、業務上生活上の必要と睨み合せて適度に燈火を制限しなければならぬ。なほ、警戒管

制には甲乙の二種別あり、一般の地方は乙程度、甲程度は主として地理的事柄によるもので、やゝ空襲管制に近い程度の處置をとる。

〔空襲管制〕 空襲警報が發せられた時から解除まで行はれる。すべての燈火を消すか、或は完全隠蔽によつて、全く光が外に漏れぬやうにする。完全隠蔽に必要な材料の効果を示せば、黒洋紙、馬糞紙、木板なら一枚で内部の燈火はそのまゝにしてよく、新聞紙は五

枚、両面黒く塗つた新聞紙なら二枚でよい。

防空準備

- 〔家屋〕
- 1、水量一戸當り百リットル(五斗五升)以上、大きな家はもつと増加する。容器は天水桶、貯水槽、風呂桶、盥、バケツ等。
 - 2、井戸水、池の水及び流水の利用。
 - 3、砂、土など五十リットル(約二斗五升)以上。これを一升ぐらゐづゝ入る布又は紙袋。
 - 4、庭、吹、ゴザ類を數枚。
 - 5、手桶、バケツ。
 - 6、火叩き、水柄杓、長棒。
 - 7、作業用服、消防に便利な服、帽子又は頭巾、手袋、足袋又は靴。高射砲彈の破片に對しては座蒲團などで頭を防護するとよい。
 - 8、燈火管制用具。
 - 9、ロソク又は懐中電燈。
 - 10、手懸な非常時袋。
- 10、室内待避所の位置を研究し、防空に關する家族各自の任務をはつきり定めておく。

〔隣組〕

- 1、一立方メートル(五石五斗)以上の貯水槽、井戸、池、流水の利用。
 - 2、梯子、綱。
 - 3、シャベル、鍬。
 - 4、防空従事者の任務をはつきり定めておく。
 - 5、防護監視所の位置を豫定し設備を研究する。
 - 6、防火のためお互が速かに駆けつけるための通路の位置を研究しておく。
 - 7、最寄の警防團詰所、警察、消防官署、救護所等の要圖を作り、所番地、電話番号等を記入しておく。
 - 8、隣接する隣組との連絡方法を定めておく。
- 警戒警報が發令されたら
- 1、防火用水を満し、防火用具を豫定の場所に置く。
 - 2、燃え易い危険物と食糧は、準備した穴に入れる。
 - 3、押入、戸棚を整理し、屋根裏、床下等にある燃え易い物を片付ける。
 - 4、無用の外出を避ける。

5、夜は警戒管制(別項参照)をする。

空襲警報が発令されたら

- 1、一切の火元を始末し、ガスは元栓を閉める。
- 2、あらゆる容器に水を満しておく。
- 3、庭、吠、ゴザ類、火叩きを十分に浸しておく。
- 4、ホースを水道栓に取付ける。
- 5、隣家に接した雨戸や硝子戸は延焼防止の爲、全部閉める。但し鍵はかけない。
- 6、家の中の襖や障子を外して邪魔にならぬ所に片付ける。
- 7、防空活動の出来ぬ者は豫め打合せた通りに處置する。
- 8、家財道具は絶対に持ち出してはならない。
- 9、作業用服に着かへる。
- 10、防護監視員は速かに監視所に駆けつける。
- 11、夜は空襲管制をする。

夷弾の三種があり、型は一、二キロから十キロ、二十キロ程度の軽量なもので、一臺の飛行機でも多数の弾を搭載出来る。

昭和十七年四月十八日米機の本土空襲に使用したのはこのエレクトロン焼夷弾で二キロ程度の小さいものであつた。エレクトロン焼夷弾は、弾體がエレクトロン(マグネシウムを主成分とする軽合金)で出来てをり、中にテルミット及テルミット點火劑を詰めてあり、これを投下すると、弾は目標に衝突した瞬間爆音を立て、煌々たる白光を發し攝氏二千乃至三千度の高熱の白熱化した飛沫をあげてものすごく燃える。發火後一分乃至一分三十秒でテルミットは燃焼し終り火勢は衰へるが、熔融エレクトロンの燃焼が十五分間くらゐ繼續する。

次に黄燐焼夷弾は落下と同時に大音響と共に黄燐の飛沫が飛び散り、各所に附着して燃えるやうに出来てゐるが、焼夷効力はエレクトロンに比較すると劣るが、木造家屋には火災を起すことが出来る。

油脂燒夷弾は内部に固形油又はベン

ゾールとパラフィンを混じたものなどが入つてをり、落下すればさかんに火焰を發して附近は火の海となり強い點火力を持つ。

〔侵徹作用〕 鐵筋コンクリート造屋根なら小型の弾は貫通し得ないが、それ以外の屋根は小型のものでも容易に貫通し火災を起させるに充分である。屋根を貫いた弾は天井を貫通し屋内で發火し、放置すれば火災となる。もし屋根を貫いて梁などに當れば天井板上に止まり其處で發火することもある。

〔消火方法〕 燒夷弾は爆弾や毒ガス弾と異り弾自身には破壊力を持つてをらぬ。つまりマッチのやうな點火具であるから、空襲時に際しては恐れず慌てず燒夷彈落下の早期發見につとめ、適切な消防處置をとれば燒夷彈も恐るるに足らぬのである。なるべく近くに寄つて砂、濡れ蒲團、濡れ蓆等をかけて火勢を抑へる一方、周囲の燃え易い物に水をかけて飛沫がとんでも燃え移らぬやうに防ぎ、火勢の衰へるのを待つて屋外に運び出す。但し黄燐燒夷弾に手足をふれると大火傷を負ふから、濡れ手袋をする事を忘れてはならぬ。

鐵彈の威力—爆彈の大きさは小は五〇キロ位から一トン程度まであるが、普通三〇〇キロ位までのものが多く用ひられる。彈體の中には普通全重量の四〇—六〇パーセントの爆薬が裝填されてゐる。今回の獨逸軍のロンドン空襲には運發性時限爆彈といふ落下してから一定の時間が來ると爆發するもの、或は音響爆彈といふ機體を離れると百雷の如き音響を發しながら落下する恐るべき爆彈が使用された。この爆彈は大きさと目標により相違するが、投下された弾が目標物に命中した場合、落下して來た勢ひで屋根を貫いて爆發し、その強烈な衝動で破壊が行はれると同時に爆發により周囲の空氣中には壓縮された空氣の波、即ち爆風が非常に速度で傳播され、その壓力で附近の地物を破壊するとともに居合せた大半の人間は死亡する場合がある。更に爆彈の破片が強烈な力で飛散してこれまた人畜を殺傷し恐るべき威力を發揮する。

破壊用爆彈が直接頭上に落下した場合は、防護室或は鐵筋コンクリート造高層建築物の下階等相當堅固な構造物の内部にゐない限りは如何ともし難い。問題は破片、爆風等に對する防禦である。それには、何の掩護物もない箇所に露出してゐることが最も危険である。そこで屋外にあつたものは、附近の公共防護室、防空壕、或は鐵筋コンクリート造建物その他に待避する。何もない空地ならば地上に伏すのが最もよい。

次に家屋内にゐる者は、無暗に外に飛び出すことが最も危険である。唯木造家屋では大きな爆彈だと落下地點から數十米離れてゐてもかなり被害のある場合があるから、防空壕に入るとか、土嚢や疊を積み重ねて掩護物にするとかして彈片その他を避ける工夫をする。爆風でかなり遠くの窓ガラスも破壊されるからガラス類は出来るだけ取片付けるか、或は紙(日本紙)を張つて破片の飛散を防ぐ。

毒ガスの種類—毒ガスの使用方法には彈として飛行機から投下するガス彈と、飛行機目盛に毒液タンクを備へ

て毒物を雨の如く降らせる雨下戦法と、このほか戦場で用ひられる地上撒布との三つの方法がある。その種類は五種類に分類することが出来る。即ちその(一)呼吸機關に傷害を與へ窒息又は致死させる窒息性ガスで、これは鹽素、ホスゲン、デホスゲンなどといふものが主要窒素。(二)は皮膚に發癩させ同時に眼及び呼吸器を冒す腐爛性ガスでありイペリット、ルイサイトなどがその主成分。(三)は眼の粘膜炎を一時著しき視力障礙を起す催涙性ガスで、鹽化アセトフェノン、臭化ベルデル、青臭化ベルデルが主成分。(四)は鼻腔や咽喉の粘膜炎を胃シクシヤミ及び嘔吐を起させる噴嚏性ガスで、デフェニル鹽化アルミン、デフェニル青化アルミン、アダムサイト等が主成分。(五)は神経系統と血液を冒す中毒性ガスで青酸、一酸化炭素等が主成分。またこのうちでも毒性の持続時間によつて、一時性と持久性との二つに分けられ、傷害の發現度によつても即効性と遅効性とに分けられ、前述のうち大體腐爛性のものが持久、遅効性であつて他は大體即効、一時性とされてゐる。

以上の如く毒ガスがもつ毒力は強烈なものであるが、これは爆弾や機銃等は異なり、防禦の方法さへ完全であれば殆どその被害から免れることが出来る。

〔個人の防護〕 (一) 窒息瓦斯に對しては防毒面があれば完全に防護出来る。塵燻瓦斯に對しても眼及び呼吸器を保護することが出来るが、液が皮膚や着物等にしみ込むのを防ぐためにはゴム手袋や、ゴム靴(高下駄)などが必要、防毒面は信頼の出来る効力確實なものをばねばならぬ。(二) 裝面(面を被ること)は確實で迅速でなければならぬ。故に豫めよく防護員等に就て着け方を習つて置くことが必要である。(三) 防毒面を持たない場合は濡した手拭(重曹液又はウロトリン液に濡したものをなれば一層可)等を以て鼻口を覆ひ、水中眼鏡をかけて早く風上、避難所に避難する。(四) 塵燻瓦斯の附いたものはゴム手袋で取扱ふがよい。ゴムでも時間が経てばだんだんしみこむから時々晒粉等で消毒する。高下駄は汚毒地を歩くのに便である。通つた後はずぐ晒粉で消毒せねばならぬ。(五)

(七) ガス警報があつたら、雨戸、障子、襖等を閉ぢ、防毒室に入る。一人は防毒面を着け、外と連絡して火災盜難の豫防、ガスの有無等を警戒する。(八) ガスで汚毒された水は必ずしも色と臭氣のみでは見分けがつかぬから、疑はしい水は飲料に用ひぬがよい。(出先での防護) (一) 外出先でガスに遭遇した場合は手拭等で鼻口を蔽ひ、附近の防護員員の指圖を受けて避難するがよい。(二) ガス雨下の場合には屋根下の風上を選んで避ける。(三) ガスに中毒したと思ふ時は激動を避け、速かに救護班の手當を受ける。(救急療法) 瓦斯患者に對する救急處置は迅速でなくてはならぬ。之がため早く毒を除き治療することが大切であり、速かに救護班や醫師に連絡し指圖を受けるがよい。指圖を受ける迄の心得としては、(一) 患者は先づ之を新鮮な空氣の所に救ひ出して速かに身體の毒を除き、出来れば着物を著換させ、着物や携帶品等には標しをつけて之を他の安全な所に集め、出来るなら直ちに消毒するがよい。此の際患者の面をとることは身體の除毒後に行ふがよい。

皮膚に塵燻瓦斯液の附着した場合には先づその部分を綿布、ガーゼ、吸取紙等で軽く押へ液を吸取り、次いで除毒粉(過マンガン酸カリ)、石油等で繰返し繰返し拭つた後、石鹼液又はぬるま湯で洗ふ。(六) 被服に塵燻瓦斯が附いた場合は直ちに著換へるか或はその部分を切り取らねばならぬ。晒粉は被服を損傷するけれども火急の場合の消毒のために致し方ない。(七) 眼に傷害を被つた場合には水、食鹽水、二%の重曹水等で繰り返し洗ひ、毒氣を除いた後アルカリ性軟膏等で治療する。(八) 瓦斯雨下を受けたなら直ちに屋下に入るか、或はマント、傘、防水布等の如き物で汚毒を避けた後その物を棄て、速かに汚毒地域を脱れ出て前の要領で直ちに身體の除毒、被服の消毒を行はねばならぬ。〔家庭の防護〕 (一) 家庭では防毒室を準備することが必要である。防毒蚊帳で代用してもよい。尚ほ各家庭には少くも一箇の市民用防毒面を備付け、縦ひ瓦斯の來襲を受けても裝面者が外に出て内外の連絡や火災、盜難の防止等に努めねばならぬ。(二) 防毒室の設備

(二) 救急に當る者は裝面を爲し、ゴム手袋、ゴム靴、場合に依つてはゴム服を着ねば危険である。(三) 患者は成るべく安靜にし、輕症者でも歩行を禁じ、擔架等で運ぶがよい。(四) 患者は體温が降り、重症の場合には人事不省になるから安靜と同時に毛布、湯タンポ等で温める外、室内の温度及び換氣に注意せねばならぬ。(五) 塵燻瓦斯に對しては前記「個人の防護」参照のこと。〔塵燻瓦斯と消毒法〕 (一) 拭ひ取る法—金物や塗料を施した所は數十回綿布で拭へば概ねよい。(二) 日光に乾す法—家庭では簡便な消毒法で、冬季約五日間、初春、晩秋は約三晝夜、秋、春は約一晝夜、夏季は約八時間よりよい。(三) 熱を加へる加熱法—焚火、炭火等は簡單に行ひ得る加熱法であるが、皮類などは熱が高過ぎると變質するから注意を要する。(四) 煮る法—簡單な方法で、消毒所要時間は約十五分を要する。(五) 石油などでとる法—金物に對してはよいが錆の原因となるから消毒後石鹼で完全に除かねばならぬ。(六) 晒粉に依る法—金物に對しては錆を出し、ラシヤ、皮革類に對しては

として第一の要件は氣密(密閉のこと)である。故に出入りのための扉、襖又は障子のみを残し、他は紙等を以て十分目張りさせねばならぬ。此の際壁と柱との間、調の下、天井の隙間等にも注意する必要がある。以上の設備を終つたら青松葉等を燃らせて氣密の程度を點検して見るがよい。(三) 防毒室には室外の状況を見得る如く硝子窓等を附けて避難者の不安を減する如く設備した方がよい。防毒蚊帳にも之に準じた透明なるセルロイド板等で側面に窓を設けた方がよい。室の入口は幕布(ゴム布、其他防水布等)を垂れ二枚重ねにする。一米以上を離し二、三箇所に設ければ尚ほよい。(四) 防毒蚊帳は麻絲等を心として之にゴム引布、防水紙、障子紙等を蚊帳状に張り合して作る。之を吊つたときはその下部に隙間を生ぜしめぬやう何かで抑へておく。(五) 警戒警報が發せられたら速かに防護の準備を爲し、防毒室は入口の外全部密閉し、防毒面、消毒材料等を整へ、外の様子に注意する。(六) 空襲警報が發せられたら雨戸、及び各室の襖、障子を閉ぢ、防毒室に入る準備をする。

その質を著しく悪くし且褪色せしめるから成るべくやらぬがよい。やるにしても被服類に對しては粉狀の晒粉を使用するより濃厚な乳劑として使用する方がよい。此の際之に浸す時間は概ね三十分として消毒後十分水洗を行はねばならぬ。(七) その他汚毒物が小なるときはその部分を剪り取るがよい。防護室—防護室は耐強、耐久、防毒の目的で設ける。わが國の現状ではこの種の施設を十分に設けることは困難だが、少くも要地では空襲時、特に老幼者、病人、通行者を收容するためある程度の公共保護室を設ける必要がある。防護室に收容する範圍は平素から計畫を定めておき、また防護室への出入は嚴重に指導者の指導に従ひ混亂を生ぜしめないことが大切である。都會地の耐震耐火建物はこれに幾分の改修を施すことにより防護室として使用出来る。まづその位置は爆弾その他の作用に對し安全な場所即ち地下室または地上階でも例へば中廊下のやうなところをこれに利用するのが適當である。一般住宅でも納戸または臺所の床下等を鐵筋コンクリート造りにしておけば

僅か手を加へるだけで立派に防護室となる。あるひは傾斜地に横穴を掘つて施設するとか、既設のコンクリート管を利用することも思ひつきである。防空壕—防空壕は屋外の空地における應急的待避施設で、その目的とするところは、直撃弾に對するものではない。投下弾の破裂により飛散する弾片、崩壊する建物などの破片、爆風に よる被害を防ぎまたは防衛陣からの高射砲弾の破片から人體を護り、造り方如何によつては敵の機銃掃射や毒ガスの危害をも防止する。防空壕は戦場の塹壕のやうに、たゞ土を掘つただけでも相當の効果が得られるが、地上に出る部分の少い方がより効果的である。土地により、掘ると水が出るやうな場所では、やむを得ず地上式、半地上式に構築することもあるが、原則として低いほどよく、且つ上部掩蓋を設けることが望ましい。穴を掘る深さは、中に樂に腰かけられる程度なら申分ないが、坐るにしても、最少限九十厘米位の深さが必要である。收容人數により廣さを決めて掘つたら（五六人家族で約一疊分位）上に雨戸なり板戸なりを

二枚重ねて敷き、掘り出した土をその上にかぶせて入口に階段を設ければいい。これよりもやゝ堅固にするには角材や丸太を使ふ。穴の両側に枕木を置き、その上に丸太か角材を四十五度の間隔で並べて釘又は鋸でとめ、板を張つて土をのせる。更に内部の四圍及び床を角材と板で組立てると、一層堅固な居心地のいいものになる。入口は壕の大小を問はず、一ヶ所が土砂で埋まる危険を考へて二ヶ所に設けるべきである。そしてなるべく屈折して壕を直角に設ける方が破片に對して安全率が高い。また出入口に内外から操作できる蓋をつけること、これは土砂や破片の侵入を防ぐだけでなく、雨水の流入を防ぐ上には是非必要である。防空壕に禁物は浸水で、排水はとくに注意し床面には必ず溝と溜槽を造り、壕内が泥濘にならぬやう注意が肝要、そのため床に砂利や粗朶の類を敷詰め板張りにすれば申分ない。地質軟弱の場合の壁面は土止めに丸太、角材、板、薄鐵板などを使用せねばならぬ。

防空壕と安全率—獨空軍の猛爆を浴びてゐる英國國民の實驗で、防空壕の安全率は次の通りであることが發表された。

- 一、家庭防空室 安全率六〇%
- 二、アンダーソン・シエルター この鋼鐵製避難所は地中五六呎の深さに埋めてあるので濕氣るのが缺點、安全率八〇%
- 三、ビルディング地下室 商業街では夜間閉鎖する不便はあるが、安全率九〇%
- 四、公共防空壕 寒いのと濕氣が缺點、安全率七〇%
- 五、地下鐵 安全だが順番を待つのが大變、健康上は最も良くない、但し安全率一〇〇%
- 六、地上防空壕 急場に間に合ふが安全率は六〇%
- 七、高級防空室 ホテルや豪華アパート、一流食堂等にもあり、安全率八〇%

戰時災害保護法

空襲其他敵の攻撃により、危害を蒙つた銃後國民に對しては、國家が救助の手をのべ之を保護するため戰時災害保護法が實施され、國民生活を磐石の安きに置いてゐる。同法の救護内容は、

大體次の三つに分れてゐる。

一、罹災者に對する應急救助
現場で罹災者に對して炊出しや醫療を行つたり、食糧、被服、寢具、その他生活必需品を給與し、或は假住宅を急造し提供する等取敢ず罹災者の生活を救護する。

二、生活困難者に對する扶助
災害による傷病、死亡等により、本人や家族、遺族が生活困難となつた場合に、生活、醫療、出産、生業の扶助を行ふ。

三、給與金の支給
災害により死亡した者、不具廢疾となつた者には、それ／＼給與金を支給し、或は住宅、家財を失つたり毀損された場合は速かに更生の道を開かせるため、適當な給與金を支給する。とくに防空事務關係者、警察官、通信、運輸事務關係者等が、公共に絕對必要な業務に従事中危害を受けた場合の給與は、業務の重要性に鑑み支給程度も高く行はれる。

防

謀

近代戰は所謂國家總力戰であつて各國は武力戰に力を注ぐのみならず、相手國の機密を探知、蒐集する諜報活動及び相手國の國內を攪亂せんとする謀略活動を活潑に行ふのが常であるから、我々國民は常に細心の注意を以て敵性國の我國に對する之等諜報、謀略活動に對處し、之を粉碎、擊滅することに心をを用ひなくてはならない。

國防保安法—我國には軍事上の機密を保護する法律としては軍機保護法があり、軍用資源の機密を保護するためには軍用資源機密保護法があるが、國家の重要機密を保護するためには、これ等の法規だけでは不十分であるので、政府は第七十六議會の協賛を得て十六年三月七日本法を公布、五月十日から實施した本法は第一章罪、第二章刑事手續の二章から成り、第一章に於ては本法に於て國家機密とは國防上外國に對し秘匿することを要する外交、財政、經濟其他に係る事項にして左の各號の一に該當するもの及び之を表示する圖書物件を謂ふ

事項及び其の會議の議事

- 一、御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準ずべき會議に付せられたる
- 二、帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及び其の會議の議事
- 三、前二號の會議に付するため準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項

と國家機密の如何なるものであるかを定義し以下この國家機密を探知、収集すること、漏洩すること、及び公にすることを懲罰する規定を設けたもので、業務に依つて國家機密を知得、領有したる者が過失に依つて之を外國に漏洩し、又は公にした時も罰せられる。この外尚ほ國家機密以外のものではあるが、國防上の利益を害する目的で外交、財政、經濟等に關する情報を探知、収集すること及びその用途に供せられる虞れあることを知りながら、外國に通報する目的で情報を探知、収集すること、即ち外國の諜者やその手先に使はれる行爲をする者を處罰する規定を設け、更に外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的で帝國の治安を害する事項を流布すること、金融界の攪亂、重要物件の生産又は配給の阻害、其の他の方法で國民經濟の運行を

こと、即ち治安擾亂、經濟擾亂の虞を規定を設け、尙ほ國家機密が外國に洩れること及び右のやうな擾亂行為を未然に防止するため未遂、豫備、陰謀、教唆、誘惑、煽動等も處罰する規定を設けてある。次に第二章はこの種犯罪の特殊性に鑑み、犯罪の捜査並に裁判手續について特殊の手續規程を設けたもので、その要點は(一)捜査を中心とする捜査機關に強制捜査権を與へたこと、(二)公判に於ける控訴審を省略したること、(三)辯護士を指定し、且つ辯護權の行使に若干の制限を設けたこと等であるが、この特別手續は本法第一章の罰の外、軍事上の秘密又は軍用資源の秘密の探知、収集等の罪、外患罪、總動員業務に關する官廳の機密の漏洩、其の他外國と通謀又は外國に利益を與へる目的で爲された各種の法規の罪に關する事件にも適用される。

「防諜法」及「防諜實踐要綱」配布
 内務省防諜協會では時局下防諜の緊要性に鑑み十六年八月中旬全國民の爲に「防諜訓」及び「防諜實踐要綱」を製作、都市用、農山漁村用、官廳會社

工場用、三種合計五種を全國民に配布した。

「防諜心得十ヶ條」 内務省では之より先、前記「國防保安法」の實施を機として司法省其他と連絡の上五月十二日より一週間に亘る防諜週間に全國的に實施し、その際防諜心得十ヶ條を制定したが、それは次の通りである。

(個人の防諜) (一)自己の持場へスパイが潜入して秘密を盗んだり、爆破や放火、細菌や毒を撒布したり、その他危害を加へられぬやう防諜觀念を加味した職域奉公を完全に行ふこと。(二)業務上秘密に關係してある人は業務上是非言はなくてはならぬこと以外は餘舌らぬこと、特に名稱、數量、特徴に關することは避けること。(三)大切な書類は持ち歩かぬことで不用意に秘密の書類を紙屑屋へ拂つたり、大丈夫と思つて秘密書類を便所の中へなど捨てぬこと。(四)他人の言葉や書物に書いてあることを輕々しく信用すると、敵の謀報や宣傳にひつつかゝる虞れがあるから、常に防諜と言ふ立場に立つて冷靜に判斷すること。(五)スパイは金や酒色で買収しようとするから私欲を去

「團體の防諜」 (一)人事に慎重を期し採用時の身許調査、採用後の指導、監督教育を嚴重とし異民族の使用には特にその監督を嚴重とすること。(二)面會人、商人その他の外來者の出入を嚴重にし、スパイその他の不良分子が潜入し得ないやうに守衛や看守を置くこと。(三)秘密書類はその起案調製、授受、保管、使用、檢査、處分等を明確にし、勝手に寫を作り又は内容を拔萃し或は私室自宅等へ持出さぬこと。又工場あたりでは秘密書類の内容は製品として現はれてゐるから、この取扱に就ても(一)(二)(三)に準じて注意すること。(四)公表する事項は關係者も相互に連絡を緊密とし、防諜上遺憾なきやうに記事を統一し、發表の不統一から秘密が推知せられ、或は秘密を漏洩しないやう注意すること。(五)團體の防諜はその團體のみではどうしても完全に行はれぬ。その團體と交渉を有する各種の業者がその團體と手を握り合つて同じ氣持でやらぬといくらでも抜け道が出来るから「防諜共榮團」とでも言ふべきものの設定が必要である。



大政翼賛會

所在地 東京市麹町區西區議會
 電話 銀座 八二七五番

一、沿革 わが臨戰態勢下における高度國防國家完遂への磐石の國民組織再編成を使命とする大政翼賛運動は、國家的緊急課題であるといはねばならない。この要請に應じて誕生したのが、近衛文麿公を總裁とする大政翼賛會であつた。國民精神總動員聯盟を吸収し、近衛公の發意により昭和十五年八月末その歴史的發足をなした大政翼賛會は、その後多難なる草創準備期を経て、第七十六議會終了後の昭和十六年四月初旬發展の改組を斷行、所謂第二段階へと入つた。その後戰時下國民生活の指導にあたりしめるため、國民生活指導本部が翼賛會内に設けられた。又、本年度は左の入團體をその傘下に置くにいたつた。

大日本翼賛壯年團 大日本與亞同盟

大日本産業報國會 農業報國聯盟
 商業報國會 日本海運報國團
 大日本青少年團 大日本婦人會
 三、實 體 大政翼賛運動はその實踐要綱に示す如く、日本臣民としてすすむべき道を眞に把握し、實踐もつて臨戰下高度國防國家體制に遺憾なくしめるのであつて、實踐運動は國民生活のあらゆる面に關係をもち、またそれだけに一步誤れば國家の浮沈にかゝる重大な運動なのである。

- 大政翼賛會實踐要綱
- 一、臣道の實踐に挺身す
 - 二、大東亞共榮團の建設に協力す
 - 三、翼賛政治體制の確立に協力す
 - 四、翼賛經濟體制の建設に協力す
 - 五、文化新體制の建設に協力す
 - 六、生活新體制の建設に協力す

翼賛壯年團

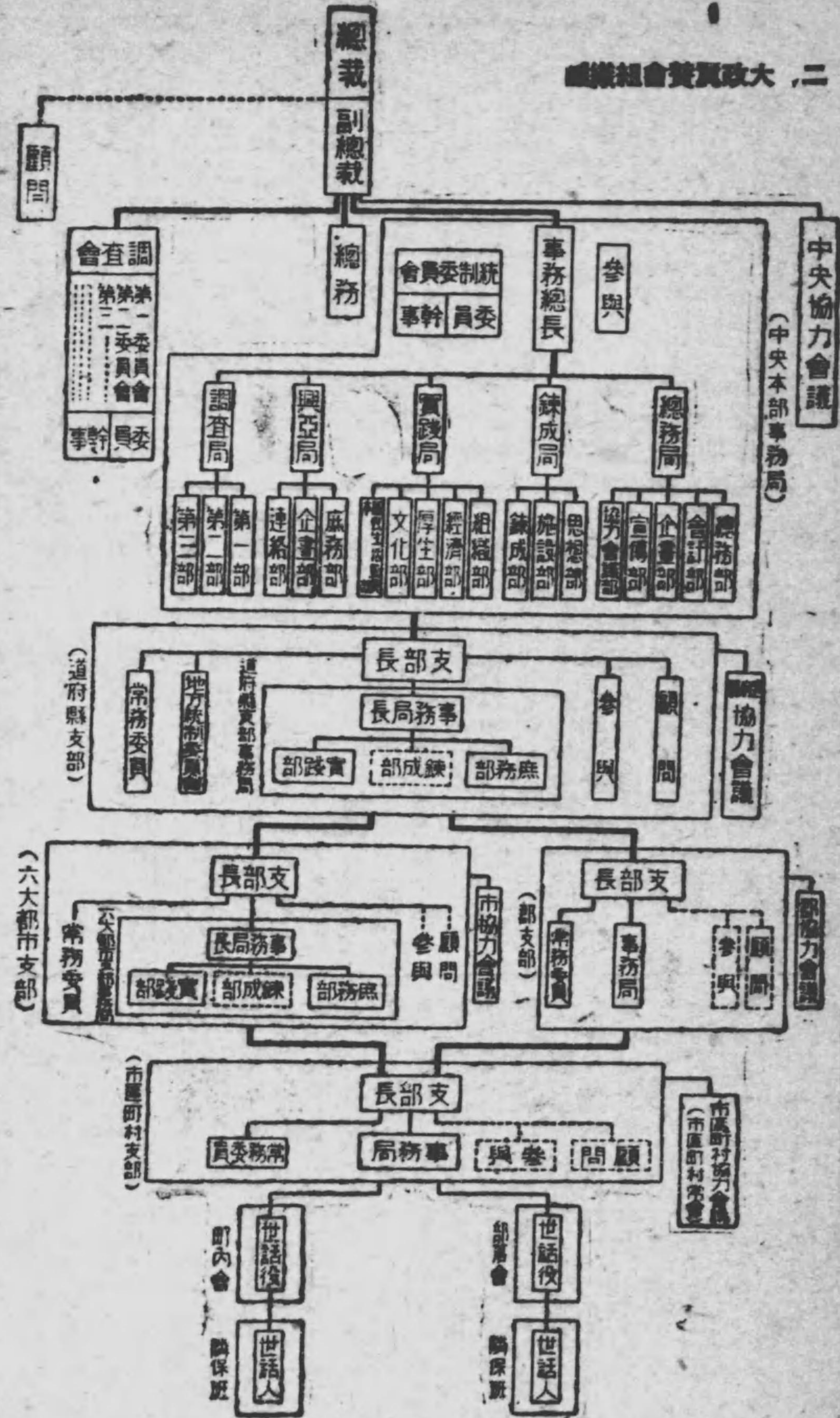
所在地 東京市麹町區大政翼賛會内
 電話 銀座 八二四〇—一九番

一、沿革 盛りあがる青壯年の力は、地方翼賛運動の中核となり、壯年團、在郷軍人、農業團體などの各團體は打つて一丸となつて翼賛青壯年團を結成する氣運が強くなり、長野縣をはじめ群馬、山形、山梨、北海道などは結成式を終り、翼賛會の外郭團體となつて活躍してゐるが、改組後の大政翼賛會ではこれら翼賛青壯年團を各府縣個々ばら／＼のものたらしめず、全國を一つにまとめ、強力なものとなし、もつて翼賛運動の外郭推進體たらしめようといふ案がでて、寄々協議の結果、既存の大日本壯年團聯盟を吸収し、在郷軍人會はじめ諸團體の協力贊助のもとに、昭和十七年一月十六日に翼賛壯年團本部の結成を見るに至つた。

二、組織 翼賛壯年團は同心團結各各その地域職域において臣道實踐に挺身し、青壯年層の自發的翼賛意思によつて結集する同志・精銳組織であつて、大政翼賛會の指導下にある外郭團體である。

團員は思想信念において國體の本義に徹し、個人的、職業的、團體的利害にとらはれることなく、日常地域職域

二、大政翼賛會組織



における實踐を通じて他に垂範し、郷土の信望篤く、かつ政治團體に加入せざるものにして、二十一歳以上の實踐力ある氣鋭の中堅青年によつて結成されてゐる。されば壯年團は從來の各團體をたゞ統合するを目的とするものではなく、各團體の推進力たるべき人物を物色し、その中核的人物を通じて翼賛會の傘下に糾合するにある。

團の編成は最下位團を市區町村團とし、但、大都市は特にその下に分團、班を設けることを得、その上に郡團、道府縣團を置く。而して各府縣團は目下各地共結成式を擧げ漸々實行にとりかゝつてから設立してゐる。

三、實踐運動

- (イ) 國民精神の昂揚
- (ロ) 時局認識の徹底
- (ハ) 興亞運動の推進
- (ニ) 國策遂行への挺身
- (ホ) 地域的職域的翼賛體制の建設
- (ヘ) 戦時生活體制の建設
- (ト) 國防思想の普及、統後奉公活動の強化
- (チ) 其の他翼賛奉公の實踐に必要な事項

帝國農會

所在地 東京市麹町區丸の内三ノ一
電話 丸の内三九三二—二番

一、沿革 農會は農業者の自治機關にして、その目的は農業の改良發達を圖るのであるが、その目的遂行のためには、系統的に組織せられたる帝國農會、道府縣農會、郡市農會、町村農會はつねに自ら各般の事業を行ふとともに、官民の連鎖となり、官廳の獎勵事項を農業者に普及徹底せしむるに努め、また農業者の意見を代表してこれを官廳に建議し、或はこれを社會に發表するなど、農會は農業者全體の福利増進を圖るを目的とする機關である。

明治の開化とともに勸業が旺んになるにつれ、各地にその相互扶助連絡機關が生れるに至り、明治十四年それらの統合連絡を圖るため、中央に大日本農會が設立され、同二十七年同農會の手により農業團體たる全國農事會が創設された。ついで道府縣農會が地方に結成され、同三十二年に農會法の發布を見るに至り、郡農會、町村農會が相次いで各地に設立されて系統農會の組織は確立された。そして明治四十三年には農會法が改正され、任意團體たる全國農事會を解散して、公益法人たる帝國農會が誕生したのである。

二、組織 所謂系統農會の名の示す如く、上は帝國農會から下は町村農會に至るまで、四段階の系統組織をもつて結ばれてゐる。その最下級團體たる町村農會にあつては強制加入で農業者たるものは悉く農會員である。

三、機構

- 會長 酒井忠正 副會長 片野重脩
- 幹事長 東浦庄治
幹事 江副仁介、千葉容山、土屋春樹、天明郁夫、石橋幸雄
- 總務部(部長江副仁介)
政策部(部長千葉容山)
指導部(部長土屋春樹)
配給統制部(部長天明郁夫)
調査部(部長石橋幸雄)

産業組合中央會

所在地 東京市麹町區有樂町一ノ二
電話 丸の内二五五一—九五番

一、沿革 明治三十三年三月六日産業組合法發布せられ、わが國産業組合は漸次普及を見るに至り、同三十八年二月二十二日には組合間の連絡統制および普及發達、指導獎勵のため、任意團體として大日本産業組合中央會設立さる。明治四十二年の第二次産業組合法の改正により産業組合中央會の設立が法的に認めらるゝに至り、こゝに大日本産業組合中央會は法令にもとづいて組織變更手續きを了し、同四十四年三月七日その指令に接し、産業組合法による社団法人産業組合中央會の成立を見、わが國産業組合の發展に幾多の貢獻をなし今日に至る。

二、組織 産業組合にはその性質により信用事業を取扱ふ信用組合、販賣事業を取扱ふ販賣組合、購買事業を取扱ふ購買組合、利用事業を営む利用組合の單獨組合以上の二ツか三ツ或は四ツを兼ねて經營してゐる綜合組合とに分れ、大體行政區劃の町村單位に設置されてゐる。このほか農業倉庫經營、醫療、製絲、乾繭などの特殊組合もあるが、數はほんの僅かであつて、前記の組合に比べれば問題にならない。而して産業組合は昭和七年の組合法の改正により「産業組合組織は原則として無限責任、保證責任の二種とし、特種組合(市街地)に限り有限責任たることを得ることとなり、全國にその普及を見るに至り、未設置町村數は昭和十三年九月現在で四十六を數へるのみ。單位組合である前記産業組合の上にその聯絡統率機關として、道府縣單位に産業組合聯合會がある。同聯合會は町村産業組合を構成分子としてをり、組織活動は單位組合とほぼ同一である。表によると聯合會總數二九三(昭和十四年度末現在)となつてをり、單營の利聯が二四を占め、二種兼營では販賣聯の三四、販利聯の二八、購利聯の一八、信購聯の一の順位を示し、三種兼營では販賣聯が六三で總數においても第一位にあり、信販購聯は七となつてゐる。四種兼營の信販利聯は二〇といふ割合になつてゐる。

町村産業組合、道府縣産業組合聯合會の上に産業組合中央會があり、中央會の構成員は正會員は産業組合および同聯合會である。

三、事業 産業組合中央會の目的は

産業組合の普及發達、指導聯絡統制を圖るにあり、このために各種協議會、懇談會、打合會、全國大會を開催し、指導、教育、調査、宣傳、出版その他の事業をなすとともに、農林省の囑託乃至助成事業をなし、その國家的使命遂行に努めつゝある。

農山漁村文化協會

所在地 東京市麹町區有樂町一ノ二
電話 九ノ内六五七・三五三一五番

一、沿革 支那事變以來、農山漁村は多數の將兵を戦線に送り、或は軍需工業に幾多の産業戰士を出し、さらに食糧の増産に各種農産物の供出等にその使命を果たしつゝあるが、時局の推移によりこゝに鑑みるゝところあり、中央における農山漁村機關二十一團體相圖り、農林省、拓務省、厚生省賛同のもとに、昭和十五年三月二十五日農林大臣より社団法人農山漁村文化協會設立の許可を得て本會を創立、會長有馬頼寧伯主宰のもとに

一、農林産業の普及徹底
一、農業報國精神の涵養
一、農山漁村文化の向上

一、健全娛樂の提供 等を目的とし、爾來これが達成のため各般の事業實踐に鋭意努力しつゝある。

二、組織 本會は目的達成遂行のため、中央における各種農業團體および農林關係國策會社をもつて本部を組織し、全國道府縣、朝鮮、臺灣、樺太に道府縣下の全農業團體を構成員とする地方支部を設立、もつて活動の徹底普遍化を期してゐるほか、滿洲開拓村にもこれを及ぼし、日滿一體の實を擧げんと努力しつゝある。

三、事業 本協會は農山漁村文化の向上、農業報國精神の涵養、農林國策の普及徹底を圖るをもつて目的とし、その達成のため左の事業を行ふ。

(イ)農山漁村文化の向上に関する各種の施設
(ロ)農林國策宣傳に関する各種の施設
(ハ)農業開拓民に関する宣傳
(ニ)農山漁村に對する健全なる娛樂の提供
(ホ)農山漁村文化に関する各種の調査研究及印刷物の頒布

(一)其他本會の目的達成上必要な事業

農業報國聯盟

所在地 東京市麹町區大手町一
農林省內
電話 九ノ内一五一番

一、沿革 事變下、農山漁村は多數の應召者を出し、また軍需工業方面への農村青壯年の移動、軍馬の徵發などによつて、人畜、労働量の著しい減少にもかゝはらず、農村古來の美風たる隣保共助の精神を基礎として、勤勞奉仕、各種共同作業、共同施設等の徹底により、よく統後農業生産力を維持し、また事變のため要求せられる各種軍需農産物の生産供出に遺憾なきを期しつゝあるが、斯の如き力強い活動の基礎を築いたものこそは、昭和七年以來全國一萬一千の農山漁村に展開され來つた農村更生運動における學村的總動員態勢であり、今事變勃發後において、これが「農業報國聯盟」の結成となつて現れたのである。

農業報國聯盟は農林省の肝煎によつて結成せられた農林漁業關係團體の總動員態勢であつて、昭和十三年十一月

二日に發會せられ、會長に農林大臣を推戴し、顧問、理事、評議員には農村關係一切の權威並に代表者を網羅し、いはゞ農業報國運動の中央陣營である。

二、組織 農業報國聯盟は農林大臣を會長に推戴し、左記の加盟團體、贊助團體によつて組成されてゐる。

加盟團體——帝國農會、産業組合中央會、全國山林會聯合會、帝國水産會、帝國畜産會、日本中央蠶絲會、全國養蠶業組合聯合會、帝國馬匹協會、贊助團體——大日本農會、産業組合中央金庫、全國購買販賣組合聯合會、大日本山林會、帝國森林會、大日本水産會、全國漁業組合聯合會、海洋漁業協會、大日本蠶絲會、大日本生絲販賣組合聯合會、全國産業組合製絲組合聯合會、日本競馬會、農村更生協會、中央農林協議會、農村工業協會、日本米穀協會、糧食研究會、帝國耕地協會、全國町村長會、日本獸醫師會、富民協會、滿洲移住協會、大日本青少年團、全國學農聯盟、日本放送協會

三、事業

(イ) 町村および部落に於ける農業報
 國運動實行組織に關する施設
 (ロ) 農業報國の趣旨徹底のためにす
 る各種の施設
 (ハ) 本運動實行上必要なる各種の事
 業並その援助

滿洲移住協會

所在地 東京市豊島區一丁目一九
 電話 九段五〇六七—九番

一、沿革 滿洲事變の戦塵いまだ收
 りきらぬ昭和七年、早くも第一次武裝
 移民が渡滿し、輝かしく大和民族大陸
 進出の第一歩を踏み出したが、昭和十
 年秋に至りその後援機關たらしむべく
 同志的の結合體として滿洲移住協會設
 立の議起り、同年十月十九日發起人會
 を開いて諸般の協議を行ひ、十一月二
 月十一日創立披露會が開かれて、こゝ
 に民族發展の推進機關として輝かしく
 生誕を見た。次いでその秋滿洲開拓事
 業は重要なる國策として閣議の決定を
 見、二十ヶ年百萬戸、五百萬人の移住
 計畫が確立されるや、本協會の使命は
 ますます重大性を加へ、拓務省唯一の
 外郭機關として、開拓事業の遂行を圓

滿ならしむるとともに、地方各機關と
 提携して、主として内地より開拓民の
 送出国の第一線に立つことになつた
 二、組織 滿洲移住協會は財團法人
 にして、組織左の通り
 庶務部
 宣傳部——一般宣傳および青少年義
 勇軍募集に關する事項を管掌
 指導部——男女指導員の養成訓練、
 分村分郷の指導並一般及大陸歸農
 開拓民の募集、滿蒙開拓勤勞奉仕
 隊などに關する事項を管掌
 幹事部——開拓民義勇軍勤勞奉仕隊
 員の輸送、物故開拓民及義勇軍の
 弔慰、訓練所關係資材の購入、滿
 蒙開拓館などに關する事項を管掌
 弘報部——機關誌「開拓」の刊行、
 一般印刷物の刊行
 企畫委員會——本協會の事業運営に
 關する企畫審議をなす

大日本産業報國會

所在地 東京市神田區保町二ノ一七
 電話 九段四〇七九・三三四・二七五七番

一、沿革 支那事變の進展は全面的
 に國內體制強化整備の方策を要請し、

戰爭遂行に不可欠の條件たる生産力擴
 充をはじめとして勞働政策の重質性は
 とみに加はり、産業報國運動を勞働行
 政の中心とし、整備擴充を圖るとも
 に、この種の運動の統一を圖るべく、
 昭和十三年二月協同會内に「時局對策
 委員會」を設立して審議を重ね、三月
 に至つて具體的に勞資關係の指導精神
 を確立、勞資關係の指導精神を普及宣
 揚する方策として、各事業場に右精神
 を具現するため、その指導連絡機關た
 る中央機關の設置が決定され、七月三
 十日産業報國聯盟が結成された。昭和
 十五年十一月に政府において決定せら
 れたる勤勞新體制の基本要綱の勤勞奉
 公、産業報國の理想とこれが具現組織
 の明示と相俟つて、新たに強力なる指
 導體制をと、のへ、全國的指導の中樞
 たる中央機關が昭和十五年十一月二十
 三日の新嘗祭の佳き日を卜して、大日
 本産業報國會として誕生したのである
 が、昭和十七年七月總裁制の廢止及之
 に伴ふ會則の變更等を決定し、其の他
 は現状の儘大政翼賛會の傘下に入るこ
 ととなつた。

二、組織 全國個々の工場事業場に

大日本勞働科學研究所

所在地 東京市世田谷區祖師谷二ノ一
 電話 二二二六
 電話 七三三、六四四、六四五番

日本勞働科學研究所は從來より勞働
 の科學的生理衛生的社會文化的研究に
 より生産擴充、國民文化向上に多大の
 貢獻をなしたつたが、産業報國運動の
 展開に伴ひ昨年十月勞働科學研究所と
 改稱し大日本産業報國會中央本部に統
 合せられ爾來同會の科學的研究機關と
 しての重要役割を果たしつつある。
 尙十七年度の主要研究項目は第一勤
 勞文化の發揚に關する研究、第二生産
 力擴充に關する研究、第三高度國防國
 家體制に關する研究、第四戦時下緊急
 對策研究等にして定期刊行物「勞働科
 學」其他を通じ其の業績を發表してゐ
 る。

商業報國會

所在地 東京市京橋區新川二丁目七
 電話 東京一六一五・三五四一番

一、沿革 商業報國會中央本部は、
 昭和十五年十一月二十一日、舊來の營

結成せられる産業報國會を以て組織
 し、之が中央本部を東京市に置くこと共
 に、道府縣に於ける産業報國運動を實
 施統轄指導する爲め道府縣産業報國會
 を、鑛山に於ける産業報國運動を實施
 統轄指導するために道府縣産業報國會
 の外地方鑛山部會を置く。
 三、事業 本會の事業計畫を略述す
 れば左の如し
 一、産業報國精神の昂揚に關する事項
 二、産業報國會々員の教育訓練に關す
 る事項
 三、産業報國會の運営及事業の指導に
 關する事項
 四、産業報國運動の指導者養成に關す
 る事項
 五、勞働力の保全増強、技術の向上其
 の他生産の高度能率發揮に關する事
 項
 六、勞務配置其他勞務統制への協力
 に關する事項
 七、福利厚生、生活指導に關する事項
 八、勤勞文化の向上に關する事項
 九、一般國策への協力に關する事項
 十、産業勞働問題の調査研究に關する
 事項

利本位の經濟觀念を修正し、商業本來
 の配給機能と國家的立場に於て再把握
 すると共に國防國家の要請せる合理的
 配給組織を樹立せん(官言拔萃)こと
 を目標とし、官民一體となつて結成せ
 られたもので、爾來一年有半、萬民輔
 翼の精神に立脚せる實踐的國民運動と
 して、産業報國運動を展開して來た
 が、六月現在の結成道府縣本部(樺太
 を含む)は四六にして全國の九割六分
 に達し、その下部組織たる單位商業報
 國會は八、七四〇會、その會員數は
 一、四七八、〇一〇人に及び、殆んど
 全國の地域凡ゆる商業の分野にまで滲
 透展開せらるゝに到つた。

二、組織 1、商業報國會組織 商
 業報國會中央本部(總裁商工大臣)――
 道府縣商業報國會本部(本部長知事
 副本部長經濟部長)――道府縣商業報
 國會支部(支部長業者代表)――單位商
 業報國會(業種別地域別)――班(五人
 組五を以て組織)――五人組――會員
 2、推進隊組織 全國推進隊(隊長
 本部長兼任)――道府縣推進隊(隊長
 道府縣本部指導部長)――支部推進隊
 (隊長指導部長)――單位報國會推進隊

けられ、三局所在地にはそれぞれ、關東、關西、東海の支部が置かれ、引つゞき昭和二年三月には中國、九州、東北、北海道と各支部が増置せられたのである。

その後協會の業務組織は、急激なる發展途上にある放送事業運行上幾多改善すべき事項を生じたため、昭和九年五月劃期的改組を断行し、事業運営の合理化を圖り、もつて重大使命遂行に遺憾なからしめてゐる。

かくして協會成立以來十數年、一路順調なる發展を遂げ、今日においては全國中繼設備の完成と相俟つて、大電力放送並に短波放送の擴充に依り、國際放送、海外放送など國境を越えての世界ラジオ戦に堂々の陣を張り、複雑極りなき國際情勢下大東亞建設の大業に邁進しつつある。

二、組織 本會は東京に本部を置き、左の役員の下に各部局を設けて部・局・所長により内地における一切の放送事業を遂行せしめてゐる。

- 總 裁 近衛 文磨
- 副 裁 門野重九郎
- 會 長 小森 七郎

國民精神文化研究所

所在地 東京市品川區上大崎長者丸
電話 大崎三二七、三二八、三二九番

一、沿革 昭和七年八月二十三日勅令第二三三號をもつて、國民精神文化研究所官制を公布せられ、文部省告示をもつて事務所を省内に設置し、文部次官栗屋謙所長事務取扱を命ぜられ、研究所創業の端を開いた。ついで九月六日神田一ツ橋の舊東京商科大学跡の假廳舎に移り、研究および事業に着手し、同十九日所員紀平正美事業部長を命ぜられ、翌昭和八年五月現在の新廳舎に移る。かくて研究および事業の進捗をみ、六月三十日「國民精神文化研究所」第一號を刊行し、同九年三月「國民精神文化研究」第一年四冊を刊行す。五月二十一日開所式を舉行、二十三日第一回の講演會を開催。五月栗屋謙所長事務取扱を免ぜられ、文部省社會教育局長關屋龍吉所長に補せらる。

爾來、國民精神文化に關する諸種の刊行物を出し、古來からの日本精神品揚に多大の貢獻を爲してきてゐる。

中央教化團體聯合會

所在地 東京市港谷區墨田一ノ三
電話 青山一八一、二〇五三番

一、沿革 大正十二年九月一日の關東大震災火災後における世相を御軫念のあまり同年十一月十日國民精神作興に關する詔書を漢發あらせられ、民心の振作と更張の大綱を擧げ、その嚮ふところを教示し給うたのであつた。

こゝにおいて時の内務省社會局長官は都下の主要教化團體代表者の參集をもとめて、聖旨の普及徹底を圖るべき方途につき協議した結果、各教化團體

中央教化團體聯合會

二、組織 本研究所は研究部、事業部、編輯並調査に關する事務及び庶務を以て組織す。研究部は國民精神文化の研究に當り、研究の方面に従ひ、

歴史科、國文學科、藝術科、哲學科、教育科、法政科、經濟科、自然科學科、思想科の九科に分れ、所員、研究囑託、助手、調査囑託をそれぞれ各科に分屬し、其の専門を通して皇道の闡明と皇道に基く諸學の建設とに従事せしむ。而して其の研究活動の必要上、各種の研究會を開催す、即ち各科研究會、聯絡研究會、全體研究會之なり。目下具體的經驗究明の目的を以て、特別研究會を設け、時局下現實の重要な研究問題を中心とする研究を進む。

聖旨に奉答すべきを決議した。即ちこれに基き、翌大正十三年一月十五日をもつて教化團體聯合會を組織するに至り、爾來官公私各方面と協力して教化振興上必要なる各般の施設を講じ、事業を實施した。

超えて十五年十一月九日、長き邊りより事業御獎勵の御恩召をもつて御下賜金の光榮に浴するにおよんで、本會は一大決意のもとに昭和三年四月從來の組織を改め、本會の加盟團體はこれを道各府縣、朝鮮、臺灣、樺太、南洋等各行政區別の教化聯合團體となし、名稱も中央教化團體聯合會に変更、ここにまつた全國的中央聯合機關たる實質を帯ぶるに至り、同年十二月には財團法人の許可あり、次いで同八年十一月十日と同十五年二月十一日の二回にわたり御下賜金の恩命に浴し、一意民心の教化振興に活躍してゐる。

二、組織 本會は會則の第二條に規定されてゐるやうに道府縣および朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋における教化聯合團體を構成員として組織せられてゐる。(構成團體省略)

編輯並調査に關する事業に於ては、編輯課並調査課を設け、編輯課に於ては、本所に於ける研究成果の編輯及び資料文獻の編纂並びに出版を行ひ、調査課に於ては國民精神文化研究及び大東亞文化建設研究等に必要なる調査に關する事項を司る。

一、沿革 德川時代における大名火消、町火消といふ三百年の歴史をもつ私設機關が明治の開化とともに勅令による消防組規則が發布されて、消防組といふ公認の團體が結成された。爾來四十五年、誠によく郷土のためにほんたうに義勇奉公、何等の恩典にも浴さず、給料ももらはないで、ひたすら犠牲奉公してきた消防組が、時代の要求

應、配屬將校、勞務指導者、國民學校教員等各般の職務にある者をそれぞれ對象として隨時講習會を開催す。編輯並調査に關する事業に於ては、編輯課並調査課を設け、編輯課に於ては、本所に於ける研究成果の編輯及び資料文獻の編纂並びに出版を行ひ、調査課に於ては國民精神文化研究及び大東亞文化建設研究等に必要なる調査に關する事項を司る。

によつて數年來軍指導のもとにできた防護團と發展的合同して昭和十四年一月二十四日の勅令によつて結成されたのが警防團である。

二、組織 警防團には中央本部といふものなく、都市では大體警察署單位に、町村においては町村單位に警防團本部といふものが設置せられ、その下に業務別に消防、燈火管制、交通整理、警護、防毒、救護、警報、工作、配給、避難所管理などの各部に分ち、本部の下部組織として分團が設けられてゐる。

團員は十八歳より五十五歳に至る青年によつて組織せられ、大抵志願により任命することになつてゐる。團には團長があり、その下にこれを補佐する副團長があり、地域別の各分團には分團長、業務別には部長が、班には班長を置く。そして團長、副團長の命免は府縣知事、その他の團員は警察署長がその権限をもつてゐるのである。いづれも辭令をもつて行はれる。

警防團の指揮監督は、警防團は國家の行政に關與する機關であるところか

ら、これが設置機及及び最高の指揮監督權は府縣知事に在るわけである。

大日本興亞同盟

所在地 東京市麹町區龜ヶ岡三ノ一
電話 七八五八六―七九七九

一、沿革 大日本興亞同盟は興亞の大業完遂の目的を以て昭和十六年一月十四日の閣議決定に基き、興亞各團體を聯合して同年七月六日結成せられたが、時局の急進展は必然的に本同盟の内部機構を再整備し興亞運動の擴充強化を必要とするに至つたため同年九月整備統一特別委員會を組織し、慎重審議を重ねたる結果、加盟團體中思想及運動を中心とする團體及該部面は解體して本同盟の構成分子となり、研究及事業團體は團體會員として入會することとなつて昭和十七年三月、大日本興亞同盟は單一組織團體として重大なる使命完遂のため力強く新發足を行ふことになり、改訂規約第七條、總裁は大政翼賛會總裁の職に在る者又は其の指名したる者之に當るに依り陸軍大將林銑十郎氏を新總裁に仰ぎ、松井石根、

大日本婦人會

所在地 東京市麹町區四丁目七
電話 四九九九―一三三三

一、沿革 本會は高度國防國家體制に即應し我が國婦人傳統の美德たる修身齊家奉公の修養を積み全日本婦人一致團結之が實踐躬行に當らんとし従來我が國の大婦人團體たりし愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會を統合し、更に滿二十歳未満或は未婚婦人を除く全日本婦人を會員に網羅すべく、昭和十七年二月二日結成式を擧げた。

二、組織 本會は總裁に東久通宮裕彦王妃聰子内親王殿下を奉戴し、會長に侯爵夫人山内禎子、副會長に三條西信子、水野萬壽子、武藤能婦子、穂積ナカの四夫人を推し理事長は事務總長を兼ねて川西實三之に就任せり。役員は理事、監事、審議員、顧問とし、道府縣郡市町村に支部を、朝鮮、臺灣、南洋群島、樺太に外地本部を置く。支部の下に部落會、町内會の婦人部を以て組織する班を置き、或は聯合班を置き、組を置くことあり。

三、現況 既にして各道府縣郡市町

村支部は概ね結成を完了し、活潑なる事業活動を爲しつゝあり。

日本文化協會

所在地 東京市麹町區日比谷公園市
政會館
電話 銀座 一一七四番

一、沿革 日本精神の眞意義を闡明して我が國独自の精神、我が國独自の文化を發揚し、健全にして中正なる思想の普及徹底を圖り、以て教育、學問その他社會各般の改善振興に資し、時弊の匡正と國運の進展との一端に貢獻する趣旨の下に官民有志の協力によつて昭和九年二月十一日日本協會の設立を見た。

二、事業 大略次の如き諸事業を行つてゐる。
一、思想・時局・文化各種の問題に關して講演會、談話會の開催。
一、各方面の指導的地位にある人々の爲に日本文化講座の開設、教育問題、宗教問題、ロシア問題、風教問題、その他各種の研究會、懇談會等を開き、其の道の學者、碩學と共に研究討議してゐる。又、日本文化協會

高橋三吉兩大將並に水野鍊太郎氏を副總裁に迎へて五月には顧問、審議員、協議員、理事を任命、茲に新陣容を強化して愈上其の目的完遂に向ひ果敢なる第一歩を踏み出したものである。

二、編輯
一、本同盟は華國の精神に則り八紘を掩ひて宇と爲し萬邦をして各々其所を得しめ兆民をして悉く其の堵に安んぜしむるの大理想の下世界の新秩序を建設し恒久平和の確立と人類文化の興隆とに寄與せんことを期す
二、本同盟は米英に對する宣戰の詔書奉戴し且日滿華三國共同宣言の趣旨に基き主權の尊重國防の協力防共の徹底經濟の提携文化の創成を以て興亞運動の道標と爲し大東亞諸民族の總力を擧集し共榮の大業に邁進せんことを期す
三、本同盟は興亞國民運動の前衛を以て任ずる同志の結合にして興亞の國策に協力し之が實現を推進せんがため堅忍持久挺身躬行國民の總力を結集し以て東亞積年の禍根を斷ち聖戰の目的を貫徹せんことを期す

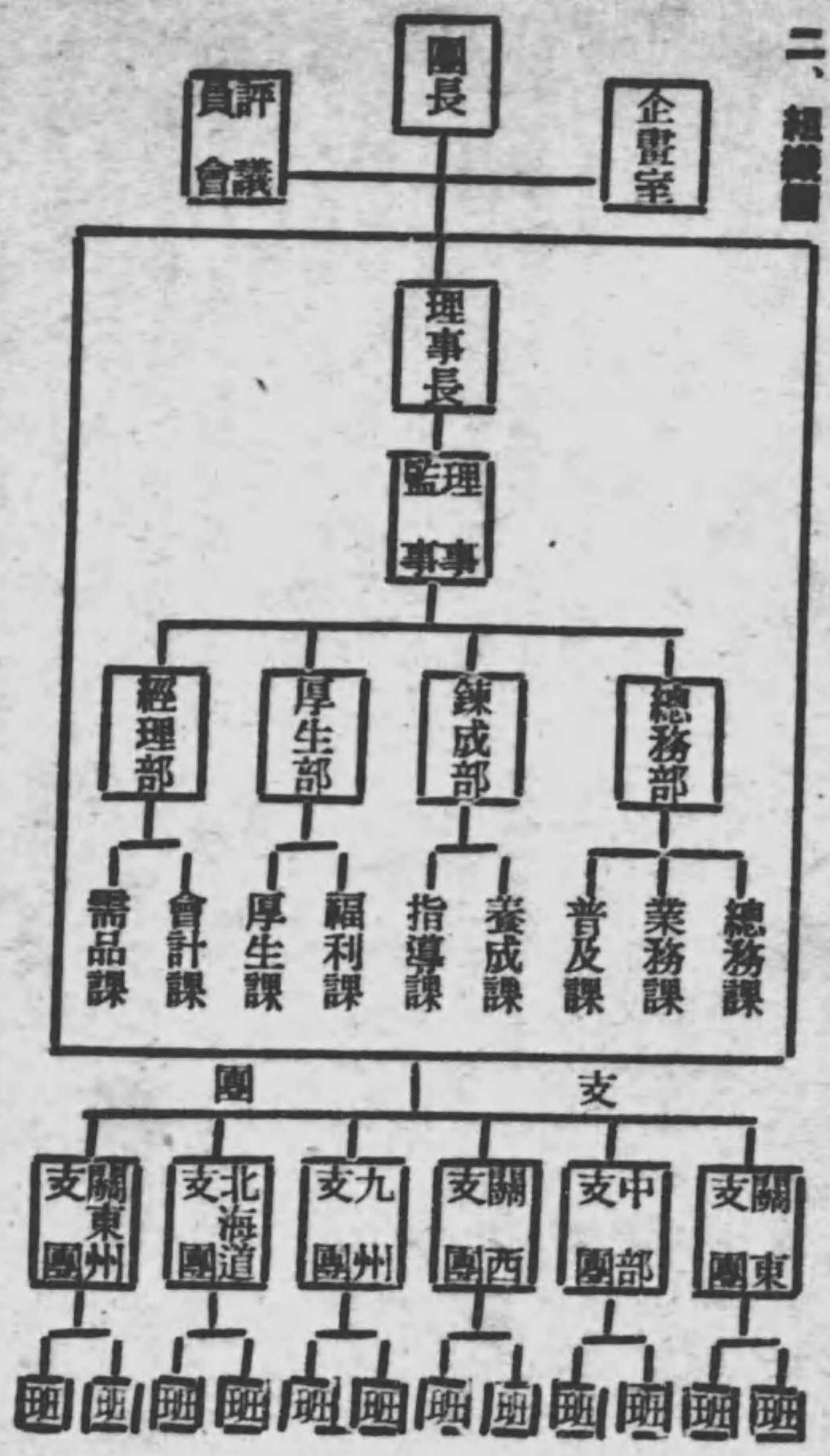
賞を設定し、日本文化發揚に貢獻せる學問、文藝、美術工藝、音樂、映画、演劇、舞踊の各部門の著作作品又は演技に對して之を與へる事になつてゐる。
一、研究部は研究指導者、研究囑託、研究生から成り、研究囑託、研究生には研究費を補助してゐる。尚ほ各部の研究會、綜合研究會を持ち、研究の結果は講演、出版等の方法によつて發表してゐる。
一、思想部 思想事件關係者の思想相談、思想指導に當り、又日本精神講習會を開き國民思想の善導振作を圖り、其の他各種の思想問題研究會、座談會等を催してゐる。
一、出版部 日本文化時報、日本文化小輯、談話叢書、思想問題小輯、日本精神叢書、日本文化叢書、憲法教育資料、教學叢書、國體の本義解説叢書、其他單行書類の出版物を發行してゐる。
一、本協會は大坂府、京都府、石川縣、愛媛縣、栃木縣、群馬縣、愛知縣、新潟縣、富山縣、兵庫縣、和歌山縣(一部)、廣島縣、香川縣、大分縣

の各地に支部を置き支那独自の活動を行つてゐる。

日本海運報國團

所在地 東京市芝区海岸通三丁目一
電話 三田 一九五九番

一、沿革 本團は國體の本義に則り大政翼賛會總裁統制の下に海運産業の國家的使命を盡し全海運産業人と衷協同克く其の本分を盡し以て海運報國の實を擧げ國防國家體制の確立を圖るため昭和十六年十一月結成された。



日本文學報國會

所在地 東京市墨田區永田町二丁目
電話 銀座一六八七・七九四三番

一、沿革 昭和十六年十二月二十四日大政翼賛會文化部の主催により、文學者愛國大會が開催されたのを契機として、全國の文學者の一元的團體を組織する議が起り、準備委員會に於て、會員の銓衡、定款の作成等慎重に議を練り、三月上旬大綱を決定、更に約三百名の處理委員を擧げて準備を進めた結果、昭和十七年六月十八日、日比谷公會堂に於て發會式を舉行、以後今日に至つた。

二、組織 本會は文學を以て職能とするものを正會員とし、其他名譽會員(我國の文學に功勞ありたるもの、中より理事會の議を経て會長之を推薦す)、贊助會員(目的事業に賛同し財的援助をなすもの)、客員等を以て組織す。

- 一、小説部會 部會長 徳田 秋聲
 - 二、劇文學部會 武者小路實篤
 - 三、評論部會 高島 米峰
 - 四、詩部會 高村光太郎
 - 五、短歌部會 佐々木信綱
 - 六、俳句部會 高濱 虛子
 - 七、國文學部會 橋本 進吉
 - 八、外國文學部會 茅野 蕭々
- 右の八部會の部會長を以て本會の社員とす。
- 本會役員は左の如し。
- 常務理事 久米正雄、中村武羅夫
理事 長與善郎、柳田國男、吉川英治
松本潤一郎、關正雄、菊池寛、山本有三、白柳秀湖、佐藤春夫、窪田空穂、水原秋櫻子、下村宏、折

- 口信夫、山田孝雄、辰野隆、上司
小劍、川路柳虹
- 監事 男爵 三井 高陽
部會幹事 小説部會 白井 喬二
劇文學部會 久保田万太郎
評論隨筆部會 河上徹太郎
詩部會 西條 八十
短歌部會 土屋 文明
俳句部會 富安 風生
國文學部會 久松 潜一
外國文學部會 中野 好夫
事務局長 久米 正雄
庶務部長 甲賀 三郎
文書課長 武川重太郎
文書課長 森田 秀三
審査部長 河上徹太郎
調査課長 宮崎 嶺雄
事業部長 戸川 貞雄
企畫課長 福田 清人
事業課長 福澤 孫三

- 三、事業 本會は全日本文學者の總力を結集して、皇國の傳統と理想とを顯現する日本文學を確立し、皇道文化の宣揚に翼賛するを以て目的とし、左の事業をなす。
- 一、皇國文學者としての世界觀の確立
- 二、文藝政策の樹立並に遂行への協力
- 三、文學に依る國民精神の昂揚
- 四、文學に依る國民的教養の向上
- 五、我國の古典の尊重普及と古典作家の顯彰
- 六、文學を通してなす國策宣傳
- 七、對外文化事業への協力
- 八、日本語の純化並に其の對外普及に關する事業
- 九、優秀なる作品の推奨
- 十、必要なる調査研究及翻譯の斡旋助成
- 十一、新進文學者の育成
- 十二、各地域職域に於ける文學の育成
- 十三、文學各部門間の交流
- 十四、文化各部門との連繫
- 十五、諸官廳諸團體との連絡
- 十六、文學作品の製作及發表の規正
- 十七、其の他必要なる事業
- 本會事業遂行の爲、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。
- 總務部、人事、會計、庶務事項を掌る。
審査部、推事項並に助成事項の審査に伴ふ事務、資料の蒐集作成等に關する事項を掌る。
事業部、審査部に屬せざる本會の諸事

業の企畫並に遂行に伴ふ事務を掌る。

日本少國民文化協會

所在地 東京市京橋區銀座四丁目一番地(三越銀座支店六階)
電話 京橋自三二二番至三三〇番

- 一、沿革 本會は皇國の道に則り國民文化の基礎たる日本少國民文化を確立し以て皇國民の錬成に資するため設立された。
- 二、事業 本會の目的を達成する爲左の事業を行ふ。
- 一、日本少國民觀の確立並に日本少國民文化の根本理念の究明
- 二、日本少國民文化政策の樹立並に遂行に對する協力
- 三、内外の少國民文化の研究調査
- 四、少國民文化財の生産、配給に關する企畫指導並に斡旋
- 五、少國民文化財生産者の再教育並に養成指導
- 六、優良少國民文化財の獎勵並に普及
- 七、少國民文化各部門の交流に關する

- 八、地域的特殊性に適應する少國民文化の育成指導
- 九、少國民生活に交渉ある他團體との連絡及之が補導
- 十、少國民文化功勞者及少國民文化財生産功勞者の表彰
- 十一、其の他必要と認むる事業

中華新民會

所在地 中華民國 北京
辦事處 北京市麻布區新羅士町一二二番地
電話 赤坂一六七八番

- 一、沿革 支那事變勃發後、北支那に新政府が樹立されるとともに、新政府と表裏一體の民衆運動をなすべく、中華民國二十六年十二月(昭和十二年)別記の如き綱領に則り、北京に創立されたのにはじまり、同二十九年三月(昭和十五年)に至つて華北政務委員會の設立を見るに及んで、北支四省(河北、山東、山西、河南)の宣撫工作を一手に引受けることとなり、會の組織機構も飛躍的發展を遂げ、唯一の強

力な民衆團體となつて明朗華北の建設に邁進しつつある。

新民會綱領

- 一、發揚新民精神、顯揚王道
- 二、實行反共、復興文化、確立平和
- 三、振興產業、改善人民生活
- 四、以善隣結盟建設東亞新秩序
- 二、組織 會務執行機關としての中央本部の組織機構は以上の如くであるが、本部を小さくしたやうな組織がそれぞれ下部組織として存在してゐる。例へば各省には省總部、特別市および市には市總部といふものがあつて、各各その管下の事務にたづさはつてゐるのである。
- 三、事業 新民會はわが國における各種團體と異り、高度の政治性をもつとともに指導性を具備し、新民會綱領にあるやうに反共和平もつて善隣友好、國民生活の安定など、戦後の復興に政府と表裏一體となつて活躍しつつある。故にその宣撫活動に至つては實に涙ぐまじきものがある。

滿洲國協和會

所在地 滿洲國新京大同大街

「建國の精神は王道を行はんことを期す、尤も政黨政治の現今時代に適宜せざるに鑑み、茲會を之れ設け、民族の協和を謀り、百業の振興を圖らんとするは、予甚だこれを嘉みす、望むらくは無黨無偏、誠を以てし信を以てし、思想は一致に趨き、生業は相扶持を爲し、國家の前途、胥な焉れに利賴せんことを」と、大同元年七月二十五日の協和會設立の發會式に賜りし執政訓詞に示されてゐる如く、協和會は世界人類に示す新しき政治理念の發現であり、獨創的王道政治を達成すべき使命をもつて創設されたものである。滿洲に於ける唯一の王道政治元遂の爲の實踐機關である。

編輯後記

紀元二千六百年を記念して生れた青少年團年鑑も本年鑑で第三號を發刊する運びとなつた。編輯の内容、體裁等に就ては回を重ねるにつれて改善を施してきた積りであり、この種年鑑の構想としては大體本十八年度版の如きところにおちつくのではないかと思ふ。たゞその内容に關しては何しろ原稿を締切つたのが昨年の十月であり、このやうに發刊が遅れた今日ではもつと收めねばならぬ事項の多々あることに氣附くのであり、できるだけ努力はしたが、それにも限度があるので、この點は御諒承を乞ひたい。

る。國家の現在並に將來を考へ、青少年團の現況、青少年教育の狀況、其他一般青少年生活の狀況を見ると、この問題はもつと熱烈に、もつと眞摯に研究、調査されねばならぬのであつて、かゝる時に際し本年鑑のもつ意義は決して小さいものではないと思ふ。いふまでもなく本年鑑は青少年團を中心にして、これに最も多くの頁を割き、それから他の一般青少年に關する問題に及んでゐる。これは我々として當然である。我々としては青少年團の意義を闡明し、その運営の狀況を明らかにし、以て今日の青少年問題の解決に大きな役割を果さうとしてゐるのであつて、この意味で本年鑑はあくまで全國青少年團指導者並に團員の必携書である。どうかその積りで愛讀をされ度い。

(田文協承認)
あ200182號

昭和十八年六月五日印刷
昭和十八年六月十二日發行

昭和十八年度
青少年團年鑑

定價七拾錢

編輯者
發行所

東京市四谷區霞ヶ丘町十一
日本青年館内

印刷者

東京市牛込區櫻町七番地
長久保慶一

印刷所

東京市牛込區櫻町七番地
大日本印刷株式會社
榎町工場

發行所

東京市四谷區霞ヶ丘町十一
財團法人日本青年館

配給元

日本出版配給株式會社

(東京1)

東京市四谷區霞ヶ丘町十一

定章

定價に就いては、東京市四谷區霞ヶ丘町十一
東京市四谷區霞ヶ丘町十一
東京市四谷區霞ヶ丘町十一

一	本	五五錢
一	本	五五錢
一	本	五五錢
一	本	五五錢

東京市四谷區霞ヶ丘町十一

分	單	村	品	分	單	村	品
圖	位	區	名	圖	位	區	名
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五

東京市四谷區霞ヶ丘町十一
東京市四谷區霞ヶ丘町十一
東京市四谷區霞ヶ丘町十一

館年青本日
東京市四谷區霞ヶ丘町十一

215091

版館年書本日

